２０２６ 年 度

愛知県交通安全実施計画

愛 知 県 交 通 安 全 対 策 会 議

愛知県

は　じ　め　に

この交通安全実施計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）第 25 条第１項に基づいて作成した「第 12 次愛知県交通安全計画」（2026 年度～2030 年度）の基本方針に従って、2026 年度における県内の陸上交通の安全に関し、国、県、警察、公社等が講ずべき施策を計画的に推進するために作成したものです。

本県における 2025 年中の交通事故死者数は 112 人と、前年に比べ 29 人減少し、現行の交通事故統計となった 1948 年以降最も少ない死者数となりました。また、2019 年以降７年連続で全国ワースト１位を回避することができました。

一方で、本県では高齢者が犠牲となる死亡事故が全体の約半数を占めており、高齢者に対する交通安全対策が特に重要な課題となっております。

一瞬にして尊い命を奪い、平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすことは、私たち愛知県民の切なる願いであり、人命尊重の理念の下に、「交通事故のない社会」を実現するためには、交通安全の諸施策を効果的かつ強力に推進していかなければなりません。

このため、愛知県交通安全対策会議を構成する各実施機関は、相互に緊密な連携を図りつつ、市町村を始め関係機関・団体の協力の下に、第 12 次愛知県交通安全計画に掲げた目標の達成に向けて、この実施計画の着実な推進に努めてまいります。

2026 年６月

愛知県交通安全対策会議会長
愛知県知事　大　村　秀　章

目　　次

Ⅰ　2026年度愛知県交通安全実施計画の目標 …… 1

Ⅱ　愛知県の交通事故の現況 …… 2

Ⅲ　講じようとする施策

第１節　道路交通環境の整備

１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 …… 6

２　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化…… 8

３　幹線道路における交通安全対策の推進 …… 9

４　交通安全施設等の整備事業の推進 …… 13

５　高齢者等の移動手段の確保・充実 …… 17

６　歩行者空間のユニバーサルデザイン化 …… 17

７　無電柱化の推進 …… 18

８　効果的な交通規制の推進 …… 18

９　自転車利用環境の総合的整備 …… 19

10　ＩＴＳの活用 …… 20

11　交通需要マネジメントの推進 …… 22

12　災害に備えた道路交通環境の整備 …… 23

13　総合的な駐車対策の推進 …… 25

14　道路交通情報の充実 …… 28

15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備 …… 31

第２節　交通安全思想の普及徹底

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 …… 35

２　効果的な交通安全教育の推進 …… 45

３　交通安全に関する普及啓発活動の推進 …… 46

４　交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 …… 57

５　地域における交通安全活動への参加・協働の推進 …… 58

第３節　安全運転の確保

１　運転者教育等の充実 …… 60

２　運転免許制度の改善 …… 65

３　自動運転等の安全の確保と支援 …… 68

４　安全運転管理の推進 …… 68

５　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 …… 69

６　交通労働災害の防止等 …… 73

７　道路交通に関連する情報の充実 …… 74

第４節　車両の安全性の確保
１　車両の安全性に関する基準等の改善の推進 …… 77
２　自動運転車の安全対策・活用の推進 …… 78
３　自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進 …… 80
４　自動車の検査及び点検整備の充実 …… 80
５　リコール制度の充実・強化 …… 82
６　自転車の安全性の確保 …… 82
第５節　道路交通秩序の維持
１　交通指導取締りの強化等 …… 84
２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 …… 86
３　暴走族等対策の推進 …… 87
４　匿名・流動型犯罪グループ対策に資する交通警察活動の推進 …… 90
第６節　救助・救急活動の充実
１　救助・救急体制の整備 …… 91
２　救急医療体制の整備 …… 95
３　救急関係機関の協力関係の確保等 …… 96
第７節　被害者等支援の充実と推進
１　自動車損害賠償保障制度の充実等 …… 97
２　損害賠償の請求についての援助等 …… 98
３　交通事故被害者支援の充実強化 …… 99
第８節　研究開発及び調査研究の充実
１　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進 …… 102
２　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 …… 104
第９節　鉄道交通の安全
１　鉄道交通環境の整備 …… 105
２　鉄道交通の安全に関する知識の普及 …… 105
３　鉄道の安全な運行の確保 …… 106
４　鉄道車両の安全性の確保 …… 110
５　救助・救急活動の充実 …… 110
６　被害者支援の推進 …… 110
７　鉄道事故等の原因究明と事故等防止 …… 111
８　研究及び技術開発の充実 …… 111
第 10 節　踏切道における交通の安全
１　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、
バリアフリー化の促進 …… 112
２　踏切道の統廃合の促進 …… 113
３　踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施 …… 113
４　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置…… 114

用語解説 …… 115

Ⅳ 参考

都道府県別の人口・車両台数・免許人口・道路実延長・年走行台ｷﾛ（2025 年 12 月末）
…… 119

都道府県別事故率順位（2025 年 12 月末）…… 120

交通安全対策基本法（抜すい） …… 121

愛知県交通安全対策会議条例 …… 122

愛知県交通安全対策会議運営要綱 …… 123

愛知県交通安全条例 …… 124

愛知県交通安全対策会議名簿 …… 127

愛知県交通安全対策会議幹事名簿 …… 128

Ⅰ　2026年度愛知県交通安全実施計画の目標

Ⅰ　2026 年度愛知県交通安全実施計画の目標

１　実施計画推進への取組

本計画は、第 12 次愛知県交通安全計画（2026 年度～2030 年度）に従い、2026 年度における本県の交通安全の具体的な施策を定めたもので、関係する機関、団体等は、相互に連携をとって、この計画に定める諸施策を総合的かつ効果的に推進していくものとする。

２　実施計画の目標

交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本計画に定める諸施策を確実に実施することにより、死者数を第 12 次愛知県交通安全計画に掲げる目標の達成に向けて着実に減少させるとともに、命に関わる優先度が高い重傷者数を減少させることを目標とする。

第 12 次愛知県交通安全計画に掲げる目標
「2030 年までに年間の 24 時間死者数を 100 人以下、
重傷者数を 550 人以下とする。」

Ⅱ　愛知県の交通事故の現況

Ⅱ　愛知県の交通事故の現況

１　過去５年間の交通事故発生状況

本県の交通事故発生状況の推移を見ると、過去５年間における交通事故死者数（以下「死者数」という。）は、2023 年までは増加傾向であったものの、2024 年は３年ぶりの減少となり、また、2025 年の死者数は 112 人と、現行の交通事故統計となった 1948 年以降、最も少ない死者数となった。さらに、死者数の全国順位では、2019 年以降、７年連続で全国ワースト１位を回避した。

人身事故件数と負傷者数は、2004 年をピークに減少傾向が続いていたが、2021 年以降は横ばいで推移しており、2025 年の人身事故件数は 24,793 件、負傷者数は 28,938 人となった。

また、第 11 次愛知県交通安全計画における目標（死者数 125 人以下、重傷者数 600 人以下）については、死者数は 2021 年及び 2025 年に達成することができたが、重傷者数はいずれの年も目標を下回ることはできなかった。

【過去５年間における県内の交通事故発生状況等】

【愛知県】

区分＼年		2025年	2024年	2023年	2022年	2021年
自動車保有台数（千台）		5,382（101）	5,361（101）	5,349（101）	5,322（100）	5,313（100）
運転免許人口（千人）		5,151（100）	5,152（100）	5,148（100）	5,138（100）	5,134（100）
人口（千人）		7,453（99）	7,465（99）	7,481（100）	7,497（100）	7,516（100）
	高齢者（千人）	1,931（101）	1,928（101）	1,923（100）	1,919（100）	1,918（100）
人身事故	件　数（件）	③ 24,793（103）	③ 24,506（101）	③ 24,547（101）	③ 23,825（99）	③ 24,185（100）
	死者数（人）	⑦ 112（96）	② 141（121）	② 145（124）	② 137（117）	⑦ 117（100）
	負傷者数（人）	② 28,938（101）	② 28,822（101）	③ 28,990（101）	③ 28,072（98）	③ 28,631（100）
	重傷者数（人）	765（115）	760（114）	741（111）	668（100）	668（100）

【全国】

死者数（人）	2,547（90）	2,678（94）	2,610（92）	2,636（93）	2,839（100）

（注）・自動車保有台数は、各年３月末現在（一般財団法人自動車検査登録情報協会）
・運転免許人口は、各年 12 月末現在（愛知県警察：愛知県の運転免許人口）
・人口は、各年 10 月１日現在（愛知県：あいちの人口（推計））
・（　）内は、指数を示し、2020 年を 100 とする。
・〇数字は、全国ワースト順位を示す。

2　2025 年中の交通事故発生状況　（出典：愛知県警察本部調べ）

区　分	2025年	2024年	前年比	増減率
死者数	112	141	−29	−20.6%
負　傷　者　数	28938	28822	116	0.4%
人身事故件数	24793	24506	287	1.2%

【都道府県別死者数】

	都　道　府　県	死者数	前年比	増減率
1	神　奈　川	139	30	27.5%
2	東　京	134	−12	−8.2%
3	北　海　道	129	25	24.0%
4	埼　玉	125	12	10.6%
5	千　葉	122	−9	−6.9%
6	大　阪	120	−7	−5.5%
7	愛　知	112	−29	−20.6%

3　交通死亡事故の特徴

(1) 地域別

名古屋・西尾張が多発

区　分		2025年(112人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
地域別	名　古　屋	27	24.1%	−8	−22.9%
	西　尾　張	27	24.1%	2	8.0%
	東　尾　張	22	19.6%	−3	−12.0%
	西　三　河	22	19.6%	−2	−8.3%
	東　三　河	13	11.6%	−10	−43.5%
	高　　速	1	0.9%	−8	−88.9%

(2) 当事者別

歩行者が多発、自動二輪・自動車が増加

区　分		2025年(112人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
当事者別	歩　行　者	39	34.8%	−18	−31.6%
	自　転　車	11	9.8%	−12	−52.2%
	特定小型原付	0	0.0%	0	—
	一　般　原　付	8	7.1%	−4	−33.3%
	自　動　二　輪	20	17.9%	2	11.1%
	自　動　車	34	30.4%	3	9.7%
	そ　の　他	0	0.0%	0	—

(3) 主な事故類型別

車両単独が多発増加、横断中が多発

区　分		2025年(4類型80人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
事故類型別	横　断　中	30	26.8%	−6	−16.7%
	出　合　頭	13	11.6%	−8	−38.1%
	車　両　単　独	33	29.5%	1	3.1%
	正　面　衝　突	4	3.6%	−3	−42.9%

(4) 年齢層別

高齢者が多発、若者が増加

区分		2025年(112人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
年齢層別	こども(15歳以下)	1	0.9%	-2	-66.7%
	若者(16～24歳)	15	13.4%	8	114.3%
	一般(25～64歳)	41	36.6%	-13	-24.1%
	高齢者(65歳以上)	55	49.1%	-22	-28.6%

【年齢別の死者数及び人口構成比】

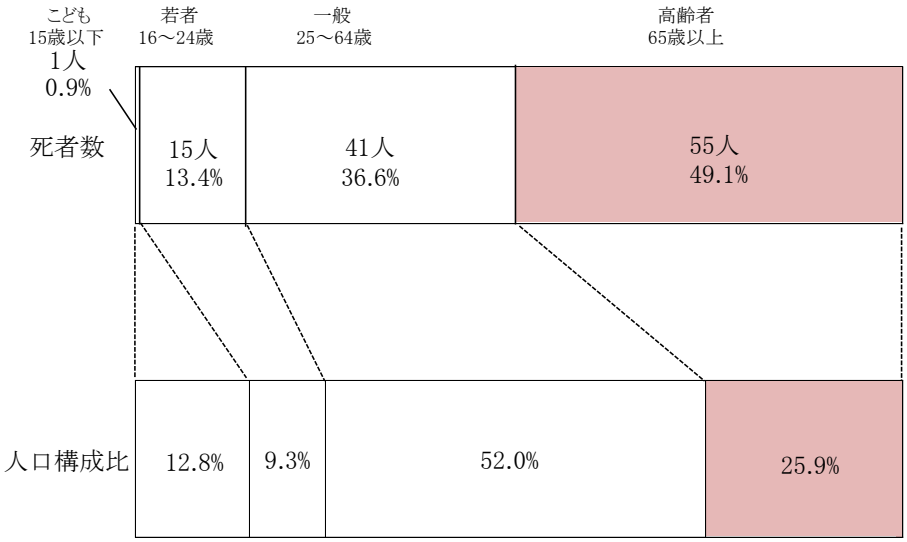

【高齢者の交通死亡事故発生状況】

歩行者が５割以上

区分		2025年(55人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
当事者別	歩行者	29	52.7%	-12	-29.3%
	自転車	7	12.7%	-10	-58.8%
	特定小型原付	0	0.0%	0	―
	一般原付	2	3.6%	-1	-33.3%
	自動二輪	2	3.6%	0	―
	自動車	15	27.3%	1	7.1%
	その他	0	0.0%	0	―

横断中が多発

区分		2025年(5類型55人)			
		死者数	構成率	前年比	増減率
事故類型別	横断中	23	41.8%	-8	-25.8%
	出合頭	6	10.9%	-2	-25.0%
	車両単独	13	23.6%	-3	-18.8%
	正面衝突	1	1.8%	0	0.0%
	その他	12	21.8%	-9	-42.9%

(5) 時間帯別

前夜、深夜が多発、朝・中夜・深夜が増加

区　分			死者数	構成率	増減数	増減率
昼間	59人（52.7%）	朝（A6～A9）	17	15.2%	3	21.4%
		昼前（A9～P0）	15	13.4%	-9	-37.5%
		昼過ぎ（P0～P4）	15	13.4%	-5	-25.0%
		夕方（P4～P6）	12	10.7%	-2	-14.3%
夜間	53人（47.3%）	前夜（P6～P10）	18	16.1%	-11	-37.9%
		中夜（P10～A0）	7	6.3%	2	40.0%
		深夜（A0～A4）	18	16.1%	1	5.9%
		早朝（AM4～AM6）	10	8.9%	-8	-44.4%

(6) 道路形状別

交差点が多発、交差点付近が増加

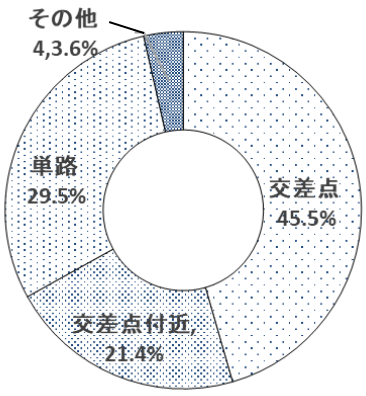

区　分	件数	構成率	増減数	増減率
交差点	51	45.5%	-16	-23.9%
交差点付近	24	21.4%	4	20.0%
単路	33	29.5%	-10	-23.3%
その他	4	3.6%	-5	-55.6%

(7) シートベルト着用状況

非着用が７人

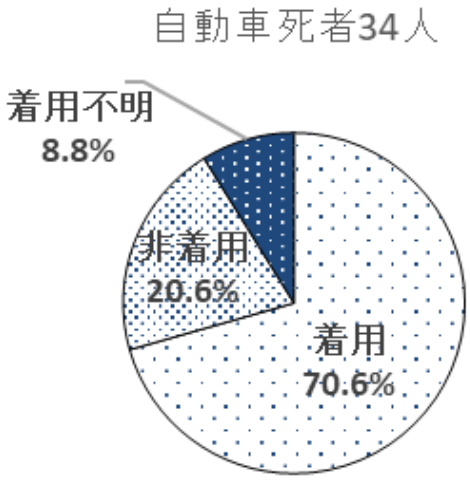

区分	運転席	同乗者			合計
		助手席	後部席	その他	
合計	29	1	4	0	34
着用	20	1	3	0	24
非着用	6	0	1	0	7
着用不明	3	0	0	0	3

Ⅲ　講じようとする施策

第1節　道路交通環境の整備

項目	1　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(1) 生活道路における交通安全対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

科学的データや地域の顕在化したニーズ等に基づき抽出した交通事故の多いエリアにおいて、県、市町村、地域住民等が連携し、幹線道路へ自動車交通を転換させることによる徹底した通過交通の排除や車両速度の抑制等のゾーン対策に取り組み、高齢者、障害者、こども等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

2　計画の内容

(中部地方整備局)

(1) ETC2.0※1プローブ情報※2のビッグデータを活用して、生活道路における自動車の速度に関する情報や抜け道利用に関する情報、急挙動情報等の提供や、交通安全の現地診断を実施可能な有識者等の斡旋を行うとともに、ハンプの貸し出し等を支援する。

(県道路維持課)

(2) 歩行者と自転車の通行を優先するエリアの形成に向け、外周幹線道路の交通を円滑化する交差点改良やエリア進入部におけるハンプや狭窄の設置等により、エリア内への通過車両を抑制する対策を推進する。また、県警察が決定する交通規制や交通管制との連携を強化し、ゾーン 30 プラス区域等の生活道路において、市町村等によるハンプやクランクの整備等、車両速度を抑制する対策を促進する。

(警察本部交通部)

(3) 最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくといった物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、道路管理者と緊密に連携しながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る。

(4) ゾーン 30(プラス)の区域内を中心に道路標識・道路標示の整備等の安全対策を推進する。

(5) 自動車と歩行者の交通事故を抑止するため、2026 年 9 月から生活道路の法定速度が 30 キロメートル毎時に引き下げられることとなったが、関係機関が連携して施行準備を行うとともに、これに関する広報啓発を実施するなど、制度の円滑な施行を図る。

(6) 生活関連経路を構成する道路を中心に視覚障害者用付加装置をはじめとするバリアフリー対応型信号機を整備する。

(7) 歩行者等と自動車等の交錯が全く生じない又は少ない信号表示により交通事故を防止する歩車分離式信号を整備する。

項目	1　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	(実施機関) 中部地方整備局、県県民安全課、県道路維持課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	(2) 通学路等における交通安全の確保	

1　計画の実施方針及び重点施策

こどもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、通学路交通安全プログラム等に基づき、定期的な合同点検を実施するとともに、未就学児童を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等を踏まえ、学校、教育委員会、警察、PTA、道路管理者等が連携してハード・ソフト両面から、対策の検討・実施・効果把握・改善の取組を継続的に推進する。

また、通学路における児童、生徒等の交通安全を確保するため、通学路におけるドライバーに対する交通安全対策普及啓発活動を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 通学路安全推進協議会に参画し、合同点検等の機会において危険箇所を抽出して対策を実施するなど、県警察、教育委員会、学校及び道路管理者等の関係機関・団体と連携した継続的な通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全確保に向けた取組を推進する。

(2) 歩道拡幅整備等により通学路の安全確保を図る。

国道 153 号　小田木歩道整備事業（豊田市）

国道 155 号　山口地区歩道整備事業（瀬戸市）

（県県民安全課）

(3) 通学路の交通安全対策を円滑に実施するため、市町村通学路安全推進会議の効果的な運用を県教育委員会と連携し、市町村に働き掛けていく。

(4) 通学時間帯における企業等の交通安全活動の推進　346 千円

児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材を提供することで企業等の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。

(5) 広報啓発活動の推進

ドライバーに対して、広報媒体の活用、啓発キャンペーンの実施及び「交通安全スリーＳ運動」の推進により効果的な広報啓発を実施する。

Stop（ストップ）
- 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
- 横断歩道や交差点では歩行者優先
- 飲酒運転の根絶

Slow（スロー）
- こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
- 見とおしが悪い交差点では徐行

Smart（スマート）
- 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
- シートベルトの全席着用の徹底
- 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転

(6) 生活道路における自動車の法定速度改正周知　3,234 千円

生活道路における自動車の法定速度改正について、速度注意の喚起を促すマグネットシートを作成する。作成したマグネットシートを各市町村や県民事務所、交通安全推進協議会加入団体などに配布し、公用車等の車両後面の目立つ位置に貼付し、改正の周知を行う。

（県道路維持課）

(7) 通学路を始めとしたこどもの移動経路において歩道整備を推進するとともに、防護柵の設置等の対策を実施する。

主要地方道　瀬戸設楽線　瀬戸市太子町地内　始め 67 箇所

（前年度：一般県道　西中山越戸停車場線　豊田市青木町地内　始め 78 箇所）

（県教委保健体育課）

(8) 市町村教育委員会に対して、関係機関と連携した市町村通学路安全推進会議の効果的な運用を働き掛け、同会議を中心に対策を検討するよう依頼する。

（警察本部交通部）

(9) ゾーン 30 プラスの整備

通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路及びキッズゾーンを含む生活道路が集積する一定の区域において、生活道路における交通安全対策であるゾーン 30 プラスの整備が効果的と認められる場合、道路管理者と連携し、物理的デバイスと組み合わせたゾーン 30 プラスの整備を積極的に推進するとともに、ゾーン 30 プラスの区域内を中心に道路標識・標示の整備等の安全対策を推進する。

(10) 運転者教育の推進

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の年齢層別・事故類型別の特徴や安全運転支援

技術の進展等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、交通死亡事故件数の多い高齢運転者及び若年運転者を重点として、効果的な運転者教育を推進するとともに、通学路の交通安全確保に資する取締り情報の発信を行うなど積極的な広報を推進する。

(11) 通学路等における交通安全指導の強化

自動車運転者に対して児童に対する保護意識を醸成し、より安全な通学路等を確保するため通学路を始め、通学児童が利用する生活道路、キッズゾーン及び周辺道路において、可搬式自動速度取締装置を活用した速度抑制対策や目に見える形で警察官を街頭に配置するなど、交通安全指導を強化実施する。

項目	**1　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢者や障害者等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。

2　計画の内容

（中部地方整備局、県道路維持課）

(1) 歩行者空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善及び自転車利用環境の整備等を推進する。

一般県道　田原豊橋自転車道線　豊橋市伊古部地内　始め 58 箇所

（前年度：一般県道　田原豊橋自転車道線　豊橋市伊古部地内　始め 93 箇所）

（警察本部交通部）

(2) 高齢者対策等の推進

道路標識・標示の高輝度化、信号灯器の LED 化、視覚障害者用付加装置の整備等を図る。

項目	**2　高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化**	（実施機関）警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

高規格幹線道路（自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路で構成）から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格幹線道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、人優先の道路交通を形成する。

2　計画の内容

高規格幹線道路等、事故率の低い道路の利用を促進するため、インターチェンジ等の増設による利用しやすい環境を整備するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通の排除による、人中心の道路交通を形成する。また、高速道路の本体構造物のライフサイクルコストの最小化、予防保全および性能向上の観点から、必要かつ効果的な対策を講じることにより、高速道路ネットワーク機能を長期にわたって健全に保つために老朽化した橋・トンネルなどのリニューアル工事を推進する。

	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）中部地方整備局
細目	**(1) 愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たって、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクルを適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、最少の予算で最大の効果を獲得できるよう、「愛知県事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

2　計画の内容

(1) 事故ゼロプランの取組

事故発生状況の分析結果と地元の声をもとに抽出した改善すべき道路構造に対し、重点対策メニューの検討・対策を実施する。また、対策実施箇所に対して、事前・事後調査に基づく評価を行い、重点対策メニューの見直しを行うなど、継続的に改善を行う。

(2) ビッグデータの活用

交通事故対策について、ETC2.0※1 プローブ情報※2 のビッグデータを用いた科学的分析により計画立案・評価・見える化を推進する。

項目	**3　幹線道路における交通安全対策の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(2) 事故危険箇所対策の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

幹線道路において、特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により、潜在的な危険区間にも着目して事故危険箇所として指定し、県警察と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。対策の実施に際しては、交通事故の発生状況や危険な運転行動の抑制状況に着目し、対策の立案・実施・効果検証・改善の PDCA サイクルにより効率的・効果的な実施に努める。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 近年の事故データを基に、事故の発生割合の大きい区間と ETC2.0※1 プローブ情報※2 のビッグデータ活用により抽出された潜在的な危険区間より選定した事故危険箇所について、事故データの客観的な分析による事故原因の検証を実施し、効果的な事故防止対策を実施する。

（県道路維持課）

(2) 事故危険箇所について、交通事故データや自動車の走行データに基づき、事故原因等を分析し、交差点改良を推進するとともに、カラー舗装や路面標示等の事故抑制対策を推進する。

一般県道　大府常滑線　常滑市栄町地内　始め 6 箇所

（前年度：主要地方道　豊橋乗本線　豊橋市下条西地内　始め 106 箇所）

また、事故危険箇所対策を補完するために、計画期間内に道路交通の変化などにより新たに生じる事故多発交差点を監視・抽出し、緊急事故多発交差点対策を実施する。

（警察本部交通部）

(3) 事故多発地点の重点的整備

交通事故が多発している交差点と路線を重点に、街頭活動の強化を図るほか、速度規制を遵守させるための信号制御の見直しや信号交差点における多現示化、歩車分離化、信号灯器 LED 化などの信号機改良、交通規制、交通安全施設の整備を実施するなど、必要な交通事故防止対策を推進する。

項目	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(3) 幹線道路における交通規制	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通需要実態に応じた総合的、抜本的な交通渋滞解消対策を推進する。

高速自動車国道等の安全を確保するため、交通実態に即した交通規制を実施する。

特に、異常気象、重大事故発生時等の交通事情の変化に対応した最高速度規制、通行禁止規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図る。

2　計画の内容

(1) 幹線道路ネットワーク等の総合的交通管理の推進

幹線道路の交通実態に即していない交通規制の見直しを実施するとともに、交差点における適正な交通処理、中央分離帯開口部の閉鎖及び道路改良の促進の働き掛け等の諸対策を講じ、幹線道路ネットワーク等の総合的交通管理を推進する。

(2) 道路法に基づく通行禁止又は制限

道路の損壊又は異常気象等により交通の危険が認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合は、通行の禁止又は制限を実施する。

(3) 交通障害発生時における交通規制の実施

交通事故、交通渋滞等の交通障害が発生した場合は、二次障害を防止するため、その状況に応じた交通規制を迅速かつ的確に実施し、交通情報板等による広報活動を行う。

(4) 道路交通渋滞の解消及び利用者へのサービスの向上等、より良い環境を整備する。

項目	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社
細目	(4) 重大事故の再発防止	

1　計画の実施方針及び重点施策

社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、県警察、道路管理者が連携して交通事故対策を講じ、同様の事故の再発防止を図る。

2　計画の内容

社会的反響の大きい重大事故が発生した場合は、早急に関係機関による合同点検及び、現地検討会（一次点検）を実施し、その結果等を警察本部、警察署等と共有することにより、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所において交通事故を防止するための予防的措置を講じる「二次点検プロセス」を推進する。

また、関係機関が道路管理者において進める「愛知県事故ゼロプラン」との連携を図り、計画的かつ効果的な再発防止策を推進する。

項目	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路建設課、県都市整備課、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(5) 適切に機能分担された道路網の整備	

1　計画の実施方針及び重点施策

基本的な交通の安全を確保するため、高規格幹線道路から生活道路に至る道路ネットワークによって適切に機能が分担されるよう道路の体系的整備を推進するとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進する。

また、一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図る。そのため、高規格幹線道路等のネットワークの整備の推進、都市高速道路のネットワーク

の整備推進、渋滞対策、インターチェンジの増設等を実施し、高規格幹線道路等をより利用しやすい環境の整備を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

＜高規格幹線道路等の自動車専用道の整備＞

一般国道 247 号西知多道路（東海ジャンクション）

L（延長）＝2.0km（県内 2.0km）

一般国道 247 号西知多道路（長浦～日長）

L（延長）＝1.6km（県内 1.6km）

一般国道 22 号名岐道路（一宮～一宮木曽川）

L（延長）＝6.9km（県内 6.9km）

＜バイパス及び環状道路の整備＞

一般国道 23 号名豊道路（豊橋東バイパス、豊橋バイパス、蒲郡バイパス、岡崎バイパス、知立バイパス）　L（延長）＝72.7 km

一般国道 153 号（豊田北バイパス）　L（延長）＝6.8km

一般国道 155 号（豊田南バイパス）　L（延長）＝12.9 km

一般国道 302 号（南部Ⅰ、南部Ⅱ、西南部、西北部、北部、東北部、東部、東南部）

L（延長）＝58.6km

（県道路建設課）

バイパス整備

一般国道 247 号西知多道路

大田 IC（仮称）東海市地内

日長 IC（仮称）～常滑 JCT（仮称）知多市、常滑市地内

一般国道 301 号　豊田市地内

一般国道 151 号　新城市地内、豊川市地内

主要地方道瀬戸大府東海線　瀬戸市、長久手市地内

主要地方道東三河環状線　豊橋市、豊川市地内　等

（県都市整備課）

バイパス整備

都市計画道路北尾張中央道　一宮市地内

都市計画道路名古屋津島線　あま市地内　等

（中日本高速道路株式会社）

＜渋滞対策の推進＞

東名高速道路　日進 JCT～東名三好 IC（上り線）渋滞緩和対策

（愛知県道路公社）

＜地域高規格道路の整備＞

有料道路西知多道路（(仮）長浦 JCT～（仮）常滑 JCT）

＜道路ネットワーク全体の安全性の向上＞

地域高規格道路の整備の推進、ETC 等を活用した料金施策等を図ることによって、より多くの交通量を分担させ、道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

（名古屋高速道路公社）

＜道路ネットワーク全体の安全性の向上＞

ETC を活用した料金施策を継続的に行い、交通量を高速に分担させることで、道路ネットワーク全体の安定性を向上させる。

新洲崎地区・黄金地区・栄地区において、都心アクセス事業（出入口及び渡り線の追加事業）を進める。

項目	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

高速自動車国道等においては、交通安全施設等の整備を計画的に進めるとともに、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理、道路交通情報の提供等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

2　計画の内容

（警察本部交通部）

(1) 逆走及び歩行者等による立入り事案対策の推進

高速自動車国道等における逆走及び歩行者、自転車等の立入り行為は、重大事故に直結する危険な事案であることから、道路管理者等と合同点検を行い、防止措置を講じるとともに、逆走や歩行者、自転車等の立入りの危険性に関する広報啓発活動及び交通安全教育を推進する。

（中日本高速道路株式会社）

(2) 二次的交通事故防止対策の推進

車両故障若しくは交通事故により停止中の車両から降車し、又は車内にとどまった運転者等が被害に遭う交通事故を撲滅するため、出発前の点検、車両故障等で運転が困難となった場合の避難や停止表示器材の表示等の措置について、広報啓発及び交通安全教育を推進する。

(3) 停止車両や工事規制材等への衝突事故防止のため、「ながら運転」「ながらスマホ」について広報啓発及び交通安全教育を推進する。

(4) 高速道路における安全かつ円滑な交通の確保及び道路構造保全のため、照明、高機能舗装、施設の改良等を各種集中工事等において実施する。

(5) 信頼性の高い道路の確保のため、既設橋梁の耐震補強や冬期交通確保を推進する。

（愛知県道路公社）

(6) 雨天時の交通事故防止や重大事故防止のため、高機能舗装の整備を行う。

（名古屋高速道路公社）

(7) 安全で円滑な自動車交通の確保及び道路構造保全のために、高機能舗装の整備等を進める。

(8) 逆走及び歩行者、自転車、原付等の誤進入防止のための看板や路面標示等の整備と広報啓発活動を推進する。

項目	3　幹線道路における交通安全対策の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、県道路建設課、県都市整備課
細目	(7) 道路の改築等による交通事故対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、道路の交通施設等整備事業及び改築事業を強力に推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 局部改良

一般国道 153 号（伊勢神改良）　L（延長）＝2.4km

（県道路維持課）

(2) 交差点改良

一般県道　西中山越戸停車場線　豊田市青木町地内　始め　29 箇所

（前年度：一般県道　西中山越戸停車場線　豊田市青木町地内　始め　34 箇所）

（県道路建設課）
(3) 現道拡幅
〈主な事業〉

一般国道 155 号	小牧市地内
一般国道 259 号	豊橋市地内
主要地方道名古屋江南線	一宮市地内
一般県道蒲郡碧南線	西尾市地内　等

（県都市整備課）
(4) 現道拡幅

都市計画道路伏見町線	清須市地内
都市計画道路本郷知立線	安城市地内　等

項目	**3　幹線道路における交通安全対策の推進**	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	**(8) 交通安全施設等の高度化**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通実態、道路の構造等に応じた交通の安全を確保するために、信号機や道路標識等の交通安全施設の高度化を図る。

2　計画の内容

(1) 既設の信号機については、交通状況の変化に合理的に対応できるように、集中制御化、系統化、プログラム多段化、多現示化等の高度化を図る。また、道路利用者の安全通行の確保を図るため、信号交差点の歩車分離化や信号灯器の LED 化を推進する。
(2) 交通事故多発路線における信号制御を見直し、制限速度の遵守を図る。

項目	**4　交通安全施設等の整備事業の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(1)　交通安全施設等の戦略的維持管理**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通安全施設等の老朽化対策が課題となっていることから、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減などを推進する。

特に、横断歩道の道路標識・道路標示が破損、摩耗等の理由により、効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。

2　計画の内容

交通安全施設等の維持管理・更新等を着実に推進するため、他の対策で代替可能な信号機の撤去や交通規制の不断の見直しと簡素合理化による道路標識の削減、信号灯器の LED 化等を積極的に推進する。また、点検等により老朽化した交通安全施設の把握に努めるとともに、簡易補修器材を活用した効率的な維持管理を推進する。

項目	4　交通安全施設等の整備事業の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(2)　歩行者･自転車対策及び生活道路対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

未就学児を中心に子供が日常的に集団移動する経路及びキッズゾーンを含む生活道路が集中する一定の区域において、人優先の考えの下、「ゾーン 30」･「ゾーン 30 プラス」の整備による車両速度の抑制、通過交通の抑制等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路等における安全・安心な歩行空間を確立する。

また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 歩行者空間・自転車通行空間等の整備

歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、通学路等における歩行空間の整備、改善及び市町村が策定する自転車ネットワーク計画と整合を図りながら自転車通行空間の整備等を推進する。

（県道路維持課）

(2) 歩行空間等の整備

ア　歩行者及び自転車利用者の道路交通環境をより安全・安心なものとするため、歩行空間の整備、改善や自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備等を推進する。

イ　歩行空間のバリアフリー対策として、歩道の段差、勾配等の改善等、高齢者、障害者等が歩きやすい平坦で幅の広い歩道の整備を図る。

ウ　児童、幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の整備を図る。

一般県道　浅井清洲線　一宮市西大海道地内　始め　67 箇所

（前年度：一般国道　419 号　豊田市藤岡飯野町地内　始め　78 箇所）

（警察本部交通部）

(3) 生活道路において、信号交差点の歩車分離化、信号灯器の LED 化、視覚障害者用付加装置をはじめとするバリアフリー対応型信号機の整備、道路標識・標示の高輝度化等の対策を行い、交通弱者に優しい道路環境の整備を推進する。

項目	4　交通安全施設等の整備事業の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(3) 幹線道路対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 交差点のコンパクト化、路面標示、エスコートマーク等による減速・注意喚起対策、道路照明、高輝度区画線による視認性確保等を行い、事故危険箇所対策等の推進を図る。

（県道路維持課）

(2) 右折車線の設置やラウンドアバウト導入などによる交差形状の改良等の抜本的な交差点改良を推進するとともに、現道内での速効対策として、1.5 車右折帯※3 の確保や交差点のコンパクト化、カラー舗装や路面標示などによる事故危険箇所等の対策を行う。

（警察本部交通部）
(3) 交通実態に応じた交通規制の見直し等を推進するとともに、道路標識・標示の高輝度化、信号交差点の歩車分離化、信号灯器の LED 化等を積極的に推進する。

項目	**4　交通安全施設等の整備事業の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路建設課、警察本部交通部
細目	**(4)　交通円滑化対策の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、信号機の改良、交差点の立体化、開かずの踏切の解消等を推進するほか、駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）
(1) 交通事故対策として交差点コンパクト化、右折車線の整備等を行い、円滑化に寄与する。
（県道路維持課・県道路建設課）
(2) 交差点の立体化、右折車線の整備及びラウンドアバウトの導入等の交差点改良を推進する。
交差点の立体化　一般国道 151 号　豊川市地内（宮下立体）
交差点改良　　一般県道　西中山越戸停車場線　豊田市青木町地内　始め 29 箇所
（前年度：一般県道 西中山越戸停車場線　豊田市青木町地内　始め 34 箇所）
（警察本部交通部）
(3) 交通に関する情報の収集・分析及び伝達並びに信号機の操作を広域的かつ総合的に行うため、交通管制エリアの拡大等交通管制システムの充実・高度化を図る。
(4) 幹線道路において、交通の変動実態を的確に把握し、予想される変動に対応した信号制御を行うため、系統化、半感応化、多現示化等の信号機の高度化を図る。
また、交通流の変動にきめ細かく対応した信号制御等を可能とする交通管制システムの高度化の推進を図る。
(5) 安全で円滑な交通の確保を図るため交通監視カメラ、交通情報板等の維持管理を図る。

項目	**4　交通安全施設等の整備事業の推進**	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	**(5)　ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現**	

1　計画の実施方針及び重点施策

最先端の情報通信システムを用いて、交通管制センターの改良等により新交通管理システム（UTMS※4）を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充等により、道路交通情報提供を充実し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

2　計画の内容

（中部地方整備局）
(1) 統合道路管理情報センターを活用し、情報収集・提供を行う。
ア 道路情報板の設置
更新　２基
イ ITV（道路監視カメラ）の設置
新設　１台　　更新　９台
ウ 凍結表示板の設置
更新　２台

（警察本部交通部）
(2) 交通管制センターの高度化、集中制御エリアの計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した交通管制を行う。

項目	**4　交通安全施設等の整備事業の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(6)　道路交通環境整備への住民参加の促進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に、交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識 BOX」、「信号機 BOX」等を活用して、道路利用者等からの意見を道路交通環境の整備に反映する。

2　計画の内容

（県道路維持課・県教委保健体育課・警察本部交通部）

(1) 交通安全総点検の実施

地域住民、学校、県警、県・市町村の道路管理者が協力して、交通安全総点検や通学路交通安全プログラムに基づく合同点検を実施するとともに、PDCA サイクルを構築し、対策の立案・実施・効果の把握・改善の取組を継続的に実施する。

（中部地方整備局・県道路維持課）

(2) 住民の意見の道路交通環境整備への反映

標識 BOX に寄せられる道路利用者の意見を道路交通環境の整備に反映する。

（警察本部交通部）

(3) 住民等からの意見を反映した交通安全施設の整備

標識 BOX 等による意見・要望に対しては、必要に応じて現場調査等を行い、住民等の意見を反映した交通安全施設の整備に努める。

項目	**4　交通安全施設等の整備事業の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(7) 連絡会議等の活用**	

1　計画の実施方針及び重点施策

警察と道路管理者等による連絡会議を組織し、学識経験者等の意見を聞き、相互連携の下で、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

2　計画の内容

中部地方整備局の愛知県道路交通環境安全推進連絡会議、県道路維持課の愛知県交通安全対策推進連絡会議により、相互の連携を図り、交通事故対策を推進する。

項　目	5　高齢者等の移動手段の確保・充実	（実施機関）中部運輸局、県交通対策課
細　目		

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、輸送資源の総動員による移動手段の確保、既存の公共交通サービスの改善を促進する。

2　計画の内容

（中部運輸局・県交通対策課）

(1) 広域的・幹線的なバス路線の確保維持のための支援に取り組むとともに、地域内交通を確保するため、セミナーの開催、コーディネーター派遣等による公共ライドシェアの立上げ支援、市町村の地域公共交通会議における情報提供や助言など、地域の公共交通の活性化に向けた取組を行う。

（県交通対策課）

＜山間地域バス運行対策補助金：87,764 千円、一般地域バス運行対策補助金：185,229 千円＞

＜地域交通人材育成事業：5,081 千円＞

＜公共ライドシェア実証推進事業：5,280 千円＞

(2) 地域の住民や本県への来訪者の移動の利便性向上・効率化を図るために、県内におけるMaaS※5等の新たなモビリティサービスの普及促進を目指し、実証実験の実施やMaaS 推進会議を活用した取組を行っていく。

＜新モビリティサービス推進事業：34,543 千円＞

項目	6　歩行者空間のユニバーサルデザイン化	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢者や障害者等を含めた全ての人が安全に、安心して活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の生活関連施設を結ぶ道路において、幅の広い歩道の整備等による歩行空間の連続的・面的なユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 歩行者空間の整備

歩行者の道路交通環境をより安全･安心なものとするため、歩行空間の整備、改善を推進する。

（県道路維持課）

(2) 歩行空間のバリアフリー化

一般国道 248 号　豊田市始め３か所（前年度：一般国道 248 号　豊田市始め２か所）

（警察本部交通部）

(3) 視覚障害者用付加装置をはじめとするバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。

項目	7　無電柱化の推進	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、県都市整備課
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

安全で快適な通行空間の確保の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、「無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112 号)」に基づく、愛知県無電柱化推進計画を策定して事業を推進する。

また、幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止等を実施するとともに、歩行者の安全性確保等の取組により、本格的な無電柱化を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 電線共同溝の整備

一般国道 1 号（岡崎市地内）　　L（整備延長）＝4.6km

一般国道 22 号（一宮市地内）　　L（整備延長）＝3.5km

一般国道 41 号（小牧市・豊山町地内）　　L（整備延長）＝10.6km

一般国道 153 号（豊田市地内）　　L（整備延長）＝5.8km

（県道路維持課）

(2) 電線共同溝の整備

主要地方道　名古屋津島線　大治町内　1.56km

一般県道　岡崎幸田線　岡崎市内　0.9km　等

（前年度：主要地方道　名古屋津島線　大治町内　1.56km）

（前年度：一般県道　　岡崎幸田線　岡崎市内　0.9km　等）

（県都市整備課）

(3) 電線共同溝の整備

都市計画道路武豊港線　　武豊町地内　0.4km

都市計画道路岡崎駅平戸橋線　　岡崎市地内　0.94km　等

項目	8　効果的な交通規制の推進	（実施機関）警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

2　計画の内容

速度規制について、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものになっているかどうかの観点から、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げを含む見直し、点検、規制理由の周知措置等を計画的に推進する。

駐車規制については、必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

項目	**9　自転車利用環境の総合的整備**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、愛知県自転車活用推進計画（2023（令和５）年３月改定）に基づき、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく市町村自転車活用推進計画の策定や歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車空間の整備により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

また、自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車を混在させる区間では、沿道状況に応じて、駐車禁止又は駐停車禁止の規制を実施する。

あわせて、普通自転車専用通行帯を塞ぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両の、取締りを積極的に実施する。

各地域において道路管理者や警察などの関係機関が、自転車ネットワークの作成や道路空間の整備、通行ルールの徹底を図るために「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の周知を図り、さらに、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 自転車通行空間の整備

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づき、市町村が策定する自転車ネットワーク整備計画と整合を図りながら、自転車通行空間の整備を進める。

（県県民安全課）

(2) 毎月 20 日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び５月の「自転車・二輪車安全利用月間」等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。

(3) 自転車安全利用促進事業　　22,291 千円

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、SNS を活用した啓発動画及び啓発イベントにより、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、ポスター・鉄道中吊り広告により、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入等を呼び掛ける。また、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する教材を制作・配付する。

（県道路維持課・警察本部交通部）

(4) 自転車走行空間の整備

愛知県自転車活用推進計画に基づく自転車走行空間の整備を関係機関と協力して推進する。

一般県道　田原豊橋自転車道線　豊橋市伊古部地内　始め　15 か所

（前年度：一般県道　田原豊橋自転車道線　豊橋市伊古部地内　始め　18 か所）

項目	9　自転車利用環境の総合的整備	（実施機関）中部地方整備局、県交通対策課
細目	(2)　自転車等の駐車対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題の解決を図るため、市町村、道路管理者、警察、鉄道事業者等と適切な協力関係を保持し、地域の状況に応じ、放置自転車クリーンキャンペーン等により、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

また、バリアフリー法に基づき、生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動の円滑化のため、関係機関等と連携して違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場の整備を重点的に推進する。

【放置自転車の実態】　（2025 年度調査）

駐車台数	駐車場利用台数	放置台数	放置率
199,777 台 （前年度 205,590 台）	196,570 台 （前年度 202,025 台）	3,207 台 （前年度 3,565 台）	1.6% （前年度 1.7%）

2　計画の内容

（県交通対策課）

自転車駐車対策の実態調査を行うとともに、関係行政機関等の連絡調整を密にし、自転車利用者のマナーの向上を図るための啓発活動を実施する。

- 自転車駐車等に関する実態調査の実施
- 放置自転車クリーンキャンペーンの実施

項目	10　ITS の活用	（実施機関）東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(1) 道路交通情報通信システムの整備	

1　計画の実施方針及び重点施策

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS※6）の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実及び対応車載器の普及を図る。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン※7、ETC2.0※1 等のインフラの整備を推進するとともに、インフラからの情報を補完するため、リアルタイムの自動車走行履歴（プローブ情報※2）等の広範な道路交通情報を集約・配信する。

2　計画の内容

(1) 安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をドライバーに対して、リアルタイムに提供する道路交通情報通信システム（VICS）の高度化を推進する。

(2) 道路交通情報通信システム（VICS）を活用し、精度の高い交通情報をドライバーに提供するための情報収集提供装置等の運用を行う。

(3) 1997 年４月からビーコン送信機の運用をしている。本年度も情報提供内容等の検討・改良を引き続き行う。

(4) 自動運転時代の次世代ＩＴＳの実現に向け、Ｖ２Ｘ※8（Vehicle to everything)通信の実証・実装を推進する。

項目	10　ITS の活用	（実施機関）警察本部交通部、愛知県道路公社
細目	(2) 新交通管理システムの推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

最先端の情報通信技術を用いて交通管理最適化を図るため、新交通システム（UTMS※4）の開発・整備を行うことにより高度道路交通システム（ITS※10）を推進し、安全・円滑かつ快適で環境負荷の低い交通社会の実現を目指す。

2　計画の内容

（警察本部交通部）

交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡充、計画的な制御機更新等を図り、交通の実態に的確に対応した交通管制を行う。

項目	10　ITS の活用	（実施機関）東海総合通信局、警察本部交通部
細目	(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

ゆとりある運転を促す信号情報活用支援システム（TSPS※9）を始めとする新交通管理システム（UTMS※4）の整備を行うことにより高度道路交通システム（ITS※10）を推進する。

2　計画の内容

右左折時歩行者横断見落とし防止システム及び追突防止・信号見落とし防止システムの運用を継続し、効果的なサブシステムの在り方等について検証を行う。

項目	10　ITS の活用	（実施機関）東海総合通信局、中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(4) ETC2.0 等デジタルデータの活用推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

事故多発地点等の注意喚起等に関する情報を提供することで安全運転を支援し、収集した速度データや利用経路・時間データ等、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす等の取組を推進する。

2　計画の内容

（中日本高速道路株式会社）

ETC2.0 プローブデータ等を活用した渋滞情報提供の精度向上や、ビックデータの活用によるきめ細やかな交通事故防止対策を推進する。

（愛知県道路公社）

ETC2.0 の展開検討

ETC2.0 を活用した渋滞情報の提供や、ビックデータの活用による安全対策推進などを検討する。

（名古屋高速道路公社）

ETC2.0 を活用し、広域的な渋滞情報等の提供に加え、交通事故対策を目的に注意喚起を行う取組を実施する。

項目	10　ITS の活用	（実施機関）中部運輸局、警察本部交通部
細目	(5) 道路運送事業に係る高度情報化の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業において高度道路交通システム（ITS※10）技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進めるため、公共車両優先システム（PTPS※11）を適切に管理する。

2　計画の内容

（中部運輸局）

地域公共交通確保維持改善事業等に基づき、高度道路交通システム等の導入を支援する。

項目	11　交通需要マネジメントの推進	（実施機関）中部運輸局、県交通対策課、警察本部交通部
細目	(1) 公共交通機関の利用促進	

1　計画の実施方針及び重点施策

「あいち交通ビジョン」に基づき、あらゆる地域において移動の利便性が確保される「モビリティ先進県」を目指し、国、県、市町村、交通事業者等の連携した取組を進める。

また、クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフスタイルである「エコ モビリティ ライフ」（以下「エコモビ」という。）を県民運動として推進する。そのため、エコモビの実践を呼び掛ける普及啓発活動に取り組むとともに、エコ通勤への転換やパークアンドライドの普及を促進するなど、過度な車の利用を抑制し、公共交通機関への利用転換を図る。

さらに、公共交通の利便性を高める取組として、新たなモビリティサービスの普及促進に向けた取組を進める。

2　計画の内容

（中部運輸局）

(1) 地域公共交通確保維持改善事業等に基づき、陸上交通の確保・維持を支援する。

（県交通対策課）

(2) 「あいち交通ビジョン」に基づき、あらゆる地域において移動の利便性が確保される「モビリティ先進県」を目指し、国、県、市町村、交通事業者等の連携した取組を進める。

(3) エコモビの普及・定着を目的として、県民への意識啓発活動を行うとともに、県内企業・団体を対象に、エコ通勤への転換を促進するためのキャンペーンを実施する。

さらに、地域の住民や本県への来訪者の移動の利便性向上・効率化を図るために、県内における MaaS※5 等の新たなモビリティサービスの普及を目指し、実証実験の実施や MaaS 推進会議を活用した取組を行っていく。

＜新モビリティサービス推進事業：34,543 千円＞

（警察本部交通部）

(4) バス専用・優先レーンについては、バスの運行状況や渋滞状況等に応じた交通規制の見直しを推進する。

項目	**11　交通需要マネジメントの推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(2) 貨物自動車利用の効率化**	

1 計画の実施方針及び重点施策

「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して、物流を支えるための環境整備に向けた取組を進める。

2 計画の内容

(1) 荷主企業、物流事業者の双方において非効率とされる商慣行の見直しを進める。

(2) DX 等の物流の効率化・生産性向上を図るとともに、モーダルシフト等を含む脱炭素化、輸送の安全の確保、人材の活用・育成を進める。

(3) 物流不可の軽減のために、荷主企業や消費者の意識改革・行動変容を進める。

項目	**12　災害に備えた道路交通環境の整備**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、中日本高速道路株式会社
細目	**(1) 災害に備えた道路の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

地震・津波、豪雨等・豪雪等の異常気象による災害が発生した場合においても、社会機能を維持し、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、「愛知県地域強靱化計画」及び「あいち地震対策アクションプラン」等に基づき、被災地の救援・救護活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路等の通行の確保に向け、橋梁の耐震補強、無電柱化及び落石等危険箇所における法面対策などの道路防災対策を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 道路構造物の耐震補強
　国道 1 号、23 号、302 号

(2) 法面等防災対策
　国道 19 号、41 号、153 号

(3) 道路法第 37 条に基づく電柱の道路占用の禁止
　国道 1 号、19 号、22 号、23 号、41 号、153 号、155 号、302 号

（県道路維持課）

(4) 橋梁の耐震補強
　新日光川橋（主要地方道蟹江飛島線）始め　15 橋
　（前年度：新日光川橋（主要地方道蟹江飛島線）始め　16 橋）

(5) 無電柱化
　主要地方道　名古屋津島線　大治町内　1.56km
　一般国道　257 号　豊田市内　2.12km
　一般県道　岡崎幸田線　岡崎市内　0.9km　等
　（前年度：一般国道　257 号　豊田市内　2.12km）
　（前年度：一般県道　岡崎幸田線　岡崎市内　0.9km　等）

(6) 落石等危険箇所対策
一般国道 151 号（豊根村）始め　５路線
（前年度：一般国道 151 号（豊根村）始め　８路線）
(7) 道路法第 37 条に基づく電柱の道路占用の禁止
県が道路法に基づいて管理する緊急輸送道路（248 路線）
（内訳：県地域防災計画 177 路線 市町村地域防災計画 127 路線 重複 56 路線）
（中日本高速道路株式会社）
(8) 道路構造物の耐震補強
名古屋環状 2 号線　等

項目	**12　災害に備えた道路交通環境の整備**	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	**(2) 災害に強い交通安全施設等の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても、交通状況に応じた対策と関連情報の提供を行い、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通安全施設等の整備、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための道路災害の監視システムの開発・導入や交通規制資機材の整備を推進する。

また、県警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し、広域交通管制システムの的確な運用を推進する。

2　計画の内容

交通監視カメラ、交通情報板等の交通管制機器の整備を推進するほか、信号機の滅灯による道路交通の混乱を防止するため、信号機電源付加装置及び同接続箱の整備を推進する。

項目	**12　災害に備えた道路交通環境の整備**	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	**(3) 災害発生時における交通規制**	

1　計画の実施方針及び重点施策

災害発生時においては、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 災害時における放置車両等の移動

災害時に緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、区間を指定して、道路管理者自ら放置車両等の移動を実施する。

（警察本部交通部）

(2) 被災地へのルート解明及び災害時における緊急交通路の確保

災害発生時等には、道路状況を確認の上、高速道路を始め、災害応急対策に必要な路線を指定し、緊急交通路として交通規制を実施するとともに、関係部門と情報共有を行う。

(3) 交通規制計画等に基づく各種訓練の実施

関係機関と緊密に連携し、緊急通行車両確認標章の交付、交通検問所の設置、信号機の滅灯対策、広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等について、交通規制計画等に基づき、総合的かつ実践的な訓練を実施する。

(4) 南海トラフ巨大地震等における被害想定等を踏まえ、関係機関と連携し、道路交通環境の変化に即した広域的な交通規制計画の見直しを行う。

項目	12　災害に備えた道路交通環境の整備	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	(4)　災害発生時における情報提供の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に情報収集し、緊急交通路の確保及び交通情報の提供等を実施するため、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路交通に関する災害情報等の提供を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他被害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。また、道路情報提供装置等の整備拡充を推進する。

（県道路維持課）

(2) 災害発生時における道路の被災状況の的確な情報収集を行い、日本道路交通情報センター等を通じて情報提供を行う。

（警察本部交通部）

(3) 大規模災害発生時において、リアルタイムな交通情報の提供により交通の分散、誘導を促し、交通の安全と円滑を図るため、交通情報板等の活用を図る。

項目	13　総合的な駐車対策の推進	（実施機関）警察本部交通部
細目	(1) きめ細かな駐車規制の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。

2　計画の内容

時間、曜日、季節等による時間的視点と、交通環境や道路構造等の場所的視点の両面から、各々の道路の機能と区域の特性に十分配意した上で交通実態に即した駐車規制の見直しを行う。

項目	13　総合的な駐車対策の推進	（実施機関）警察本部交通部
細目	(2) 違法駐車対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

(1) 地域の実態に応じた駐車監視員活動ガイドラインの策定

違法駐車の取締りについては、地域の駐車実態、地域住民の意見・要望等に即した「駐車監視員活動ガイドライン」を警察署ごとに策定・公表し、当該ガイドラインに基づいた悪質性・危険性・迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを推進する。

駐車監視員活動ガイドラインについては、定期的な見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車実態を反映したものになるように努める。

(2) 駐車違反に対する責任追及の徹底

駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及の徹底、放置違反金制度による使用者責任の追及等に努めることにより、地域の駐車

秩序の確立を図る。

2　計画の内容

(1) 駐車監視員による適正かつ効果的な確認事務の推進

駐車実態に応じた駐車監視員の効果的運用を図るとともに、指導を徹底して適正かつ円滑な確認事務を推進する。

(2) 使用者に対する責任の追及の徹底

ア　車両使用制限命令制度の推進

６か月以内に同一車両について一定回数以上繰り返して放置違反金納付命令を受けた者に対しては、３か月を超えない範囲内の車両使用制限処分を執行する。

イ　放置違反金の未納付者に対する納付の推進

放置違反金の納付命令を受けた者が、期限を経過しても納付しないときは、督促状による督促、催促状・電話・訪問による催促、差押予告状の発送、滞納処分の執行により徴収する。

ウ　放置違反金収納事務の委託

2022（令和４）年４月１日からスマートフォン決済アプリ（PayPay）の導入を開始するとともに、2026（令和８）年９月より愛知県の公金収納のデジタル化（eLTAX）の開始に伴い、放置違反金についても eLTAX の導入を開始し、放置違反金の納付率の向上を図る。

項目	**13　総合的な駐車対策の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県都市計画課、中日本高速道路株式会社
細目	**(3) 駐車場等の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

駐車場案内システムの高度化を推進するとともに、都市部における道路混雑を緩和し、パークアンドライド等の普及のための環境整備を推進するなど、必要な自動車駐車場の整備計画を検討する。

また、高速道路の休憩施設における駐車マス不足解消に向けた対策を順次実施する。

2　計画の内容

駐車場整備計画の策定、駐車場条例の制定等について協力、支援を行う。

(1)　駐車場整備地区

自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域として都市計画で定めた地区

・　決定済み市町村（前年度３月末現在）　11 市

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市

(2)　駐車場整備計画

駐車場整備地区における駐車場の需要、供給の現況及び将来の見通しを勘案し、その地区における駐車場の整備に関する計画を定めるもの。

・　策定済み市町村（前年度年３月末現在）　11 市

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、刈谷市、豊田市、安城市、小牧市

(3)　駐車場条例

駐車需要を発生させる建築物の建築主に対し、条例により建築の規模に応じた駐車施設の設置を義務付ける制度

・　制定済み市町村（前年度３月末現在）10 市

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊田市、安城市、小牧市、豊明市

項目	13　総合的な駐車対策の推進	（実施機関）警察本部交通部
細目	(4) 違法駐車を排除する気運の醸成･高揚	

1　計画の実施方針及び重点施策

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報啓発活動を行うとともに、関係機関・団体等との緊密な連携により、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図る。

2　計画の内容

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の悪質性・危険性・迷惑性に関する広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車の排除に向けた気運の醸成を図る。

項目	13　総合的な駐車対策の推進	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	(5) ハード･ソフト一体となった駐車対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

違法駐車により安全で円滑な道路環境が阻害されている都心部の違法駐車問題は、地元を始め、関係機関、団体等と連携して、路外駐車場の整備促進、貨物の積み卸しのための停車帯の設置、駐車場案内システムや駐車誘導システムの整備等を行うほか、パーキングメーター等の有効な運用等、駐車の効用にも配意した駐車規制の見直しを積極的に推進する。

繁華街における違法駐車対策については、深夜時間帯にも駐車監視員を投入するなど違法駐車の取締りを継続的に実施するとともに、道路管理者と連携し、歩道への乗り上げ防止対策や道路の狭隘化などハード・ソフト一体となった駐車対策を推進し、交通環境の一層の改善を図る。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 関係機関と連携しつつ、対策後の交通実態の変化等、状況把握に努める。

（警察本部交通部）

(2) 違法駐車の排除に向けた道路環境整備の働き掛け

ア　道路管理者に対しては、歩道へのガードレールの設置等、歩道への乗り上げ防止措置等の違法駐車排除に向けた道路改良の働き掛けを行い、人優先の道路環境の整備に努める。

イ　自治体、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえた駐車規制の点検・改善、道路管理者等と連携し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、自治体に対する自動二輪車等の収容可能な駐車場の整備を含めた駐車場附置義務条例の制定及び公共駐車場の整備等について積極的な働き掛けを行う。

項目	**14　道路交通情報の充実**	（実施機関）東海総合通信局、中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	**(1) 情報収集･提供態勢の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

多様化する道路利用者のニーズに応えて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、光ビーコン※7、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実等の交通管制システムの充実・高度化を図るほか、交通規制情報のデータベース化を推進する。

また、高度道路交通システム（ITS※10）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS※6）やETC2.0※1の整備・拡充を積極的に図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

また、収集した情報は、情報処理装置により処理し、道路利用者に対し、道路交通情報通信システム（VICS)、路側通信、日本道路交通情報センター、ロードテレフォン、道路情報板、ハイウェイラジオ・みちラジ等により迅速かつ的確に情報提供を行う。

2　計画の内容

（東海総合通信局）

(1) 道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の普及促進

高度道路交通システム（ITS）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS）やETC2.0の普及促進を図る。

(2) コミュニティ放送局の普及促進

コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に行うFM放送局である。カーラジオ等のFMラジオを通じて、地域住民や観光客等へ当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報の提供が可能なコミュニティ放送局の普及促進を図る。

（中部地方整備局）

(3) 道路情報の収集等

危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、道路パトロールカー、凍結検知機、CCTVカメラ（監視カメラ)、道路情報モニター、ROADパートナー※12、ロードセーフティステーション※13等を活用して道路状況の常時把握に努め、通行規制、う回路の設定など必要な措置を行う。

また、道路利用者に対し、道路情報板により、迅速かつ的確に情報提供を行う。

（県道路維持課）

(4) 道路情報の収集・提供

道路パトロールにより道路状況の常時把握に努め、危険箇所、道路工事等に伴う道路障害を把握するとともに、通行規制、う回路の設定など必要な処理を行う。

また、道路情報システム※14を用いて、迅速な道路情報収集・共有を行う。

（警察本部交通部）

(5) 道路交通情報の収集・提供

交通管制センターの機能を活用して交通事故、交通渋滞等の交通障害の情報を迅速かつ的確に収集する。

収集した情報は、交通情報板、光ビーコン※7等により道路利用者へリアルタイムに提供して、交通の分散誘導等を行うとともに、（公財）日本道路交通情報センターや、報道関係機関等との連携を強化して迅速かつ的確な情報提供に努める。

（中日本高速道路株式会社）

(6) 高速道路における道路交通情報の充実

高速道路を利用するドライバーに対し、より正確で広域的な情報を即時に提供するため、道路情報板、ハイウェイラジオ、みちラジ、ハイウェイ情報ターミナル等で分かりやすい情報を提供する。そのため、日本道路交通情報センターを中心とする情報提供機関の活動の充実、車両感知器、情報板等、既存の情報収集・提供装置、広報媒体の活用等により、情報提供サービスの充実

を図るとともに、パトロール等による情報収集・提供の強化に努める。
　また、高速道路利用前でも交通情報を確認し、出発時間、走行ルート、休憩など走行計画に役立てていただけるように、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話、スマートフォン等を通じて、通行止めや渋滞などの最新交通情報について、24時間提供を実施する。
・　経路選択情報板
　主要インターまでの所要時間（本線通過時間）を提供する。
・　休憩施設混雑情報板
　休憩施設の駐車場の混雑状況を文字表示（満車、混雑、空き有）により提供する。
・　ハイウェイラジオ
　カーラジオ（1620KHz）を通じて、事故、渋滞、気象等の高速道路情報を本線で24時間放送して提供する。
・　スマホアプリ「みちラジ」
　「みちラジ」は、高速道路を走行中のお客さまの位置情報をもとに、渋滞・事故・通行止めの情報や所要時間情報などを、あらかじめ設定したスマートフォンに音声でお知らせする。
・　インターネットによる交通情報サイト
　最新の東海地区の高速道路情報をインターネットにより24時間提供する。
　iHighway 中日本（アイハイウェイ中日本）　　http://c-ihighway.jp
(愛知県道路公社)
(7) 道路情報の収集・提供
・　道路情報の収集
　ETC2.0の整備推進、道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、監視テレビ、押ボタン式通報装置（トンネル内)、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。
・　道路情報の提供
　収集した情報は、情報処理装置により処理し道路利用者に対し道路情報板、ラジオ再放送設備（トンネル内）等により迅速かつ的確に情報を提供し、車両の安全確保に努める。
・　交通状況等照会サービス
　知多半島道路、南知多道路、知多横断道路、中部国際空港連絡道路、猿投グリーンロード、名古屋瀬戸道路、衣浦トンネル、衣浦豊田道路の交通状況を電話により24時間提供する。
　電話番号：0569（21）2721
・　ホームページでの情報提供
　愛知道路コンセッション（株）より渋滞・車線規制情報や路線情報などを発信する。
　https://www.arcc.jp/
(名古屋高速道路公社)
(8) 道路情報の収集・提供
・　道路情報の収集
　ETC2.0、道路パトロールカー、車両感知器、非常電話、道路緊急ダイヤル（＃9910)、監視テレビ、押ボタン式通報装置（トンネル内)、気象観測装置、気象台からの情報、110番通報による高速道路交通警察隊からの連絡、利用者からの通報等により情報の収集を行う。
・　道路情報の提供
　収集された情報は、コンピュータにより処理し、交通の安全と円滑の確保のため、通行車両に対し、道路情報板（街路上、各入口、出口、JCT手前に設置)、路側放送1620KHz（大高線上り 大高～星崎間、小牧線上り小牧～小牧南間、東山線上り新池～東山換気所間)、渋滞末尾情報板（黒川出口、小牧北出口)、所要時間専用情報板（中部空港までの所要時間提供：大高線上り他全５か所、経路比較所要時間情報提供：都心環状線２か所)、日本道路交通情報センター等により迅速・的確な情報提供を行う。
　なお、全入口情報板では、主要出口及び都心環状線までの旅行時間を表示している。また、トンネル内の車両火災を始めとする異常事態が発生したときには、非常警報板、非常警告板、

拡声放送、ラジオ再放送設備により情報を提供し、安全の確保に努める。

・ 名古屋高速お客様センターでの情報提供

名古屋高速道路の渋滞、混雑状況など、最新の道路状況の案内及び料金やETCの各種割引など、名古屋高速道路の利用に関する電話等での問い合わせに対し、情報とサービスの提供を行う。

電話番号：052（919）3200（クイックさんに、まるまる）

受付時間：９：00～19：00（年末年始（12／29～１／３）を除く毎日）

・ 名古屋高速ハイウェイテレホン

名古屋高速道路の最新交通情報を提供する。(24時間自動音声、５分ごとに更新)

電話番号：052（919）3232

・ 名古屋高速　スマートフォンサイト

渋滞箇所や渋滞長、所要時間などの道路交通情報を提供する。

URL　https://nex.nagoya-expressway.or.jp/sp/

・ ホームページでの情報提供

リアルタイムな道路交通情報、出入口案内、新着やプレスリリースなど、様々な情報を掲載する。

URL　https://www.nagoya-expressway.or.jp/

項目	14　道路交通情報の充実	（実施機関）東海総合通信局、中部地方整備局、警察本部交通部、愛知県道路公社
細目	(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化	

1　計画の実施方針及び重点施策

高度道路交通システム（ITS※10）の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム（VICS※6）やETC2.0※1の整備・拡充を積極的に図るとともに、ビッグデータ化したプローブ情報※2を活用し、ETCのほか渋滞回避支援や安全運転支援、災害時の支援に関する情報提供を行うETC2.0サービスにより、情報提供の高度化を図り、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。

2　計画の内容

（東海総合通信局）

(1) 道路交通情報通信システム（VICS）の推進

道路交通情報通信システム（VICS）は、FM多重放送、電波ビーコン、光ビーコン※7の各種メディアを利用して、車との間でデータ通信を行い、渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムにドライバーへ提供し、運転負担の軽減、安全性の向上に寄与するシステムであり、今後は、システムの高度化を推進する。

（中部地方整備局）

(2) 道路情報の高度化

道路交通情報通信システム（VICS）の確実な運用と更なる道路情報の高度化を図るためETC2.0を推進する。

（警察本部交通部）

(3) 交通管制システムの適切な運用

高度化された交通管制センターを中心に、個々の車両等との双方向通信が可能な光ビーコンを媒体とし、高度な交通情報提供、公共車両の優先、安全運転の支援、歩行者の安全確保等を図ることにより、交通の安全及び快適性を確保しようとする新交通情報システム（UTMS※4）の構想に基づき、システムの適切な運用を図る。

（愛知県道路公社）

(4) ETC2.0

ETC2.0を活用した運転者への更なる情報提供について、検討する。

項目	**14　道路交通情報の充実**	（実施機関）警察本部交通部、愛知県道路公社
細目	**(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

「交通情報の提供に関する指針」（平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号）に基づき、事業者に対する指導・監督を行い、交通情報提供事業の適性化を図ること等により、民間事業者による正確かつ適切な道路情報の提供を促進する。

2　計画の内容

（愛知県道路公社）

愛知道路コンセッション（株）が提供する交通情報について、「交通情報の提供に関する指針」（平成 14 年国家公安委員会告示第 12 号）に基づき、引き続き指導・監督を実施する。

項目	**14　道路交通情報の充実**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部、愛知県道路公社
細目	**(4) 分かりやすい道路交通環境の確保**	

1　計画の実施方針及び重点施策

時間別・車種別等の交通規制の実効を図るための視認性・耐久性に優れた道路標識等の整備を推進する。また、主要な幹線道路の交差点及び交差点付近において、利用者のニーズに即した系統的で分かりやすい標識の整備を推進する。さらに、ルート番号等を用いた案内標識の設置及び案内標識の英語表記改善の推進等により、国際化の進展への対応に努める。

2　計画の内容

（中部地方整備局、県道路維持課）

(1) 分かりやすい案内標識

2027 年以降のリニア中央新幹線開業により予想される旅行形態の大きな変化に対応するため、道路利用者に分かりやすい道路標識の案内方法の改善を推進する。

- 英語表記の改善
- ルート番号の活用
- ピクトグラム、反転文字の活用
- 右折レーンシフト構造の場合の交差点表示　他

（警察本部交通部）

(2) 道路標識の高輝度化、超高輝度化及び自発光化を推進する。

(3) 英語表記を併用した一時停止標識の整備を推進する。

（愛知県道路公社）

(4) 休憩施設等で提供する情報について、音声案内等を用いた多言語化を推進する。

項目	**15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、県公園緑地課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社
細目	**(1) 道路の使用及び占用の適正化等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

道路の使用及び占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。

また、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導するとともに、不法占用等の防止のための啓発活動を積極的に行う。さらに、道路の掘り返しを伴う占用工事等については、合理的な調整を行うとともに、共同溝等の整備を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 地下占用物連絡会議

(2) 占用地区連絡会議（各出先機関）　随時

(3) 道路上の不法占用物件適正化対策

道路上の不法占用物件（のぼり旗や立看板等）の指導除去につき一層の強化を図る。

(4) 共同溝の整備

一般国道 302 号

（県道路維持課）

(5) 地下埋設占用工事等への対応

ア　地下埋設占用工事相互及び地下埋設占用工事と道路工事が計画的に行われるよう調整を図り、反復した道路の掘り返しによる道路の構造及び交通に対する支障を防止するため、下記の各連絡会議を設置している。

(ｱ) 愛知県道路占用連絡会議

道路の占用工事相互及び占用工事と道路工事についての基本的な連絡調整並びに占用物件に起因する事故対策についての基本的な協議を必要に応じて行う。

(ｲ) 愛知県道路占用地域連絡会議

地域的事項について、愛知県の各建設事務所の管轄ごとに設置し、具体的な連絡調整を行う。連絡調整の内容は、道路工事計画と道路占用埋設工事計画との調整を図り、工事の施工時期、工事の実施方法、埋設位置等について協議を行う。

イ　道路工事等の完了後は、下記期間について道路の掘り返しを規制する。

(ｱ) 高級舗装（アスファルトコンクリート舗装）	３年
(ｲ) 高級舗装（セメントコンクリート舗装）	５年
(ｳ) オーバーレイ（一層式５cm 以下）	２年
(ｴ) オーバーレイ（多層式 5.1cm 以上）	３年
(ｵ) 歩道舗装・簡易舗装	２年
(ｶ) その他道路占用埋設工事等に伴う舗装復旧工事完了後の同一道路区間	２年

ウ　掘り返し規制期間満了後においても当該場所の舗装状態が良好な場合は、愛知県の各建設事務所において相当の期間について道路の掘り返しを抑制する。（県公園緑地課）

(6) 屋外広告物の規制

違反広告物の除却

（警察本部交通部）

(7) 道路使用許可条件の履行状況、原状回復状況について調査及び指導を実施する。

(8) 地域活性化等を目的とする道路使用許可は、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。

項目	**15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、愛知県道路公社
細目	**(2) 休憩施設等の整備の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、都市間の一般道路において追越しのための付加車線や道の駅等の休憩施設等の整備を推進する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 道の駅等の休憩施設等の整備

既存の道の駅の駐車場において駐車マスの増設等により利用者の利便性向上を図る。

（県道路維持課）
(2) 愛知県道の駅推進調整会議により、市町村が取り組む道の駅の新設及びリニューアルについて、企画検討段階から多角的に支援を行う。

項目	15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備	（実施機関）県公園緑地課
細目	(3) こどもの遊び場等の確保	

1　計画の実施方針及び重点施策

都市化の進展による遊び場の不足を解消するとともに、幼児や小学生を路上遊戯等による交通事故から守るために住区基幹公園等の設置促進に努める。

2　計画の内容

住区基幹公園等の整備

社会資本整備総合交付金事業等の事業計画に基づき、住区基幹公園等の整備を行う。

県事業　　大高緑地始め　６公園　（前年度：大高緑地始め７公園）

市町村事業　豊橋市始め　17 市町村（前年度：豊橋市始め　16 市町村）

項目	15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限	

1　計画の実施方針及び重点施策

道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険と認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合、通行の禁止又は制限を実施する。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 道路法に基づく通行禁止又は制限

異常気象時における通行規制区間

一般国道 153 号（豊田市）　１か所　7.4km

一般国道 23 号　（豊橋市）　１か所　3.7km

(2) 車両制限令等の啓発

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会により、喫緊の課題である道路の老朽化について、適切に道路の維持修繕を実施する一方で、道路の劣化に与える影響が大きい重量を違法に超過した大型車両の対策が必要とされている。このような状況を踏まえ、大型車両の適正かつ安全な走行のために、東海商工会議所連合会、（一社）中部経済連合会等官民の関係機関がパートナーとなって連携し、情報共有や意見交換、広報活動を実施する。

(3) 車両制限令等違反車両の指導（中部地方整備局、中日本高速道路）

車両制限令違反車両をなくすため、愛知運輸支局、警察本部等関係機関との連携を図り、指導・取締りに努める。さらに、法令遵守の啓発活動、講習会の開催、反復違反者に対する指導を実施する。

（県道路維持課）

(4) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

異常気象時における通行規制区間

一般国道 151 号始め　99 か所　558.6km

（愛知県道路公社）

(5) 道路法に基づく通行禁止又は制限

異常気象時における通行規制区間

８路線　72.5km

項目	**15　交通安全に寄与する道路交通環境の整備**	（実施機関）県道路維持課
細目	**(5) 地域に応じた安全の確保**	

1　計画の実施方針及び重点施策

積雪寒冷特別地域等において、冬期の安全な道路交通を確保するため、冬期積雪・凍結路面対策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施を行う。

2　計画の内容

冬期における除雪・凍結防止剤散布を実施する。

第2節　交通安全思想の普及徹底

項目	1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	（実施機関）県県民安全課、県学事振興課私学振興室、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、警察本部交通部
細目	(1) 幼児に対する交通安全教育の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする。

市町村単位あるいは周辺市町村（ブロック）単位で、それぞれの地域の特性に応じた独自の研修会の開催に向けた体制づくりを通じ、自主的に幼児交通安全教育指導に取り組める土壌を育て、より活動の充足を図るとともに、幼児交通安全クラブの結成を促進する。

警察署単位で交通安全モデル園を指定し、モデル園を中心として、園児、幼児及び保護者を対象に参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。

(2) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業　　1,271 千円

交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで、幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。

(3) 自転車安全利用促進事業　　22,291 千円

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、SNS を活用した啓発動画及び啓発イベントにより、努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知するほか、ポスター・鉄道中吊り広告により、交通ルールの遵守を呼び掛ける。

（県学事振興課私学振興室）

(4) 私立幼稚園に対しては、交通安全運動などの機会を捉え、積極的に交通安全に関する情報・資料の提供により、幼児への交通安全教育の一層の推進を図る。

（県教委義務教育課、県教委特別支援教育課）

(5) 家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

（警察本部交通部）

(6) 交通安全モデル園の指定

指定園数	44 園（前年度 44 園）
モデルプレート	廃止（前年度 44 本　59 千円）

項目	1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	（実施機関）県県民安全課、県学事振興課私学振興室、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	(2) 小学生に対する交通安全教育の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

また、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布するとともに、交通安全教室の開催を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法(AED 使用法を含む。）の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、小学校・義務教育学校・特別支援学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、小学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小学生の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等の実際の交通の場面で、小学生に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えるための保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。

さらに、毎月 10 日を「こどもを交通事故から守る日」及び「横断歩道の日」として定め、交通ボランティアによる通学路における小学生に対する安全な行動の指導、学校安全ボランティアによる見守り活動、小学生の保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。

(2) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業　　1,271 千円

交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで、幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。

(3) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(4) 交差点事故防止啓発事業　　2,719 千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。

(5) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、ポスターを活用した交通ルールの遵守及び努力義務としているヘルメット着用の重要性について広く周知する。

（県学事振興課私学振興室）

(6) 私立小学校に対しては、交通安全運動などの機会を捉え、積極的に交通安全に関する情報・資料の提供により、児童への交通安全教育の一層の推進を図る。

（県教委義務教育課、県教委特別支援教育課）
(7) 家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する。

（県教委保健体育課）
(8) 主体的に取り組む交通安全教育の推進
通学路の危険な場所を考えながら安全マップを作成したり、危険予知トレーニングをしたりするなど、小学生が主体的に取り組む交通安全教育を積極的に取り入れるため、「あいちの学校安全マニュアル」の活用を推進する。

（警察本部交通部）
(9) 保護者に対する交通安全教育
児童の保護者が日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全講習会等を開催する。
(10) 小学生に対する自転車交通安全教室の開催等
自転車の利用機会の増える小学生を対象とした自転車交通安全教室を開催するほか、教養動画を活用した交通安全教育を推進する。

項目	**1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	（実施機関）県県民安全課、県学事振興課私学振興室、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	**(3) 中学生に対する交通安全教育の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合には、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

中学校・義務教育学校・特別支援学校における交通安全教育を計画的に実施し、効果的なものとするため、自転車の安全な利用等を含め、安全な通学及び日常生活における交通安全意識向上のための教育教材等を作成、配布するとともに、交通安全教室の推進、教員等を対象とした心肺蘇生法の実技教習会等（AED 使用方法を含む。）を実施する。

関係機関・団体は、中学校・義務教育学校・特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者を対象とした交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育を推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）
(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円
道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。
(2) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円
自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(3) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円
　著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。
　また、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

(県学事振興課私学振興室)
(4) 私立中学校に対しては、交通安全運動などの機会を捉え、積極的に交通安全に関する情報・資料の提供により、生徒への交通安全教育の一層の推進を図る。

(県教委義務教育課、県教委特別支援教育課)
(5) 交通安全教育を実施するにあたっては、家庭、関係機関・団体等と連携、協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて行う。内容は、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について重点的に取り扱う。

(県教委保健体育課)
(6) 主体的に取り組む交通安全教育の推進
　小学校で身に付けた主体的な学びをさらに伸ばすとともに、応急手当の技能や他者に配慮した自転車の安全な利用の仕方などを身に付けるため、「あいちの学校安全マニュアル」の活用を推進する。

(警察本部交通部)
(7) 自転車無事故無違反ラリー等の開催
　警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」や教養動画を活用した自転車の交通ルールの習得、交通安全意識の高揚や安全利用の促進を図る。

項目	**1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	(実施機関) 県県民安全課、県学事振興課私学振興室、県教委高等学校教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	**(4) 高校生に対する交通安全教育の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車及び特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど、責任を持って行動することができる健全な社会人を育成することを目標とする。

自転車の安全な利用等を含め、安全な通学のための教育教材等を作成し、Web 上に掲載するとともに、交通安全教室を一層推進するほか、教員等を対象とした心肺蘇生法(AED 使用法を含む。)の実技講習会等を実施する。

関係機関・団体は、高等学校・特別支援学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、高校生及び相当年齢者に対する補完的な交通安全教育の推進を図る。また、小中学校等との交流を図るなどして高校生の果たしうる役割を考えさせるとともに、交通安全活動への積極的な参加を促す。

２　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。

(2) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(3) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

また、自転車安全利用アンバサダーが、県内の高等学校を訪問し、青切符の周知に加え、ヘルメットの着用促進等に主体的に取り組む高校生を応援する。

自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

（県学事振興課私学振興室）

(4) 私立高等学校に対しては、交通安全運動などの機会を捉え、積極的に交通安全に関する情報・資料の提供により、生徒への交通安全教育の一層の推進を図る。

（県教委高等学校教育課）

(5) 地域協働生徒指導推進事業　　410 千円

県内 12 地域に生徒指導推進地域を設け、各高等学校が核になり、中学校と緊密な連携を図るとともに、家庭・地域と協働して生徒指導を推進し、社会性を身に付け自立した若者を育成する。

（県教委高等学校教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課）

(6) 高等学校・特別支援学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を行う。自転車の安全に関する指導については、ヘルメット着用の啓発や、自転車点検におけるヘルメット所有の確認、外部講師を活用した交通安全教室等、各学校の実情に応じた取組を行い、生徒自らが命を守る手段を考え、交通安全に対する意識の醸成を図り、ヘルメットの着用率向上を目指す。二輪車 ・自動車の安全に関する指導については、生徒の実態や地域の実情に応じて、安全運転を推進する機関・団体や PTA 等と連携しながら、安全運転に関する意識の高揚と実践力の向上を図るとともに、実技指導等を含む実践的な交通安全教育の充実を図る。

（県教委保健体育課）

(7) 県立学校等交通安全指導者研修会（６月）　10 千円

県立学校等の交通安全担当者（約 200 名）を対象に、交通安全に関する有識者及び県警職員の講話等を行う。

（警察本部交通部）
(8) 交通反則通告制度の周知を含めた交通安全教育の推進
2026 年４月１日に自転車に対して交通反則通告制度が導入されたことなど、自転車の安全利用を促進するため、関係機関・団体と連携した交通安全教育を推進する。
(9) 自転車無事故無違反ラリー等の開催
企業主催による「200 日間自転車無事故無違反ラリー」及び警察署主催による「自転車無事故無違反ラリー」を通じた生徒自身による自主的かつ効果的な交通安全活動の促進を図る。
(10) 効果的な教育技法を取り入れた自転車交通安全教室の開催
短時間で教養効果の高い映像を活用した交通安全教育やダミー人形を活用した衝突再現等の、スケアードストレイト方式の自転車交通安全教室を開催し、ヘルメットの着用をはじめとした自転車の安全利用を促進する。
(11) 特定小型原動機付自転車に関する基本的な交通ルールの周知
特定小型原動機付自転車は、16 歳以上であれば運転免許を保有することなく、運転が可能となることから、車道通行が原則であること、歩道通行が可能な場合の要件などの基本的な交通ルールを周知し、安全利用を促進する。

項目	**１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	（実施機関）県県民安全課、県教委あいちの学び推進課、警察本部交通部
細目	**(5) 成人に対する交通安全教育の推進**	

１　計画の実施方針及び重点施策
交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図り、社会教育の場等を利用した交通安全教育を推進する。
若者に対しては、交通安全意識の高揚を図るとともに、二輪車等の安全利用を確保するため、マンツーマン（個別）指導を強化するほか、関係機関・団体と協力し、若者の交通安全思想の普及徹底に努める。
このほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるように努める。
２　計画の内容
（県県民安全課）
(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円
道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。
(2) 県政お届け講座
県職員が事業所等に出向き、県政の様々な分野について分かりやすく説明を行う。
テーマ名「ストップ・ザ　交通事故」
交通事故に関するデータを交え、身近なところに潜む危険性や交通事故の回避方法を説明するとともに、交通事故の減少に向けた愛知県の取組について紹介する。
(3) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円
自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。
(4) 交差点事故防止啓発事業　　2,719 千円
道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。

(5) ドライバーマナー向上推進事業　　17,922 千円

本県にゆかりのある著名人等の啓発動画を収録し YouTube で配信するほか、基本的な交通ルールを多言語で説明したパンフレットによる外国人ドライバーへの啓発や、生活道路における自動車の法定速度改正を周知するマグネットシートによる啓発を実施する。

(6) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

また、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

(県教委あいちの学び推進課)

(7) 成人、女性等を対象とした事業などを通して、意識の高揚と交通マナーの向上を図る。

(警察本部交通部)

(8) 運転免許取得時の初心運転者教育は、自動車教習所における教習が中心的役割を果たしていることから、教習水準の一層の向上に努める。

(9) 高齢者の行動特性を理解させる運転者教育の推進

ア　ドライブレコーダー映像等を活用した交通安全教育を積極的に実施し、全ての道路利用者に対し、危機意識を醸成させ、安全な交通行動につながる行動変容の促進を図る。

イ　運転免許更新時講習や事業所等における交通講話を実施するに当たっては、高齢者の行動特性や、高齢歩行者・自転車利用者の交通事故実態、特徴等を周知して理解させるなど、一般運転者に対する交通安全教育を推進する。

ウ　早朝及び夕暮れ時から夜間にかけて発生した交通死亡事故は、歩行中の高齢者が多く被害に遭っていることから、夜間の危険性や自発光ライトや反射材用品の着用効果を理解させるため、より実践的な交通安全教育を推進する。

(10) 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能並びに危険予測・回避能力の向上を図るほか、交通事故被害者等の心情と交通事故の悲惨さに対する理解及び運転者としての社会的責任の自覚を促す交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。

(11) 公安委員会が行う各種講習、自動車教習所等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理者等が行う交通安全教育の充実強化を図る。

(12) 地域・職場における運転者教育の実施

ア　飲酒運転の発生源対策、飲酒運転を許さない環境づくりと運転代行サービスの制度周知に努めるなど、継続的な交通安全広報、啓発活動を推進する。

イ　飲酒運転の根絶、速度の抑制、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を中心に参加・体験・実践型の講習会を実施する。

(13) 時勢に即した交通安全教育の推進

2026 年４月１日に施行された自転車の交通違反に対する交通反則通告制度のほか、特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクなどの小型モビリティの交通ルールの周知遵守を徹底し、時勢に即した交通安全教育を推進する。

項目	1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	（実施機関）県県民安全課、高齢福祉課、県教委あいちの学び推進課、警察本部交通部
細目	(6)　高齢者に対する交通安全教育の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢者を重点とした総合的な交通安全対策については、毎月 30 日（２月は末日）を「高齢者を交通事故から守る日」と定め、県、警察本部、名古屋市等の関係部局で構成された高齢者交通安全対策会議を開催し、関係機関相互が連携を密にし、情報の共有を図り、各々の役割分担を明確にして各種対策を推進する。

また、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が行動に及ぼす影響などを理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実施することができるよう、各種交通安全教育機材を活用した参加・体験 ・実践型の交通安全教育や世代間交流の効果を取り入れた交通安全教育を積極的に行うとともに、反射材や LED ライトの利用等、夜間における交通安全用具の普及と活用を促進する。

さらに、高齢社会の進展に伴って増加する高齢運転者に対する交通安全教育及び運転者に対する高齢者保護に向けた広報啓発活動を展開し、高齢者が当事者となる交通事故の防止を図る。

また、高齢者が安全運転サポート車等に搭載される先進安全技術を体験できる機会を設けるよう努める。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。

(2) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(3) 交差点事故防止啓発事業　　2,719 千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。

(4) 高齢者交通安全広報事業　　19,431 千円

高齢歩行者の交通事故防止を図るため、著名人を起用した啓発資材の作成や啓発イベントの開催により、高齢者に対して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を呼び掛ける。

また、高齢者の交通死亡事故が多発した市町村と連携し、高齢者が集まる行事等に、啓発キャラバン隊を派遣し、反射材やヘルメットの着用促進、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度等について周知を図る。

(5) ドライバーマナー向上推進事業　17,922 千円

本県にゆかりのある著名人等の啓発動画を収録し YouTube で配信するほか、基本的な交通ルールを多言語で説明したパンフレットによる外国人ドライバーへの啓発や、生活道路における自動車の法定速度改正を周知するマグネットシートによる啓発を実施する。

(6) 高齢者交通安全対策会議の開催

県、警察本部、名古屋市で構成する会議を開催し、高齢者交通安全対策に係る施策を推進する。

(7) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

また、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポル

トガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

（県高齢福祉課）
(8) 高齢者が一同に会する場において、交通安全意識の醸成を図る。

（県教委あいちの学び推進課）
(9) 社会教育の場において、参加する高齢者に対し交通安全意識の醸成を図る。

（警察本部交通部）
(10) 高齢者に対する交通安全啓発活動の実施
- 高齢者交通安全エリアにおける重点的な高齢者交通事故抑止活動
- 交通安全教育車の活用
- 高齢者世帯訪問活動による広報啓発
- 高齢者交通安全協力所における広報啓発
- 交通安全教育チーム"あゆみ"による派遣型交通安全教室の開催
- 高齢者を対象とした参加・体験・実践型自転車教室の開催
- 自動車教習所と連携した実践型交通安全教室の開催
- 電動車いす利用者に対する交通安全教育の実施
- スーパー、ショッピングセンター等における高齢者に対する広報啓発活動の推進
- 高齢者の事故実態に応じた対策の実施
- 2026 年４月１日に施行された自転車の交通違反に対する交通反則通告制度をはじめ、ヘルメット着用等の自転車の安全利用の促進に関する広報啓発活動の推進

(11) 高齢運転者対策の実施
- ＶＲシミュレータ、ドライブシミュレータ等を活用した参加・体験・実践的な交通安全教育の実施
- シニアドライバーズスクールの実施
- 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施
- 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者への交通安全教育の推進
- 安全運転サポート車等の普及啓発の推進
- サポートカー限定免許制度に関する広報啓発活動の推進

(12) 高齢者交通安全に係る総合対策の推進

高齢社会が急激に進展する中で、高齢者の交通安全対策を総合的に進めるため、一般ドライバーの歩行者等保護意識の醸成や運転免許証を自主返納しやすい環境づくり、企業による CSR・CSV としての交通安全への参画を働き掛けるなど、高齢者の交通安全に係る総合的な対策を推進する。

項目	**1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(7) 障害者に対する交通安全教育の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、地域における福祉の場を利用するなどして障害の程度に応じ、きめ細かい安全教育を推進する。

また、聴覚障害者標識に関する広報啓発を推進するとともに、周囲の運転者に対して、配慮すべき事項についての教育を推進する。

2　計画の内容

障害者支援施設や介護施設等における交通安全教育の機会の提供に努める。

項目	**1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(8) 外国人に対する交通安全教育等の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育、観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する。

特に、特定技能制度等により県内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策を充実させる。

外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。

また、訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー事業者、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語の交通安全DVDの貸出しを実施する。

(2) 自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成しWebページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

(3) 基本的な交通ルールを多言語で説明したパンフレットによる外国人ドライバーへの啓発を実施する。

（警察本部交通部）

在留外国人に対する外国人コミュニティや日本語学校等における交通安全教育、外国人を雇用する事業者等による外国人運転者の交通安全教育等を推進する。

特に、特定技能制度等により県内で働く外国人運転者に対しては、雇用者や関係機関等による交通安全対策を充実させる。

外国人に対する交通安全教育に当たっては、自動車の左側通行、赤信号での右左折禁止、一時停止標識等、自国の交通ルール等との違いを踏まえ、日本の交通ルール等を理解・徹底させる。

また、訪日外国人を始めとする外国人の交通ルールの遵守を図るため、レンタカー事業者、シェアサイクル事業者、特定小型原動機付自転車のシェアリング事業者等と連携した多言語対応の広報啓発を推進する。

外国人に対する交通ルールの周知徹底

在留外国人に対しては、外国人集住地域周辺の小･中･高等学校に対し、自治体等と連携した参加・体験・実践型の自転車教室や交通キャンペーンのほか、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進するなどの施策を推進するとともに、訪日外国人に対しては、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用して我が国の交通ルールの周知に努める。

項目	2　効果的な交通安全教育の推進	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

交通安全教育にあたっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用するとともに、家庭・地域・職場から着実に交通安全教育を進める。

交通安全教育を行う機関・団体は、インターネット等を活用したネットワークの構築により、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

また、受講者の年齢や道路交通への参加態様に応じた交通安全教育の指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレータ、VR 等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進する。

このほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体を積極的に活用し、対面にならない交通安全教育や啓発活動を効果的に推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 交通安全の情報の共有化

ア　警察と共同構築したあいち交通安全ネット（Ｉネット）による情報配信

イ　愛知県交通安全推進協議会実施機関・団体（271 機関等）に対する電子メール・ファックスによる情報配信

(2) 資機材の貸与事業（交通安全 DVD の貸出し）

県が作成した愛知県ドライバーマナーアップ啓発ムービーを始め、各種の交通安全啓発 DVD 等の貸出しを実施する。

(3) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(4) 交差点事故防止啓発事業　　2,719 千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。

(5) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業　1,271 千円

交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、子供向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで、幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。

(6) 県民事務所交通安全啓発活動　　1,058 千円

ア　市町村の行催事に合わせた交通安全キャンペーンの実施

イ　安全なまちづくり・交通安全活動推進員による交通安全教室の開催

(7) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

また、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

（警察本部交通部）

(8) 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施

交通安全教育チーム”あゆみ”を中心として、歩行者や自転車の正しい交通ルールを体得させ

るための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
(9) SNS 等各種媒体等を積極的に活用した広報啓発活動の実施
X、YouTube、Instagram、あいち交通安全ネット（Ｉネット）等による、時代に即した広報啓発活動を実施する。
(10) 交通安全教育指導者の養成
各種交通安全教室などを通じて、保育士、教諭、保護者、地域交通安全活動推進委員等を地域の交通安全指導者として養成する。
(11) 各種シミュレータや映像を活用した交通安全教育事業の推進
ドライブシミュレータをはじめとした各種シミュレータや映像を活用した効果的な交通安全教育を推進する。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	**(1) 交通安全運動の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

年４回の交通安全運動を中心に、県民一人一人に交通安全思想の普及徹底を図り、正しい交通ルールと交通マナーの実践を習慣付けるため、愛知県交通安全推進協議会（県、警察、市町村、関係機関・団体等）が地域住民と一体となって、組織的、継続的な交通安全運動を展開する。

特に、地域のボランティアは、今後の運動継続の観点から若い世代の参加を働き掛け、裾野拡大を図る。

夕暮れ時の交通事故防止対策として「ライト・オン運動」（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）、被害軽減対策として「「カチッと 100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動」、ドライバー対策として「交通安全スリーＳ運動」を推進する。

また、交通死亡事故など重大な交通事故に直結する悪質・危険性の高い交通違反及び交通安全運動の重点に沿った交通違反の指導取締りを実施し、広報啓発活動と交通指導取締活動を連動させた交通安全運動を効果的に推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 交通安全運動の推進　　31,988 千円

ア　交通安全県民運動

(ｱ) 春の全国交通安全運動　　４月６日～４月 15 日　（10 日間）（全国一斉）
(ｲ) 夏の交通安全県民運動　　７月 11 日～７月 20 日（10 日間）
(ｳ) 秋の全国交通安全運動　　９月 21 日～９月 30 日（10 日間）（全国一斉）
(ｴ) 年末の交通安全県民運動　　12 月１日～12 月 10 日（10 日間）
(ｵ) 交通安全スリーＳ運動　通年
(ｶ) ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）　通年
(ｷ) 歩行者保護運動（横断歩道の日（毎月 10 日）、ハンド・アップ運動（通年））
(ｸ)「カチッと 100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底運動　通年
(ｹ)その他交通安全の日
① 交通事故死ゼロを目指す日（４月 10 日、９月 30 日）（全国一斉）
② 交通事故死ゼロの日（毎月 10 日・20 日・30 日）
③ こどもを交通事故から守る日（毎月 10 日）
④ 横断歩道の日（毎月 10 日）
⑤ 高齢者を交通事故から守る日（毎月 30 日、２月は末日）
⑥ 高齢者交通安全週間（９月 14 日～９月 20 日）
⑦ 自転車・二輪車安全利用の日（毎月 20 日）
⑧ 自転車・二輪車安全利用月間（５月）

⑨　バイクの日（８月 19 日）
⑩　「カチッと 100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化月旬間
（２月 11 日～２月 20 日、６月 11 日～６月 20 日、11 月 11 日～11 月 20 日）
⑪　県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所（２月 18 日予定）
⑫　飲酒運転根絶の日（毎月第４金曜日）
⑬　飲酒運転根絶強調月間（12 月）

イ　事業

(ｱ) ポスター　48,000 枚(前年度 54,000 枚)
(ｲ) チラシ　70,000 枚(前年度 90,000 枚)
(ｳ) シートベルト・チャイルドシートリーフレット　28,000 枚(前年度 50,000 枚)
(ｴ) 交通安全県民大会の開催（2027 年１月 14 日（木））

(警察本部交通部)

(2) 広報啓発と交通指導取締りを連動させた活動の推進

ア　交通事故死ゼロの日等における交通監視活動
活動強化日を中心に交通事故多発交差点における交通監視や取締りの実施

イ　通学路における児童の安全を確保するための交通安全指導の実施及び飲酒運転や無免許運転等の悪質な違反、著しい速度違反等の交通事故に直結する危険な違反に対する取締りの実施

(3) 交通情報板等を活用した広報啓発活動の推進

交通情報板等を活用し交通安全運動に連動した広報啓発活動の実施

(4) 関係機関等と連携の強化

地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティア等との連携を強化し、自治体等の主体的な活動の促進を図るとともに、地域住民一人一人が交通安全を自らの問題と捉えて積極的に各種活動や取組に参加する機運を醸成する。また、関係機関や民間企業・団体との連携を強化し、職域等における運動の活性化を図るとともに、教育機関等との連携を強化し、学生等の参加を促進するなど、若い世代の交通安全意識の向上を図る。

(5) 各種媒体を活用した広報啓発活動の推進

Ｘ、YouTube 等を活用するなど、幅広い年齢層に交通安全運動の周知を図り、交通安全意識の高揚を図る。

(中日本高速道路株式会社)

(6) 高速道路における交通安全の推進

ア　年４回の交通安全運動等において、警察本部高速道路交通警察隊と合同で、サービスエリア、
パーキングエリア、インターチェンジ入口等で交通事故防止キャンペーンを実施し、交通安全啓発チラシ等を配布するとともに、情報板、ハイウェイラジオ、ポスター等で交通安全広報を行い交通安全に対する意識の高揚を図る。

イ　高速走行時の要注意箇所の紹介（高速走行に気をつけガイドの発行）や、企業・学校への社員派遣による交通安全セミナーの実施などの交通安全活動を積極的に実施する。

(7) 交通事故の特性等を考慮した広報啓発活動の実施

交通事故の地域的・季節的な特性、車種別等の特性を考慮した交通安全啓発を実施し、小冊子・チラシ等の配布、ポスターの掲示、情報板、ハイウェイラジオ等により安全運転広報に努める。

(愛知県道路公社)

(8) 愛知県道路公社における交通安全運動の推進

年４回の交通安全運動において、各有料道路情報板に「交通安全運動実施中」を表示するとともに、料金所等においてドライバーにシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の追放等を呼び掛け、安全運転を啓発する。また、取り組み重点事項（飲酒運転の追放等）を印刷した啓発品を配布するなど、安全運転の広報に努める。

（名古屋高速道路公社）
(9) 名古屋高速道路における交通安全運動の推進
年４回の交通安全運動において、交通安全啓発物品の配布及び横断幕の掲出等を行い、飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用、落下物防止の徹底など安全運転意識の高揚を図る。
また、交通安全運動期間以外でも、横断幕・情報板による交通安全啓発やラジオ CM 放送による速度抑制、安全運転、合流注意等の安全運転啓発広報を行う。
さらに、注意標識・看板・路面標示等による安全対策を実施し、ホームページにおいて実施した交通安全対策や交通安全情報等の広報に努める。

項目	**３　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(2) 歩行者の安全確保**	

１　計画の実施方針及び重点施策
(1) 横断歩行者
運転者に対して横断歩道の手前に設置されている「横断歩道又は自転車横断帯あり」（いわゆるダイヤマークをいう。）に対する啓発活動を推進するとともに、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。
(2) 反射材用品等の普及促進
夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の交通事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催や、反射材用品等の着用に係る先導役となる地域住民等への委嘱等を推進する。
２　計画の内容
（県県民安全課）
(1) 交通安全スリーＳ運動の実施
自動車、自転車運転者が交通事故を防ぐため、特に心掛ける運転行動を啓発する「交通安全スリーＳ運動」を展開する。
Stop（ｽﾄｯﾌﾟ）
・ 赤信号は確実にストップ、一時停止場所では自転車もストップ
・ 横断歩道や交差点では歩行者優先
・ 飲酒運転の根絶
Slow（ｽﾛｰ）
・ こどもや高齢者を見かけたらスローな運転
・ 見とおしが悪い交差点では徐行
Smart（ｽﾏｰﾄ）
・ 全ての人に対して思いやりをもった運転と、運転中はスマートフォン等を絶対使用しないスマートな運転
・ シートベルトの全席着用の徹底
・ 急発進や急制動をしない、落ち着いたアクセルの踏み込みなど環境に配慮したスマートな運転
(2) ハンド・アップ運動の推進
歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。
・ 歩行者は、左右の安全確認をし、手を上げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝えてから横断する。特にこどもは横断中もドライバーから目立つよう手を上げて横断する。
・ 歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。
・ 歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。
・ ドライバーは、道路上のダイヤマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその

手前で安全に停止することができるように、スピードを落として走行する。
・ ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。

このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(3) 安全運転推進重点広報啓発事業　13,189 千円

道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。

(4) 高齢者交通安全広報事業　19,431 千円

高齢歩行者の交通事故防止を図るため、著名人を起用した啓発資材の作成や啓発イベントの開催により、高齢者に対して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を呼び掛ける。

また、高齢者の交通死亡事故が多発した市町村と連携し、高齢者が集まる行事等に、啓発キャラバン隊を派遣し、反射材やヘルメットの着用促進について周知を図る。

(5) 通学路の交通安全対策事業　346 千円

児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材の提供により企業等の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。

(警察本部交通部)

(6) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い交通事故に直結する交通違反の交通指導取締り

交通事故多発交差点等における横断歩行者等妨害等をはじめとした交差点関連違反の指導取締り、通学路における交通安全指導等を強化する。

(7) 横断歩行者の安全確保に向けた広報啓発活動等

運転者に対しては、ダイヤマークの周知を図るとともに、歩行者事故が多発する地域等において重点的に各種活動を推進し、歩行者が被害者となる交通事故抑止を図る。

また、歩行者に対しても、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中の周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

(8) 運転中の携帯電話使用等に関する罰則及び危険性の周知

自転車も含め車両運転中の携帯電話使用等に関する罰則及び危険性の周知を図るため、関係機関・団体等と連携しながら広報啓発活動を推進する。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	(実施機関) 県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

死亡事故の約５割が交差点で発生していることから、事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど各種啓発活動等を推進することで交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

特に、交差点事故の主な原因が歩行者妨害、一時不停止又は信号無視によるものであることから「交通安全スリーＳ運動」を強力に推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) ハンド・アップ運動の推進

歩行者が横断時に、ドライバーと意思疎通を図る横断方法を提唱するもの。

・歩行者は、左右の安全確認をし、手を上挙げるなどドライバーに横断する意思を明確に伝え
てから横断する。特にこどもは横断中もドライバーから目立つよう手を上挙げて横断する。

・歩行者は、車が止まっても左右の安全確認をしてから渡り、横断途中も他の車が来ていないか注意する。

・歩行者は、停止したドライバーに会釈するなど感謝を伝える。

・ドライバーは、道路上のダイヤマークを見たら、横断者が横断歩道付近にいる場合はその手前で安全に停止することができるように、スピードを落として走行する。

・ドライバーは、横断中又は横断しようとしている歩行者・自転車を見掛けたら、必ず横断歩道等の手前で止まる。

このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

(2) 交通安全スリーＳ運動の推進

交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心掛ける運転行動を啓発するため「交通安全スリーＳ運動」を展開する。

(3) 交差点事故防止啓発事業　　2,719 千円

道路の横断に必要な判断力をチェックできる歩行環境シミュレータを活用した出張講座を引き続き実施する。

（警察本部交通部）

(4) 交差点における街頭指導の強化

交通事故の多発傾向にある交差点等における「見える」街頭活動により、通行するドライバー等の交通安全意識の高揚を図る。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(4) 自転車の安全利用の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

良好な自転車交通秩序を実現させるため、自転車利用者に対し自転車は車両であることの意識を徹底させるとともに、車両としての交通ルールの周知及び交通マナーの実践の徹底を図り、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者双方の安全を確保する。

自転車乗用中の交通事故防止や安全利用を促進するため、「交通の方法に関する教則」、「自転車安全利用五則」及び「自転車ルールブック」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行、歩道通行時における交通ルール 等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。

特に、毎月 20 日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び「自転車・二輪車安全利用月間」の５月には、自転車の正しい乗り方及び安全整備に関する広報啓発活動を重点的に実施する。

また、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車に係る交通事故の防止、被害の軽減及び被害者の保護に取り組むとともに、条例の実効性を高めるため、市町村と協調し、広報活動の強化に努める。

夕暮時から夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底及び自転車の側面等への反射材の取付けを促進し、被視認性の向上を図る。

さらに、道路交通法において、すべての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務化（2023 年４月１日）されたこと及び自転車の交通事故実態等について広報啓発を推進するとと

もに、被害軽減対策として有効なヘルメットの着用を幼児・小学生を始め、高齢者その他全ての自転車利用者に対し積極的に促進する。

加えて、「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」の罰則が整備（2024 年 11 月１日）されたこと、2026 年４月１日から 16 歳以上の自転車利用者による交通違反に対して交通反則通告制度、いわゆる「青切符」が適用されたことについても広報啓発を推進する。

特に、高齢者及び小中学生に対しては、参加・体験・実践型の交通安全教室や交通安全自転車大会等の競技を通じた広報啓発に努め、教育の機会が少ない社会人・大学生等に対しては、大学・企業と連携した交通安全教育への参加を促すなど、自転車安全教育の機会の提供を図る。

２　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 自転車安全利用対策推進事業　　1,943 千円

自転車を運転する際に起こりうる危険を体験できる自転車シミュレータを活用した参加体験型の出張講座を引き続き実施する。

(2) 自転車・二輪車安全利用の日等における啓発活動の推進

自転車・二輪車安全利用の日、月間等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。

・　自転車・二輪車安全利用の日　毎月 20 日
・　自転車・二輪車安全利用月間　５月

(3) 交通安全スリーＳ運動の推進

自転車も車両の一種であり、乗り方によっては歩行者に危害を加えるおそれがあることから、自転車の安全利用を図るため「交通安全スリーＳ運動」を推進する。

(4) 自転車安全利用促進事業費　　22,291 千円

著名人を「自転車安全利用アンバサダー」に任命し、交通安全運動出発式やポスター等で自転車の安全利用やヘルメット着用、自動車損害賠償責任保険等への加入を呼びかける。

また、自転車安全利用アンバサダーが、県内の高等学校を訪問し、青切符の周知に加え、ヘルメットの着用促進等に主体的に取り組む高校生を応援する。

自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

(5) 自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金　33,038 千円

ヘルメット着用率の更なる向上を図るため、自転車事故の多い若年層と高齢者に対する購入補助制度を、市町村と協調して実施する。

（警察本部交通部）

(6) 自転車安全利用の促進

自転車の安全利用を促進するための広報啓発活動、指導取締り、通行環境の整備等を推進し、全ての自転車利用者に対して、2026 年４月１日に施行された交通反則通告制度も含めた自転車の通行ルール等の周知を図る。

(7) ５月中における交通安全啓発活動等の実施

５月を自転車利用者に対する自転車の安全利用促進月間として、自転車の安全利用に資する広報啓発活動、街頭における指導啓発活動等を強化する。

(8) 反射材の普及促進

自治体、交通関係団体と連携し、街頭キャンペーンなどを実施し、自転車への反射材の取付けを促進する。

(9) 自転車乗車用ヘルメットの着用の促進

関係機関・団体、企業等と連携し、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果、ヘルメット購入補助制度、道路交通法の改正についての広報啓発活動を推進し、全ての年齢層の自転車利用者に対し、自転車利用中のヘルメット着用を促進する。

(10) 幼児二人同乗用自転車の安全利用の周知徹底等
　幼稚園・保育所等における自転車教室等の機会を通じ、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を実施する。
(11) 映像等も活用した参加・体験・実践型の交通安全教室等
・　高齢者等に対し映像等も活用した参加・体験・実践型自転車教室の開催
・　交通安全高齢者自転車愛知県大会　2027 年２月 17 日（水）
(12) 自転車指導啓発重点地区及び路線における指導啓発活動の強化
　自転車指導啓発重点地区及び路線（70 地区、56 路線）を中心に、自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した指導啓発活動を積極的に推進する。
(13) 自動車等の運転者に対する安全教育の実施
　運転免許の更新時講習等において、自転車の安全を確保するための留意事項についての教育を実施する。
(14) 教育機会に応じた交通安全教育の推進
　「自転車の交通安全教育ガイドライン」の周知を図り、民間事業者や団体、自治体、家庭、学校等の様々な教育主体が、それぞれの教育機会に応じた交通安全教育が行われるよう支援・協力する。
(15) 自転車運転者講習制度の周知徹底
　自転車の運転による交通の危険を防止するため、自転車運転者講習制度の一層の周知を図るとともに適切に運用する。
(16) 自転車配達員に対する安全教育等の推進
　自転車配達員を対象とした自転車教室の開催、自転車配達員への街頭における指導啓発、関係機関と連携した配達員への交通ルールの遵守の呼び掛けを実施する。

項目	**３　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）中部運輸局、県県民安全課、県医務課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社
細目	**(5) 自動車(二輪車を含む。)の安全運転の推進**	

１　計画の実施方針及び重点施策
(1) 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進
　妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく110 番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、SNSを含めたインターネット、広報紙等の各種媒体、交通情報板、各種交通安全イベントや交通安全教室等の場を効果的に活用するなど、広報啓発活動を推進する。
(2) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
　飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動、運転代行サービスの制度周知に努めるなど、地域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。
(3) 「ながらスマホ」対策の強化
　自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進するほか、関係事業者等や、安全運転管理者による教育の徹底を推進する。
　また、「ながらスマホ」の危険性を実感できる交通安全教育や、関係企業と連携した具体的な危険性の周知を含めた交通安全キャンペーンを実施する。

(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るための広報啓発を推進する。特に後部座席のシートベルトについて、着用率の向上を図るため、非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなることの周知や、地方公共団体、 関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトの着用効果を 体験できる装置を用いた参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて全席におけるシートベルト着用徹底の啓発活動等を 展開する。

妊婦やその配偶者に対して、シートベルトの正しい着用が交通事故の被害 から母体や胎児を守ることについて、広報啓発を推進する。

(5) 児童を含むチャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図るとともに、地方公 共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。また６歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない場合にはチャイルドシートを使用させることが望ましいこと等についての理解、普及及びその実践を呼び掛けるなど、広報啓発を強化し、適切なチャイルドシートの使用の定着化を図り、６歳以上の児童のチャイルドシートの使用状況等を踏まえつつ、制度的な検討を進める。

(6) 高速自動車国道における法定速度の引上げと逆走防止

2024年４月に、高速自動車国道における大型貨物車両等の法定速度が80キロメートル毎時から90キロメートル毎時に引き上げられたことに関し、大型貨物自動車等に限らない、幅広いドライバーに対して、車種別の最高速度や通行帯等に係る交通ルールの遵守等の重要性について広報啓発を図る。

また、高速自動車国道等における逆走事故・事案の防止のため、関係機関において広報啓発を進める。

(7) トラクターの交通事故防止対策の推進

乗用型トラクターの交通事故防止を図るため、日常点検を確実に行うほか、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビンフレームの装備、シートベルト着用等について周知を行う。

(8) 先進技術に関する正しい理解の促進

衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえるような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

２　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であることについて、愛知県にゆかりのある著名人が出演する啓発動画を愛知県公式動画チャンネル等において配信する、出演した著名人による啓発を交通安全県民運動出発式において実施するなど、広報啓発活動を推進する。

(2) 飲酒運転根絶のための広報啓発活動等の実施

関係機関・団体と連携を強化し、飲酒運転四（し）ない運動（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を始め、飲酒運転根絶の日（毎月第４金曜日）、飲酒運転根絶強調月間（12 月）及び「交通安全スリーＳ運動」等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、 広報啓発活動を実施する。また、飲酒運転根絶に向け、年４回の交通安全運動等を通じ、チラシや啓発品の配布等を実施するとともに飲酒運転の危険性を疑似体験できるゴーグルを活用した安全教育を実施

する。
県庁、県民事務所等において、飲酒運転防止啓発DVD、飲酒体験ゴーグル等の貸出を行う。
(3) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進
飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための啓発ポスターを作成し、各飲食関連業組合を通じて掲示をするなど、「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という県民の規範意識の確立を図る。
(4)「ながらスマホ」対策の強化
自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、「ながらスマホ」について、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について、愛知県にゆかりのある著名人が出演する啓発動画を愛知県公式動画チャンネル等において配信する、出演した著名人による啓発を交通安全県民運動出発式において実施するなど、広報啓発活動を推進する。
(5) シートベルト・チャイルドシート着用徹底
「カチッと 100！」を合言葉に、着用率 100%をめざす。
ア 「カチッと 100!」シートベルト・チャイルドシートの着用徹底運動の展開
・ 「カチッと 100!」シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間
（２月 11 日～20 日、６月 11 日～６月 20 日、11 月 11 日～11 日 20 日）
・ 県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所(２月 19 日予定)
イ 企業・事業所による全座席シートベルト着用の促進
パートナーシップ企業等に対して全座席シートベルト着用を促進し、情報の提供や啓発物等を配布するなど、取組を支援する。
ウ あらゆる機会を通じた広報活動の推進
「カチッと 100！」を合言葉に、あらゆる機会を通じ、シートベルト・チャイルドシートの着用に的を絞った効果的な広報啓発活動を推進する。
シートベルト・チャイルドシートリーフレット 28,000 枚（前年度 50,000 枚）
(6) 交通安全スリーＳ運動の推進
シートベルト着用は乗車時の身だしなみと捉え、全席着用の徹底を図るため「交通安全スリーＳ運
動」を推進する。
(7) 生活道路における自動車の法定速度改正周知 3,234 千円
生活道路における自動車の法定速度改正について、速度注意の喚起を促すマグネットシートを作成する。作成したマグネットシートを各市町村や県民事務所、交通安全推進協議会加入団体などに配布し、公用車等の車両後面の目立つ位置に貼付し、改正の周知を行う。

(県医務課)
アルコール関連問題啓発週間（毎年 11 月 10 日から 16 日まで）や 20 歳未満飲酒防止等の機会にインターネット広告はじめ各種広報媒体を活用した啓発や、自助グループと連携したセミナーの開催により一般県民へ飲酒に伴うリスクに関する知識やアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図る。

(警察本部交通部)
(1) 二輪車乗車中のヘルメット及びプロテクターの正しい着用方法の周知徹底の推進
二輪車乗車中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪車運転者の被害軽減を図るため、顎紐をしっかり締めるなどヘルメットの正しい着用とプロテクターやエアバッグジャケットの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、頭部と胸部等保護の重要性について理解増進に努める。
(2) 適時適切な情報発信による交通安全意識の醸成
二輪車の特性や交通事故の発生状況等の情報を適時適切に発信し、自動車や二輪車運転者のみならず、すべての道路利用者に対する交通安全意識の向上を図る。
(3) 妨害運転（あおり運転）の防止に向けた広報啓発活の推進

「妨害運転」の違法性を啓発するとともに、悪質・危険な運転が引き起こす事故の重大性、悲惨さ県民意識に浸透させるため、取締り活動や、交差点等での「あおり運転禁止」などのサイン板等により、走行車両に対し、「妨害運転」根絶を呼び掛けるキャンペーン等を実施する。

（中日本高速道路株式会社）
情報板、ハイウェイラジオ等により安全運転広報に努める。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(6) 新しい小型モビリティの安全対策**	

1　計画の実施方針及び重点施策

販売事業者やシェアリング事業者等と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催することで、特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの特性、車両区分に応じて交通ルールが異なること等の周知を図る。

特定小型原動機付自転車については、16 歳以上であれば、運転免許がなくても運転可能で、一定の要件を満たす場合に限り歩道通行が認められているほか、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされている。

一方、ペダル付き電動バイクについては、定格出力に応じて一般原動機付自転車又は自動車に該当し、運転には当該車両区分に応じた運転免許が必要であるほか、乗車用ヘルメットの着用が義務とされ、歩道通行は認められていない。

また、販売事業者をはじめとする関係事業者に対しては「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」及び「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、主体的かつ実効性のある交通安全対策を推進する。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 特定小型原動機付自転車の安全利用の推進

交通ルールについてわかりやすく周知する内容のチラシを作成・配布し、利用者への周知を図るとともに、関係事業者に提供して購入者等への教育に活用できるよう支援する。また、事業者と連携して実車講習を実施し、関係事業者が取り組むべきこととされている教育等の交通安全対策が実効的に講じられるよう支援を行う。

（警察本部交通部）

(2) 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の推進

関係機関・団体と連携し、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するなど、車両区分に応じた交通ルールの周知を図る安全教育を推進する。

(3) 事業者等による交通安全対策の促進

ア　「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべきとされている購入者及び利用者に対する教育等の交通安全対策が実効的に行われるよう支援・協力を行う。

イ　「自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドライン」に基づき、関係事業者が取り組むべきとされている購入者及び利用者に対する教育等の交通安全対策が実効的に行われるよう支援・協力を行う。

(4) 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の適切な運用

特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するため、特定小型原動機付自転車運転者講習制度の周知を図るとともに、その適切な運用に努める。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）中部運輸局、県広報広聴課、県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(7) その他**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通安全に関する広報については、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、ポスター、SNS を含めたインターネット、街頭ビジョン等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報、交通事故被害者等の声を取り入れた広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施する。

2　計画の内容

（県広報広聴課）

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の各種広報媒体を活用し広報を行う。

（県県民安全課）

県内各地におけるポスター掲示、YouTube や SNS を活用した啓発動画の放映、特設 Web サイトにおける広報など、各種媒体を活用した広報啓発活動を実施する。

（警察本部交通部）

(1) 高齢者の交通事故防止に関する国民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。

(2) 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。　また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がいない状況におけるハイビームの使用を意識づける。

(3) 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点等に関する情報の提供・発信に努める。

(4) 交通安全に取り組む学識経験者、有識者等による、研究発表や成果発表、討議等を通じて、交通事故防止について考える機会を設けて、国民の交通安全に関する意識を高める。

項目	**3　交通安全に関する普及啓発活動の推進**	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	**(8) 交通死亡事故多発時における緊急対策**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、県民に対し交通事故への注意を喚起するため、交通死亡事故多発警報などを発令するとともに、県、警察、市町村、関係機関・団体 等が連携・協働して総合的かつ集中的な事故防止対策を図る。

2　計画の内容

緊急交通安全啓発事業　397 千円

「愛知県交通死亡事故多発警報等発令要綱」に基づき、警報等を発令した際には、ホームページやラジオ等、あらゆる広報媒体を活用した広報、緊急街頭啓発活動等を速やかに実施することにより、警報等発令の周知及び県民の交通事故に対する注意を喚起し、交通死亡事故の抑止を図る。

項目	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	（実施機関）中部運輸局、県県民安全課、県社会活動推進課、県教委あいちの学び推進課、警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

交通関係機関・団体との連携を強化し、交通安全運動への参加及び交通事故防止等自主交通安全活動の指導・協力を行う。

また、地域に根ざした交通安全組織の結成及び自主活動の活性化を図り、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2　計画の内容

（中部運輸局）

(1) 各自動車運送事業者団体への助言、資料等の提供を始め、交通安全運動への参加及び事故防止等に対する指導・協力を行う。

（県県民安全課）

(2) 愛知県交通安全母の会に対する事業費の一部補助

交通安全ボランティア組織である愛知県交通安全母の会が実施する交通安全対策事業を助成することにより、事業の活性化を図る。

事業名　愛知県交通安全母の会事業費補助金　500 千円

(3) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業　　1,271 円

交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで、幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。

(4) 愛知県交通指導員連絡協議会の活動の推進

交通指導員に対する情報の提供、研修の実施、交通指導員相互の連携等を通じて、交通指導員の能力の向上と活動の充実を図る。

(5) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業　45 千円

従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対策を自主的かつ積極的に実施している企業等を「交通安全パートナーシップ企業」として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

（県社会活動推進課）

(6) 青少年県民運動の推進

青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（夏期・冬期）の中で、関係機関・団体と連携して、交通事故防止等の機運を醸成する。

（県学事振興課私学振興室）

(7) 私立学校に対する交通安全の推進

ア　私立学校関係団体が実施する交通安全運動などの機会を捉え、交通安全に関する情報資料の提供により、幼児・児童・生徒等への交通安全教育の一層の推進を図る。

イ　私立学校経常費補助金

交通安全教育に関して、外部講師による研修や地域との協働の取組などを実施する私立幼稚園等に対して補助を行う。

私立学校経常費補助金　38,195,377 千円の一部

（県教委あいちの学び推進課）
(8) 社会教育の場において、PTA、女性団体等を対象として、交通安全教育の推進を図るとともに、実践活動を推奨する。

（警察本部交通部）
(9) 企業等に対する交通安全 CSR 活動の促進による、社会全体における交通安全意識の高揚
(10) トラック協会、バス協会、宅配業者、安全運転管理者等に対する模範運転意識を高揚させるための「I ネット」配信を含む積極的な情報提供と交通安全思想の普及徹底
(11) 交通安全に関する情報・資料の積極的な提供
(12) 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用についての自主的活動の促進
(13) 関係機関・団体との連携による広報啓発活動の実施
- 街頭点検、街頭キャンペーン等の実施
- 交通安全功労者（団体）、優良運転者等の表彰

(14) 愛知県交通少年団指導者育成協議会を通じた交通少年団活動の助成及び指導育成
- 交通少年団集合訓練
- 機関紙の発行
- 啓発物の配布

(15) 住民参加による交通安全行事等の実施
(16) 地域社会における交通安全功労者等の表彰
- 交通安全奉仕顕賞等表彰の実施　406 人　233 千円
  功労金章（10 年以上の街頭活動歴と抜群の功労）
  功績銀章（６年以上の街頭活動歴と多大な功績）
  優良銅章（３年以上の優良な街頭活動歴）
  奉仕き章（６か月以上の街頭活動歴）
- 優良自動車運転者表彰の実施（自己申告）　289 人　16 千円
  セーフティ・ゴールド賞（15 年以上無事故・無違反）
  セーフティ・シルバー賞（10 年以上無事故・無違反）
  セーフティ・コ パ ー 賞（６年以上無事故・無違反）

項目	**５　地域における交通安全活動への参加・協働の推進**	（実施機関）県県民安全課、県道路維持課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目		

１　計画の実施方針及び重点施策

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。

２　計画の内容

（県県民安全課）
(1) 通学路の交通安全対策事業　346 千円
児童の通学時間帯に、サイン板等を活用した立哨活動により啓発活動を実施する企業等を募集し、啓発資材の提供により企業等の交通安全活動の支援を行い、通学路における交通事故の防止を図る。
(2) 交通安全パートナーシップ企業活動支援事業　45 千円
従業員に対する交通安全啓発はもとより、街頭啓発活動や顧客等への注意喚起等の交通安全対

策を自主的かつ積極的に実施している企業等を交通安全パートナーシップ企業として位置付け、これを広く募集し、県のホームページ等で公表するとともに、啓発資材や情報等を積極的に提供し、自主交通安全活動の一層の促進を図る。

(3) 交通安全教育ボランティア「かけ橋」派遣事業　1,271 円

交通安全教育に関心・意欲があり、手品や腹話術、バルーンアートなどの特技を持ち、ボランティアとして活躍したい人材を広く県民から募集・登録して、こども向けの交通安全活動を企画する地域団体等からの要請に応じて登録者を派遣する。特技を活用した交通安全教育を実施することで、幼少期から交通安全に関心を持ってもらう。

(県道路維持課・県教委保健体育課・警察本部交通部)

(4) 交通安全総点検や「通学路交通安全プログラム」に基づく合同点検を継続的に実施し、住民に積極的な参加を求め、交通安全対策を推進する。

(警察本部交通部)

(5) 交通安全教育チーム”あゆみ”による効果的かつ分かりやすい交通安全教育を推進する。

第3節　安全運転の確保

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況等を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質向上等、教習水準を高める。

また、免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

2　計画の内容

(1) 自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に対する立入検査等の結果に基づく指導により教習水準の維持及び向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所及び特定届出自動車教習所に対しても、適正な教習の実施と教習水準の向上に必要な指導・助言に努める。また、県民に対しては、自動車教習所における教習水準に関する情報の提供を促進する。

- 指定自動車教習所数　　本年４月１日現在　50校
- 届出自動車教習所数　　〃　　５校
- 特定届出自動車教習所数　　〃　　１校

(2) 運転者の安全意識を向上させる教育の充実

自動車教習所における教習等において、交通事故の悲惨さを理解させ、安全意識を向上させる教育の充実に努める。

(3) 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、準中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習、普通旅客車講習及び応急救護処置講習）を効果的に実施するため、講習に必要な体制の整備を図るとともに、講習委託先に対する必要な指導監督を行う。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(2) 運転者に対する再教育等の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、更新時講習及び高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化、講習内容等の充実に努める。

2　計画の内容

(1) 既に運転免許を取得した者に対する再教育を実施している指定自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者等教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

(2) 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、講習指導員の適正な人員の確保及びその資質の向上、最新の交通事故分析に基づいた講習内容の充実、講習施設及び資機材の整備・充実等を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

また、オンライン更新時講習について、県民への周知を図るとともに、円滑な実施に努める。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(3)　妨害運転等の悪質･危険な運転者に対する処分者講習での再教育	

1　計画の実施方針及び重点施策

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別指導等を実施する。

2　計画の内容

運転適性検査の結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識を醸成させ、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）県県民安全課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	(4) 二輪車安全運転対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

二輪車事故の防止対策として、毎月 20 日を「自転車・二輪車安全利用の日」、５月を「自転車・二輪車安全利用月間」として定め、二輪車関連団体等との連携を密にし、若年層を中心として安全運転に関する知識・技能習得のための参加・実践型の交通安全教育・訓練等を実施し、二輪車運転者の交通安全意識の高揚を図る。

2　計画の内容

（県教委保健体育課）

(1) 主に、定時制や山間部の生徒で、学校長から原付での通学を特別に許可されている生徒については、各学校で交通安全教育を実施する。

（県県民安全課・警察本部交通部）

(2) 交通安全教育、広報啓発活動の推進

関係機関・団体と連携したツーリングのライダーに対するキャンペーンの実施

(3) その他二輪車運転者に対する教育

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度を適正に運用する。

運転免許取得者等教育の認定制度の活用や二輪車安全運転講習等を積極的に支援するなど、二輪運転者に対する教育を推進する。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）県県民安全課、県交通対策課、警察本部交通部
細目	(5) 高齢運転者対策の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢社会の進展に伴い、増加する高齢運転者に対する教育体制を整備するほか、実車を用いた参加・体験・実践型講習及び科学的運転適性検査器等を活用した運転適性検査の実施による個別安全運転指導の推進や、公共交通の確保・充実の支援を行うことにより、自動車等の運転に不安を有する高齢運転者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。

2　計画の内容

（県県民安全課）

(1) 高齢運転者に対する広報啓発活動の推進

高齢者運転者による交通死亡事故が懸念されることから、交通安全教育等の機会を通じて加齢による身体機能の変化を自覚した安全運転を呼び掛ける。

(2) 高齢者交通安全広報事業　19,431 千円

高齢歩行者の交通事故防止を図るため、著名人を起用した啓発資材の作成や啓発イベントの開

催により、高齢者に対して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚を呼び掛ける。
　また、高齢者の交通死亡事故が多発した市町村と連携し、高齢者が集まる行事等に、啓発キャラバン隊を派遣し、反射材やヘルメットの着用促進、安全運転サポート車、運転免許証の自主返納制度等について周知を図る。
(3) 安全運転推進重点広報啓発事業　　13,189 千円
　道路横断中の交通事故を減少させるため、ドライバーに対して「横断歩道は歩行者優先」であること、歩行者に対して「歩きスマホの危険性」や「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける啓発動画を作成し、SNS 広告として配信する。また、歩行者に対し「ハンド・アップの実践」を呼び掛ける体験型啓発イベントの実施及び啓発資材の作成・配布を行う。さらに、全世代向けに、スマートフォン対応の特設 Web サイトを開設し、啓発動画とリンクさせ、SNS での露出を増やすことで「歩行者保護」、「ハンド・アップ運動」の周知や交通安全意識の高揚を図る。
(4) ドライバーマナー向上推進事業　　17,922 千円
　本県にゆかりのある著名人等の啓発動画を収録し YouTube で配信するほか、基本的な交通ルールを多言語で説明したパンフレットによる外国人ドライバーへの啓発や、生活道路における自動車の法定速度改正を周知するマグネットシートによる啓発を実施する。

(県交通対策課)
(5) 広域的・幹線的なバス路線の確保維持のための支援に取り組むとともに、地域内交通を確保するため、セミナーの開催、コーディネーター派遣等による公共ライドシェアの立上げ支援、市町村の地域公共交通会議における情報提供や助言など、地域の公共交通の活性化に向けた取組を行っていく。
　＜山間地域バス運行対策費補助金：887,764 千円、一般地域バス運行対策費補助金：185,229 千円＞
　＜地域交通人材育成事業：5,081 千円＞
　＜公共ライドシェア実証推進事業：5,280 千円＞
(6) 地域の住民や本県への来訪者の移動の利便性向上・効率化を図るために、県内における MaaS※5 等の新たなモビリティサービスの普及促進を目指し、実証実験の実施や MaaS 推進会議を活用した取組を行っていく。
　＜新モビリティサービス推進事業：34,543 千円＞

(警察本部交通部)
(7) 高齢運転者支援の充実
ア　高齢者運転者に対する教育の充実
　75 歳以上の運転者に対する認知機能検査については、認知症のおそれのある高齢運転者を的確に把握するとともに、医師の診断に基づき、その運転継続の適否を適切に判断していくほか、同検査に関する問合せ、相談等への対応に当たっては、本人及びその家族の心情に配意した対応に努める。
　また、75 歳以上で一定の違反歴のある高齢運転者に対する運転技能検査については、一時停止等の課題を通して運転技能を適切に評価するとともに、その結果を踏まえた交通事故防止に資する安全指導を実施する。
　高齢者講習については、運転技能に着目したきめ細かな講習を実施するとともに、高速道路における逆走防止や運転支援機能を始めとする先進安全技術とその限界、技術の進展状況について教育を行うなど、効果的かつ効率的な教育に努める。
　また、高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査については、高齢化の更なる進展に伴い、受講者等の一層の増加が見込まれることから、引き続き実施機関と連携し、実施体制を確保した上で、これら講習や検査を的確に実施する。
イ　臨時適性検査等の円滑な運用
　臨時適性検査又は診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）の対象者に対しては、制度について適切な説明を行うとともに、原則６か月後に再度臨時適性検査等を受検することとされた者の受検管理を確実に行う。

また、高齢運転者に対する運転支援を行うとともに、認知機能検査、交通事故捜査、安全運転相談等により、認知症の疑いがある運転者を把握した場合には、的確に臨時適性検査等を行うとともに、認知症であることが判明した者については、運転免許の取消し等の行政処分を確実に行う。

さらに、公益社団法人愛知県医師会を始めとする関係団体と連携し、認知症の診断を行う医師の確保、制度の運用に伴う医師が抱える様々な不安の払拭等に努める。

ウ　高齢者支援施策の推進

申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許証を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備を図る。

エ　高齢運転者標識の表示促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。

また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。

オ　高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの安全運転相談を始めとした各種相談、高齢運転教育等を実施する際に、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行う。

また、各種運転免許関係手続について高齢者に配慮した対応に努める。

カ　運転経歴証明書の申請窓口拡充等の周知

郵送や代理人申請による運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の申請ができること、曜日・時間の指定により４つの幹部交番で運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書の申請ができることについて周知を図るとともに、運転免許証を返納しやすい環境の整備に努める。

(8) ドライブシミュレータを活用した交通安全教育の推進

ドライブシミュレータを活用した個人の特性に応じた交通安全教育を実施する。

(9) 高齢者の身体機能の変化と行動特性を捉えた交通安全教育の実施

ドライブレコーダー等を活用し、高齢者自身の意識と行動の違いが確認できるような手法に配意したシニアドライバーズスクールを計画的に実施する。

(10) 頻繁に交通事故を惹起する高齢運転者対策の推進

一定の期間に複数回の交通事故当事者となった高齢者に対する個別訪問活動等を行い、当該事故の状況等を踏まえた、きめ細かな交通安全教育等を実施する。

(11) 安全運転サポート車の普及啓発の推進

衝突被害軽減ブレーキなどの安全運転支援装置を備えた安全運転サポート車、後付けの急発進等抑制装置（いわゆる「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」）について、あらゆる機会を活用して、関係機関・団体などと連携した普及啓発を図る。

(12) サポートカー限定免許制度に関する広報啓発活動の推進

基準を満たした安全運転支援装置を搭載した安全運転サポート車のみを運転することができるサポートカー限定免許制度の周知を図る。

(13) 高齢者交通安全サポーター制度の拡充

運転免許の自主返納やサポートカー限定免許への切り替えを促進するため、運転経歴証明書、サポートカー限定免許等の提示により、飲食代金割引等の特典付与を行う企業等の拡充を図る。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(6) 外国人運転者対策の強化	

1　計画の実施方針及び重点施策

在留外国人数及び訪日外国人数は増加傾向にあり、道路交通の分野では、訪日外国人や外国籍の運転免許保有者の増加を背景に、外国人運転者による交通事故の増加が懸念される。

また、自動車運送業分野等が特定技能制度の対象となるなど、今後、外国人運転者の更なる増加が予想されることから、様々な場面で交通安全教育や日本の交通ルールの周知、理解促進を図る。

2　計画の内容

既に実施している免許取得時の学科試験の多言語化に加え、免許更新時における多言語教材の活用により、外国人運転者に対する交通安全教育を充実させる。

＜更新時講習時に貸し出す多言語教本＞

・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語

また、いわゆる「外免切替」制度について、2025（令和７）年 10 月に改正された審査手続を厳格に運用

するとともに、円滑な免許関係手続が実施できるよう受入体制の強化を図る。

レンタカー利用時等における国際運転免許証や外国運転免許証の確認が十分に行われるようレンタカー事業者に対する情報提供を充実する。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(7) 自動車安全運転センターの業務の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

高度の運転技能と専門知識を必要とする安全運転指導者や職業運転者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図る。

2　計画の内容

自動車安全運転センターと連携し、高度な運転技術、専門知識を有する安全運転指導者や職業運転者に対し、安全運転中央研修所における研修受講を促進させる。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）県県民安全課、警察本部交通部
細目	(8) 自動車運転代行業の指導育成等	

1　計画の実施方針及び重点施策

警察庁及び国土交通省が策定した「運転代行サービスの利用環境プログラム」や「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」に基づき、自動車運転代行業の利用者の利便性・安心感の向上及び自動車運転代行業の健全化を図り、飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及を促進する。

2　計画の内容

自動車運転代行業の健全化を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施し、ホームページにおいて行政処分を受けた自動車運転代行業者の公表を行う。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）中部運輸局
細目	(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任されている事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者等に受診させなければならない適性診断の受診促進を図る。

2 計画の内容

自動車運送事業者は事業用自動車の運転者に対して指導及び監督を実施するとともに、事故惹起運転者、初任運転者、高齢運転者等に適性診断を受診させ、その結果判明した運転者の運転行動の特性を踏まえ、きめ細かな指導を実施するよう、研修などの機会を通じて周知を行う。

項目	1　運転者教育等の充実	（実施機関）警察本部交通部
細目	(10) 危険な運転者の早期排除	

1　計画の実施方針及び重点施策

行政処分の長期未執行者の解消に努めるほか、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の病気に罹患していると疑われる運転者等に対する適性検査等の迅速・的確な実施に努める。

2　計画の内容

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止をはじめとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。

また、捜査部門との連携を強化し、妨害運転等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進する。

さらに、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気（以下「一定の症状を呈する病気」という。）等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速・的確な実施に努める。

加えて、違反行為をした運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、その資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実を図る。

なお、取消処分者講習では、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を実施し、これにより悪質・危険な運転を行った者に対する運転者教育の充実を図る。

項目	2　運転免許制度の改善	（実施機関）警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故の傾向や交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定しているか検証を行い、必要に応じ、改善を図る。

また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続きの利便性の向上等による免許更新の負担軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。

さらに、運転免許試験場における障害者等のための設備・資機材の整備及び安全運転相談活動の充実を図る。

2　計画の内容

(1) 運転免許手続における簡素合理化の推進

申請等に係る県民の負担軽減の観点から、運転免許証の更新についての即日交付窓口の拡大、優良運転者が利用可能な更新窓口の拡大、更新申請書等に添付する申請用写真の省略等の手続の簡素合理化を一層推進し、必要な各種資機材の整備を図る。

(2) 県民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進

運転免許業務のＩＴ化等による合理化のほか、託児コーナー、身体障害者用トイレの設置等申請者の利便の向上に配意した運転免許試験場の施設・設備の整備、コース開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大、持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応、更新窓口の混雑状況や来訪者用駐車場の有無等の情報提供に努めるなど県民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

また、マイナンバーカードと運転免許証の一体化について、県民への周知を図るとともに、関連業務の円滑な運用に努める。

(3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等

学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。

また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに、今後順次導入される AT 大型免許等（運転することができる自動車を AT 自動車（オートマチックトランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車をいう。）に限る大型免許等をいう。）に適切に対応する。

さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。

(4) 危険な運転者の早期排除と改善等

ア　常習飲酒運転者対策

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。

また、停止処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実を図るとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした効果的な飲酒取消講習を推進する。

さらに、2024（令和６）年３月に策定された「愛知県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、飲酒取消講習等において、地域の相談・治療期間リストを提供するなど、活用等の関係機関・団体との連携を推進する。

イ　暴走族及び違法行為を敢行する旧車會対策の推進

暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に、共同危険行為等の重大違反の唆し行為による運転免許の取消処分の的確な実施に努める。

ウ　特定小型原動機付自転車運転者及び自転車運転者による交通事故や交通違反については、点数制度の適用を受けないものの、当該交通事故や交通違反の状況から、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる場合には、道路交通法第 103 条第１項第８号の危険性帯有による免許停止処分等を検討し、的確な行政処分を推進する。

(5) 外国人運転者等への適切な対応

ア　海外渡航者の利便性の確保

国外運転免許証の発給については、申請者の利便と業務の合理化を推進する。

イ　外国人の運転免許取得に関する取組

日本語を解さない外国人に対し、外国語による運転免許学科試験の実施の拡充、更新時講習等における外国語版講習用映像資料の活用等を推進する。

また、外国等の行政庁等の運転免許証を有する者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車等の運転に必要となる申請者の知識及び技能の確認を適正かつ厳格に実施するとともに、偽造された外国等の行政庁等の運転免許証による我が国の運転免許証の不正取得を防止する措置を強化するほか、申請者数の増加を踏まえ、受付・審査体制の見直しを図る。

ウ　外国人への交通安全教育の推進

外国籍運転者による交通事故の件数や全交通事故に占める割合は近年増加していることから、交通ルールや交通マナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、在留外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、訪日外国人旅行者に対しては、関係機関・団体等と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等の各種広報媒体を活用して交通ルール等に関する広報啓発を推進する。

(6) 大規模災害対策に備えた対策の推進

大規模災害による運転免許業務への影響を最小限のものとするため、運転免許試験場等の耐震化・免震化・制震化、システム室への免震床の設置、自家用発動発電機の整備、運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管等を引き続き推進する。

また、災害により運転免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等のための計画を策定するなど再交付業務の早期再開及び継続的運営のための人員の確保を図る。

(7) 貨物自動車に係る交通事故抑止等

準中型自動車免許は、若年者の就職における運転免許の必要性という社会的要請に応えるために新設されたことを踏まえ、関係機関・団体と連携してその趣旨及び内容について広報啓発活動を実施し、貨物自動車の運転者に対して効果的な運転者教育がなされるよう努め、車種外無免許運転を防止するため、引き続き、運行管理者、安全運転管理者等に対する指導等必要な措置を講じる。

(8) 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された、運転適性検査用紙や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。

(9) 安全運転相談の充実等

ア　安全運転相談の充実

障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者だけでなく、その家族等からの安全運転相談について、安全運転相談窓口における対応のほか、相談の機会の拡大に向けた声掛け、訪問及び巡回による相談の実施、専門知識の豊富な職員の配置、地域包括支援センターをはじめとする関係機関・団体等との連携強化等の相談体制の整備を図り、安全運転相談のより一層の充実に努める。

また、運転能力が低下している者については、相談終了後も運転者本人や家族等に連絡を取り、相談終了後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて臨時適性検査を行うなど、適時適切な対応に努める。

イ　運転免許申請時・運転免許証更新時における正しい申告の確保

一定の症状を呈する病気等に関する質問票の交付・提出制度について、県民に対する周知徹底に努める。

その際、虚偽記載した質問票の提出に対する罰則が設けられていること、一定の症状を呈する病気に該当すること等を理由として取り消された者は、3年以内であれば再取得に当たって運転免許試験が一部免除されること及び再取得した場合には当該取り消された運転免許がみなし継続されることを併せて周知することにより、正しい病状申告を促進する。

ウ　医師との連携

医師団体との連携を強化し、一定の症状を呈する病気等に該当する疑いがある者について、その主治医が届出を行いやすい環境をつくり、また、臨時適性検査の円滑な運用を図る。

エ　障害者に対する配慮

運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改良された持込み車両を用いた技能試験の実施等を推進するとともに、手話通訳・字幕入り講習用映画の導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

また、指定自動車教習所等に対し、身体障害者の教習に使用できる車両や取付部品の整備等、障害者に係る教習体制の充実について働き掛けるとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

項目	**3　自動運転等の安全の確保と支援**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(1) 特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

特定自動運行の許可に係る審査内容や手続等の明確化等の取組、特定自動運行実施者に対する立入検査の実施等により、特定自動運行許可制度の適正かつ円滑な運用を図る。また、安全で円滑な公道実証実験のため、ガイドラインや道路使用許可制度の適正な運用と事業者に対する周知等、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。

項目	**3　自動運転等の安全の確保と支援**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(2) 遠隔操作型小型車の安全な運行の支援**	

1　計画の実施方針及び重点施策

遠隔操作型小型車の届出制度の周知や使用者に対する立入検査の実施等により、道路における危険を防止するとともに届出制度の適正かつ円滑な運用を図る。

また、遠隔操作型小型車の安全で円滑な公道実証実験のため、道路使用許可の適正な運用と事業者に対する周知を図る。

項目	**4　安全運転管理の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

運転者の大半は、企業に属しており、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、自主的な交通安全活動の活性化を図ることによって、職場、地域及び家庭における交通安全意識の高揚と交通事故防止に努める。

2　計画の内容

(1) 安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者、副安全運転管理者に対する法定講習の実施　50 回程度

(2) 安全運転管理者選任事業所に対する指導の徹底

(3) 安全運転管理者講習未受講者に対する指導の徹底

(4) 未選任事業所の発見

(5) 安全運転管理モデル事業所の委嘱及び指導

(6) 若年従業員に対する交通安全教育の強化

(7) アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底

2023（令和５）年 12 月１日から運転前後の運転者に対してアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認を行うこと、その内容を記録して１年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持することの確実な実施について指導を強化する。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立**	

1　計画の実施方針及び重点施策

事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を行う。

2　計画の内容

(1) 運輸安全マネジメント評価によって、事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認するとともに、特に、軽井沢スキーバス事故を踏まえて、全ての貸切バス事業者への評価と運輸安全マネジメントの啓発に向けた取組を推進する。

(2) 自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し指導講習の受講を義務付けるとともに、受講の環境を整えるため、講習実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、講習の実施者の民間参入を促進する。

(3) 事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を事業者に引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対する支援など、社内での安全教育の充実を図る。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(2) 運行管理未実施、飲酒運転等悪質な法令違反の根絶**	

1　計画の実施方針及び重点施策

運送事業者に対し、点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導するとともに、常習飲酒者を始めとした運転者や運行管理者に対し、アルコールの基礎知識や節酒方法等の飲酒運転防止の専門的な指導を実施するアルコール指導員の普及促進を図り、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。また、薬物使用による運行の根絶に向け啓発を続ける。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

2　計画の内容

点呼時のアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認徹底や、「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」活用の啓発により飲酒を防止するとともに、薬物使用による運転、ながら運転やあおり運転といった迷惑運転の防止のための運転者への指導・監督について、事業者に対し徹底を図る。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(3)　ICT、先進安全自動車、自動車運転等新技術の開発･普及推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

事業者による事故防止の取組を推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した先進安全自動車（ASV）や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。

2　計画の内容

自動車運送事業者における交通事故防止のための取組を支援する観点から、ドライバー異常時対応システム等の先進安全自動車装置や運行管理に資する機器の導入や、運行管理における安全性の向上や労働環境の改善、人手不足の解消等の観点から、IoT や AI を活用した運行管理システムの周知・普及を推進する。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(4) 少子超高齢社会における交通事故の防止対策**	

1 計画の実施方針及び重点施策

乗合バスの車内事故や、路線バスにおける車いす使用者に関する車内事故、高齢運転者の事故への対策を講じ、実施する。

2 計画の内容

高齢社会の進展を背景として、高齢者が交通事故の被害者となる事故は依然として多発している。乗合バスにおける車内事故は高齢者の割合が多く、負傷の程度も大きくなりやすいため、乗合バス利用者に対して車内事故の危険性を周知するとともに、他の道路利用者に対してバス車両付近での急制動や強引な割り込みが車内事故を誘発することを車内事故防止キャンペーン等により周知する。

また、路線バスにおける車いす使用者に関係する車内事故が発生しており、車いす使用者の安全確保に向けて、車いすの固定方法等の理解を促すための運転者教育の促進や、車いす固定に関する行政、バス事業者、車いす使用者、車いすメーカー等の関係者間の情報共有を促進する。

高齢運転者による事故が依然発生しており、事故の防止対策を講じるため、高齢運転者の事故の特徴や事業者の優良取組事例を周知し、視野障害に関する運転リスクの周知やスクリーニング検査などの視野検査の受診を推奨し、講習等で高齢運転者の事故防止に関して注意喚起を行う。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(5) 業態ごとの交通事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた交通事故防止対策**	

1　計画の実施方針及び重点施策

輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態ごとの特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を、現場関係者とともに一丸となって実施させる。

2　計画の内容

大型車の車輪脱落、車両火災等、重大事故につながる事象について、再発防止策を含め確実な点検整備の実施を促進する。

貨物軽自動車運送事業について、事故報告義務が新たに課せられたことにより、貨物軽自動車特有の事故の実態を把握することが可能となった。そのため、得られたデータを元に安全対策を検討・推進していく。

運転者に対する指導・監督マニュアルの策定や、より効果的な指導方法の確立など、更なる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。

また、トラックやバスなどの後退時の事故を防止するため、後退時における警報装置の使用や周囲の安全確保について指導する。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策**	

1　計画の実施方針及び重点施策

事業用自動車事故調査委員会における提言を踏まえ、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

2　計画の内容

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会に交通事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言について、機会を捉え事業者等へ適切に発信し、交通事故の未然防止に向けた取組を促進する。

項目	**5 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、事業用自動車の運転者の健康管理マニュアルの周知・徹底を図る。

2　計画の内容

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知徹底を図るとともに、睡 眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患、視野障害等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知徹底を図るとともに、スクリーニング検査の普及を促進する。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(8)　自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底**	

1　計画の実施方針及び重点施策

飲酒運転等の悪質違反を犯した事業者、重大事故を引き起こした事業者及び新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対して厳正な処分を行う。

また、更なる安全性の確保に努めるため、空港等のバス発着場を中心とした街頭監査を実施し、バス事業における交代運転者の配置、運転者の飲酒・過労等の運行実態を把握する。

さらに、軽井沢スキーバス事故等を踏まえ、安全・安心な貸切バス等の運行を実現するため、監査体制の強化と実効性の向上を図る。

2　計画の内容

(1) 行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関及び傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する事業用自動車総合安全情報システムを構築し、効率的・効果的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

(2) 関係行政機関と連携して、相互の連絡会議の開催及び指導監督結果の相互通報制度等の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度の的確な運用と業界指導の徹底を図る。

(3) 事業者団体等による指導として、国が指定した適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。また、貸切バス事業者への指導についても、2017 年に設立された適正化センターを活用し指導の徹底を図る。

(4) 優先的に監査を実施する必要がある事業者、継続的な監視が必要な事業者の情報を把握し、自動車運送事業者への監査を実施することにより、事業用自動車に係る事故の未然防止及び削減を図る。

監査業務の効率化を図るために情報通信技術（ICT※17）を導入するとともに、調査員が一般の利用者として、実際に運行するバスに乗り込み、運行経路や適切な休憩時間の確保など監査における書面の調査では確認できない運行実態を調査し、監査の実効性の向上を図る。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(9)　自動車運送事業安全性評価事業の促進等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、貨物自動車運送事業者について、利用者が安全性の高い事業者を選択することができるようにする。

また、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」を推進し、より安全な貸切バスサービスの提供に努める。

2　計画の内容

事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（通称Gマーク制度）を促進する。

また、地方公共団体及び民間団体等において、貨物自動車運送を伴う業務を発注する際には、それぞれの業務の範囲内で道路交通の安全を推進するとの観点から、安全性優良事業所（通称 Gマーク認定事業所）の認定状況も踏まえつつ、関係者の理解も得ながら当該事業所が積極的に選択されるように努める。

項目	**5　事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(10) トラック・物流 G メンによる荷主等への是正指導の強化**	

1　計画の実施方針及び重点施策

貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運行等の一因となっている、荷主等による違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導を強化し、貨物自動車運送事業における交通環境の実現を図る。

2　計画の内容

（１） 貨物自動車運送事業における長時間労働や過積載運送等の一因となっている荷主等による長時間の荷待ちや過積載運送の指示・容認といった違反原因行為を排除するため、トラック・物流Gメンによる荷主パトロールや街頭活動等を実施する。

（２） 違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して是正指導を実施し、物流の効率ならびに取引の適正化を図ることで、事業の健全な発達に加え、輸送の安全、ひいては交通の安全を図る。

項目	**6　交通労働災害の防止等**	（実施機関）愛知労働局
細目	**(1) 交通労働災害の防止**	

1　計画の実施方針及び重点施策

第 14 次労働災害防止推進計画に基づき交通労働災害防止のため、事業場における安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間等の管理、走行管理及び運転者に対する健康管理・交通安全教育の推進を図る。

2　計画の内容

(1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（改正平成 30 年６月１日付け基発 0601 第１号）の一層の周知・徹底及び労働災害防止団体、事業者団体等を通じた交通労働災害防止対策の推進を図る。

(2) 労働災害防止団体等連絡会議の開催等、労働者に自動車等の運転を行わせる関係事業者団体等と密接に連携し、これらの機関等の協力を得て交通労働災害防止対策を効果的に推進する。

(3) 高年齢労働者の交通労働災害防止の推進のため、「高年齢者の労働災害防止のための指針」2026（令和８）年２月 10 日 高年齢者の労働災害防止のための指針公示第１号）の周知徹底を図る。

項目	**6　交通労働災害の防止等**	（実施機関）愛知労働局
細目	**(2) 運転者の労働条件の適正化等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車運転者の交通事故防止に資するため、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第７号（改正 2022（令和 4）年厚生労働省告示第 367 号等）以下「改善基準」という。）に基づき、自動車運転者の労働条件の適正化を図る。

2　計画の内容

(1) 監督指導・集団指導の実施

自動車運転者の交通事故防止に資するため、労働基準法等の関係法令及び改善基準に基づき、旅客自動車運送事業及び陸上貨物運送事業等を営む事業主に対する監督指導・集団指導を実施し、自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図る。

(2) 自主的労務改善促進のための指導

労働時間管理適正化指導員を活用し、業界及び各事業場の自主的な労務改善活動の促進を図る。

(3) 関係行政機関との連携

自動車運転者の労働条件改善のため、愛知労働局と愛知運輸支局との間における通報制度、自動車運転者の過労運転事案に係る警察機関からの通報制度等を活用するとともに、関係行政機関との連携を図るため連絡会議を開催する。必要に応じて、運送事業者に対し愛知労働局と愛知運輸支局との合同監督監査を行う。

項目	**7　道路交通に関連する情報の充実**	（実施機関）県消防保安課
細目	**(1)　危険物輸送に関する情報提供の充実等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を目的として、危険物の移送等を行う者に対して、イエローカード（物質の危険有害性事故発生時の応急措置等の事故の際に、必要な情報を記載した緊急カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等の周知を図る。

2　計画の内容

事故の未然防止に向けて、危険物取扱者保安講習において関係法令の遵守の周知徹底を図る。

項目	**7　道路交通に関連する情報の充実**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(2)　国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策**	

1　計画の実施方針及び重点施策

コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドラインについて、関係者への周知徹底を図る。

2　計画の内容

関係団体と合同でコンテナの緊締ロックの状態を確認する街頭指導を行うとともに、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、関係者への周知徹底を図る。

項目	7　道路交通に関連する情報の充実	（実施機関）名古屋地方気象台
細目	(3) 気象情報等の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有や情報通信技術（ICT※17）の活用等に留意する。

2　計画の内容

(1) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

(2) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア　緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ　津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

ウ　火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

(3) 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア　気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・土砂・浸水・洪水キキクル」や、気象防災速報における線状降水帯による大雨についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。特に、大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼び掛ける。

イ　緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）津波警報等、地震情報等を発表し、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

ウ　南海トラフ地震に関連する情報等

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

なお、現在、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていない。

エ　噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及を図り、情報の利活用を促進するため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等を開催する。

第4節　車両の安全性の確保

項目	1　車両の安全性に関する基準等の改善の推進	（実施機関）中部運輸局
細目	(1) 道路運送車両の保安基準の拡充･強化等	

計画の実施方針及び重点施策

車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、2021（令和３）年６月に取りまとめられた報告書を踏まえ、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」及び「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱としつつ、車両の安全対策を推進する。

安全基準の拡充・強化については、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」に係る国連基準等の国内導入を行うとともに、日本が副議長を担い議論を主導している国連自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）において引き続き基準調和を進めながら、車両の安全性向上に取り組む。

項目	1　車両の安全性に関する基準等の改善の推進	（実施機関）中部運輸局
細目	(2) 近年の交通事故実態を踏まえた先進安全自動車（ASV）の開発･普及促進	

1　計画の実施方針及び重点施策

先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した先進安全自動車（ASV※16）について、普及の促進を進め、運転者の安全運転を支援する。

2　計画の内容

衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき警報装置、横滑り防止装置等の先進安全自動車（ASV）を導入する運送事業者に対し支援を行う。

項目	1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	（実施機関）中部運輸局
細目	(3)　高齢運転者による交通事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

高齢者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の性能向上・普及促進等の車両安全対策を推進する。

2　計画の内容

（中部運輸局）

衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車（サポカー）の普及が進む一方、認知ミスや運転操作ミスに起因する高齢運転者による事故が発生していることを踏まえ、更なる事故防止につなげるため、運転者や他の交通参加者に報知する技術の共通仕様について検討を行うとともに、ペダル踏み間違い時加速抑制装置の保安基準の整備に向けた検討を行う。

項目	**1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進**	（実施機関）県次世代モビリティ産業課
細目	**(4) 自動車安全に係る技術開発等の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車安全技術面から事故の減少等に取り組むため、自動車安全技術に係る研究開発や普及の取組を推進する。

2　計画の内容

(1) プローブ情報の交通安全対策への活用等、自動車安全技術に係る調査及び研究開発、実証実験及びその支援を推進する。

(2) 先進安全自動車（ASV※16）の体験試乗会等、自動車安全技術の普及・啓発を実施する。

項目	**2 自動運転車の安全対策・活用の推進**	（実施機関）県次世代モビリティ産業課
細目	**(1) 自動運転の社会実装**	

1　計画の実施方針及び重点施策

社会実装を技術面、運用面の両面から検証する実証実験を実施する。また、自動運転に対する県民の十分な認識・理解を得るため、自動運転の実証実験において、県民を対象とした試乗の機会を設けるなど、社会的受容性の醸成を図る。

2　計画の内容

（県次世代モビリティ産業課）

名古屋駅、栄、STATION Ai、 IG アリーナを含む名古屋市内の複数地点を結ぶオンデマンド運行を行うほか高速バスの自動運転化を目指す実証実験を知多半島道路等で実施するとともに、愛・地球博記念公園における園内バスの自動運転化を見据えた運行実証及び定期運行に向けた環境整備を実施する。

「あいち自動運転ワンストップセンター」において、実証実験を実施する大学・企業・市町村などに対し、県警、運輸局などの関係機関との連絡調整等を行い、県内各所における実証実験の実施を支援する。

項目	**2　自動運転車の安全対策・活用の推進**	（実施機関）中部地方整備局
細目	**(2) 自動運転車に係る安全基準の策定**	

計画の実施方針及び重点施策

関係機関と連携し、引き続き、自動運転技術の更なる進展に応じ、より高度な自動運転機能について基準策定を進める。

項目	2　自動運転車の安全対策・活用の推進	（実施機関）中部運輸局、中部地方整備局
細目	(3) 安全な無人自動運転移動サービスの普及･拡大に向けた取組	

計画の実施方針及び重点施策

交通事故削減や高齢者等の移動手段の確保などに資する自動運転について、安全を確保した形での普及・拡大に向け、自動運転移動サービスの導入を目指す地方公共団体の取組みを補助事業者により支援を行う。

項目	2　自動運転車の安全対策・活用の推進	（実施機関）中部運輸局、中部地方整備局
細目	(4) 自動運転車に対する過信･誤解の防止に向けた取組の推進	

1　計画の実施方針及び重点施策

ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。

2　計画の内容

運転支援装置の機能には限界があり、故障していない場合であっても、使用する環境や条件により作動しないことがあることを自動車ユーザーに理解してもらうため実車を使って機能が作動しないことを再現した啓発ビデオをホームページにて公開しており、引き続き運転支援装置は、あくまでもアシスト機能であることや作動条件等を正しく理解して使用すること等の啓発を行う。

項目	2　自動運転車の安全対策・活用の推進	（実施機関）中部地方整備局
細目	(5) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や認証審査に係る制度の的確な運用	

計画の実施方針及び重点施策

（中部地方整備局）

自動運転車に係る電子的な検査の導入を進めるとともに、様々な走行環境における安全性の検証のためシミュレーション等を活用した自動運転車の型式指定審査、ソフトウェアアップデートに係る許可制度の的確な運用に努めるため、関係機関と連携する。

項目	2　自動運転車の安全対策・活用の推進	（実施機関）中部運輸局、中部地方整備局
細目	(6) 自動運転車の交通事故に関する原因究明及び 再発防止に向けた取組の推進	

計画の実施方針及び重点施策

自動運転車の事故の原因を究明するための調査分析及び再発防止に向けた提言を行うことを目的として 2020（令和２）年度に設置された「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

項目	3　自動車アセスメントによる安全な自動車等の普及促進	（実施機関）中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、自動車アセスメント事業により、先進安全自動車（ASV※16）技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者の研究開発を促進する。

また、チャイルドシートについても、製品ごとの安全性に関する比較情報等を自動車使用者に提供することにより、その選択を通じて、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。

2　計画の内容

衝突被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術を評価する「予防安全性能評価」や衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価する「衝突安全性能評価」及び前面衝突時のチャイルドシートの安全性等を評価する「チャイルドシート安全性能評価」等についてホームページ等により情報提供を行う。

予防安全性能評価については、対自転車衝突被害軽減ブレーキ（対自転車 AEBS）や交差点衝突被害軽減ブレーキ（交差点 AEBS）などの試験項目の拡充を図る。

また、チャイルドシートについても i-Size※15 対応のチャイルドシートの普及啓発を行う。

項目	4　自動車の検査及び点検整備の充実	（実施機関）中部運輸局
細目	(1) 自動車の検査の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の拡充・強化に併せて進化する自動車技術に対応して、情報通信技術（ICT※17）化による自動車検査情報の活用等の検査の高度化を進めるなど、「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。

2　計画の内容

不正改造を防止するため、適宜、自動車使用者の立入検査を行うとともに、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両及び基準不適合車両の排除等を推進する。

指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を強化する。

さらに、軽自動車の検査については、その実施機関である軽自動車検査協会における検査体制の充実強化を図る。

項目	4　自動車の検査及び点検整備の充実	（実施機関）中部運輸局
細目	(2) 自動車点検整備の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車の点検整備の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に県内に展開する。また、街頭啓発活動をについて、高速道路利用者を中心に実施し、自動車の定期点検整備の必要性をより多くの自動車ユーザーに対し啓発する。

また、自動車運送事業者の保有する事業用車両の安全性を確保するため、自動車運送事業者監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、関係者に対し、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

特に、大型自動車については、車両火災や車輪脱落事故が発生している状況を踏まえ、重点点検の実施を推進する。

なお、車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。

(2) 不正改造車の排除

道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等、環境悪化の原因となっている暴走族の不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行を確保するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下に、「不正改造車を排除する運動」を県内に展開し、広報活動の推進、関係者への指導、街頭検査等を強化、さらに年間を通じ、不正改造車に関する情報収集を行い、寄せられた情報を基にその使用者に対して、警告ハガキを送付することにより、不正改造防止について、自動車ユーザー及び自動車関係事業者等の認識を高める。

また、不正改造行為の禁止及び不正改造車両に対する整備命令制度について、その的確な運用に努める。

(3) 自動車特定整備事業の適正化及び生産性向上

点検整備に対する自動車ユーザーの理解と信頼を得るため、自動車特定整備事業者に対し、整備料金、整備内容の適正化について、消費者保護の観点も含め、その実施の推進を指導する。また、自動車特定整備事業者における経営管理の改善や生産性向上等への支援を推進する。

(4) 自動車の新技術への対応等整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するためには、自動車整備業がこれらの変化に対応する必要があることから、関係団体からのヒアリング等を通じ自動車整備業の現状について把握するとともに、自動車整備業が自動車の新技術及び多様化するユーザーニーズに対応するための環境整備・技術の高度化を推進する。

また、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により、整備要員の技術の向上を図るとともに、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用についての説明等のニーズに対応するため、一級自動車整備士制度の活用を推進する。

(5) ペーパー車検等の不正事案に対する対処の強化

民間能力の活用等を目的として、指定自動車整備事業制度が設けられているが、依然として、ペーパー車検等の不正事案が発生していることから、制度の適正な運用・活用を図るため、事業者に対する指導監督を引き続き行う。

項目	4　自動車の検査及び点検整備の充実	（実施機関）中部運輸局
細目	(3) 型式指定制度の充実	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車の型式指定等に当たっては、保安基準への適合性及び生産過程における品質管理体制等の審査を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、自動車製作者等への監査を行い、自動車の安全性の増進等を図る。

2　計画の内容

複数の自動車メーカー等で判明した型式指定申請に係る不正事案に対する再発防止を行い、更なる安全・安心の確保を図るため、2024（令和６）年 12 月の検討会とりまとめを踏まえ、実効性のある措置を講じていく。

項目	5　リコール制度の充実・強化	(実施機関)中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車のリコールの迅速かつ着実な実施等のため、自動車製作者等のリコール業務について監査等の際に確認・指導するとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。

2　計画の内容

リコール制度の適確な運用のため、自動車不具合情報ホットライン等を活用してユーザーからの情報の収集を推進するとともに、ユーザーに対し、リコール関連情報等の提供に努める。

項目	6 自転車の安全性の確保	(実施機関)中部経済産業局、県県民安全課、警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

自転車利用者が、定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償額となるケースもあり、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、損害賠償責任保険等への加入を促進する。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車の安全性を確保し、自転車利用者の交通事故を防止するため、愛知県自転車モーター商協同組合等と連携の上、自転車安全整備士制度を拡充整備する。

2　計画の内容

（中部経済産業局）

(1)　「消費生活用製品安全法」（昭和 48 年６月６日法律第 31 号）に基づく製品事故情報の報告・公表制度による事故情報の適切な収集及び提供を通じて、注意喚起や回収・修理等の取組につなげ、事故の未然防止及び被害拡大防止を図る。

（県県民安全課）

(2)　毎月 20 日の「自転車・二輪車安全利用の日」及び５月の「自転車・二輪車安全利用月間」等を通じて、自転車の点検整備や夜間の交通事故防止のための灯火及び反射器材の取付の普及促進を図る。

(3) 自転車安全利用促進事業　　22,291 千円

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、ポスターを活用し、交通ルールの遵守や、自転車損害賠償責任保険等への加入等について広く周知するほか、自転車の交通反則通告制度、いわゆる「青切符」に関する多言語（英語・中国語・ポルトガル語）の字幕付き啓発動画を作成し Web ページに掲載するとともに、市町村の窓口で活用するなど、自転車の基本的な交通ルールの更なる周知及び安全利用の促進を図る。

また、県内の企業・学校等からヘルメット着用促進に向けた取組を表明するヘルメット着用促進宣言を募集する。

（警察本部交通部）

(4) 2026 年４月１日に自転車の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符制度」）が導入されたことなど、自転車の販売、修理等の機会における交通法令等の周知を促進するため、自転車販売店等の自転車関連事業者との連携を図る。

第5節　道路交通秩序の維持

項目	1　交通指導取締りの強化等	（実施機関）警察本部交通部
細目	(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等	

1　計画の実施方針及び重点施策

一般道路においては、こども、高齢者、障害者の保護の観点から歩行者及び自転車利用者の交通事故防止及び交通事故多発路線等における重大事故の防止に重点を置いた指導取締りを効果的に推進する。

2　計画の内容

(1) 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

交通指導取締りが有する交通事故抑止効果及び交通事故発生時の被害軽減効果を最大限に発揮させるため、交通指導取締り全般を交通事故実態の分析等に基づく交通指導取締り方針の策定、交通指導取締りの実行、交通指導取締りの効果検証及び検証結果の交通指導取締り方針への反映といったＰＤＣＡサイクルに基づき管理し、限られた体制での交通死亡事故の抑止に資する交通指導取締りをより一層推進する。

また、交通指導取締りに当たっては、殉職・受傷事故防止対策の徹底に留意しつつ、取締りの手段・方法を十分検討するなど、幹部による業務管理を徹底する。

具体的には、飲酒運転のほか、著しい速度超過等の交通死亡事故に直結する悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった交通指導取締りを推進する。

特に、速度超過の取締りに当たっては、速度に起因する交通死亡事故等の発生状況等を踏まえて路線、時間帯等を選定し、効果的な速度取締りを実施するとともに、取締場所の確保が困難な生活道路や警察官の配置が困難な時間帯においても取締りが行えるよう可搬式速度違反自動取締装置の運用を推進する。

さらに、妨害運転等の悪質・危険な運転を抑止するため、広報啓発を強化するとともに、客観的な証拠資料の収集等を積極的に行い、妨害運転罪や危険運転致死傷(妨害目的運転)等のあらゆる法令を駆使して、厳正な捜査を徹底する。

加えて、信号機のない横断歩道における歩行者の優先等を徹底するため、運転者に対し、横断中はもとより、横断しようとする歩行者の保護に資する指導取締りを重点的に行う。

また、交通事故の被害の軽減を一層図るため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの適正使用に係る交通指導取締りの徹底を図る。

このほか、交通指導取締りに係る業務の省力化、指導取締情報の効果的な集約等に資するデータ端末による交通反則切符の作成に向けた検討を進めるなど、より効果的な取締りを行うための資機材の研究開発及び整備に努めるとともに、交通指導取締りが真に交通事故抑止に資するものとなるよう、交通指導取締りによる事故抑止効果の検証、必要に応じた交通規制の見直しや違反をさせないための警戒活動の効果的な実施に努める。

(2) 街頭活動の推進

交通指導取締りと同様に、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析した上で、交通事故の多発する路線及び交差点において、交通事故防止を図るため、白バイやパトカーによる警戒活動を推進するとともに、通学時間帯や薄暮時間帯における街頭活動を推進する。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、歩行者の法令違反に対する指導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等、歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

(3) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の実態について、必要な調査・分析を行った上で、飲酒運転取締りの時間帯、場所、方法等の有効性について検証するとともに、「飲酒運転根絶 BOX」等により県民等から提供された

飲酒運転関連情報の組織的活用を図ることで、飲酒運転に対する取締りを一層強化する。

また、飲酒運転や飲酒ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、車両の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により飲酒運転の危険性の周知を図る。

(4) 無免許運転取締りの強化

無免許運転を認知した際の厳正な取締りに加え、無免許運転常習者の組織的な把握と資料化、情報の共有を図るなどして、無免許運転に対する取締りを強力に推進する。

また、無免許運転や無免許ひき逃げ事件を検挙した際は、運転者のみならず、周辺者に対する徹底した捜査を行い、自動車等の提供及び運転の要求・依頼による同乗や教唆行為について確実な立件に努めるとともに、適切な広報により無免許運転の危険性の周知を図る。

(5) 携帯電話使用等違反の取締り強化

運転中に携帯電話等を使用することは、重大な交通事故につながり得る極めて危険な行為であることから、携帯電話使用等の取締りを強力に推進する。ただし、携帯電話使用等を禁止している規定は、自動運行装置を適切に使用中の運転者には適用されないことに留意する。

(6) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、2026（令和８）年４月１日から施行される自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえ、自転車指導啓発重点地区等を中心とした事故抑止に資する取締りを推進する。

(7) 特定小型原動機付自転車及びペダル付き電動バイクの利用者に対する交通指導取締りの強化

特定小型原動機付自転車に係る悪質・危険な違反行為に対する交通指導取締りを強化する。また、ペダル付電動バイクについては、電動アシスト自転車ではなく、一般原動機付自転車又は自転車に該当し、道路を通行させるにはナンバープレートを取得し、車体に表示しなければいけないほか、その運転には運転免許が必要であり、乗車用ヘルメットをかぶらなければならないなど、一般原動機付自転車等に適用される交通ルールを遵守する必要があることの周知徹底を図るとともに、無免許運転、通行区分違反等の悪質・危険な運転に対する交通指導取締りを強化する。

(8) 通学路における効果的な交通安全指導の推進

通学路における児童の安全確保の観点から、登下校時間帯において、車両通行止めをはじめとする各種交通規制の実効性を確保するため、当該規制の入口等における積極的な指導・警告を行い、違反をさせないようにするとともに、可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度違反取締りを行うなど、登下校時間帯に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。

また、学校関係者やPTA等と合同の街頭活動や一斉指導取締り等地域住民に安心感を与える活動も併せて推進する。

項目	**1　交通の指導取締りの強化等**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等**	

1　計画の実施方針及び重点施策

高速自動車国道等においては、逆走行為などの重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通の指導取締り体制の整備に努め、交通流動や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止及び交通流の整序を図る。

2　計画の内容

(1) 交通指導取締りの推進

高速道路における交通指導取締りについては、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、

特に著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反、携帯電話使用等の指導取締りを強化する。

(2) シートベルト着用及びチャイルドシート使用の徹底

高速道路においては、シートベルト着用及びチャイルドシート使用による被害軽減効果が高いことから、普及啓発活動を推進する。

また、警ら、検問等の街頭活動を強化し、全ての座席におけるシートベルト装着義務違反の指導取締りを推進する。

(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、各種関係法令を積極的に適用し、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化するとともに、背後責任の追及、関係機関と連携した事務所等に対する行政指導の徹底を図る。

また、大型貨物自動車等が高速自動車国道の本線車道等を通行する場合の最高速度を、80 キロメートル毎時から 90 キロメートル毎時に引き上げることを内容とする道路交通法施行令の一部を改正する政令（2024（令和６）年政令第 43 号）が 2024（令和６）年４月１日に施行されたことから、交通ルールや運転マナーの周知徹底のほか、大幅な速度超過等の悪質・危険な交通違反に対する取締りを強化するとともに、速度規制の遵守を促し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、運転者教育等の場において、規制速度を設定している理由について十分な説明を行うほか、追越車線以外の通行帯の通行が可能である場合に追越車線を走行し続ける行為等が通行帯違反となることや、車両は指定された車両通行帯を通行しなければならないことについて、広報啓発活動や交通安全教育を推進する。

(4) 逆走事案に対する的確な対応

高速道路における逆走は、重大事故に直結しかねない危険な行為であることから、逆走事案を認知した際は的確な検挙措置を講ずるとともに、運転者の言動等から認知症等の一定の症状を呈する病気等にかかっている疑いがある場合は、運転者の保護や臨時適性検査の実施を検討するなど、適切な措置に努める。

項目	**２　交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(1) 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底**	

１　計画の実施方針及び重点施策

悪質かつ危険な運転行為による交通事故事件等に対しては、初動捜査の段階から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」（平成 25 年法律第 86 号）に規定する危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。また、同法第２条に規定する危険運転致死罪について、逮捕又は勾留されている被疑者を取り調べる場合は、原則として、その過程を録音・録画し、適正な取調べに努める。

２　計画の内容

飲酒運転、信号無視、著しい速度超過、妨害目的運転等が疑われる悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、警察本部と警察署が連携し、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた適正かつ組織的な捜査活動を推進する。

項目	**2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化**	

1 計画の実施方針及び重点施策

危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件やひき逃げ事件、交通事故を偽装した自動車保険金詐欺事件等の交通特殊事件等、多岐にわたる交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。また、自動運転車が関わる交通事故事件に適切に対応できるよう、体制を整備するなど必要な取組を推進する。

2 計画の内容

若手交通捜査員等の早期育成を図るため、体系的かつ組織的な教養を推進するとともに、交通事故事件捜査等について、卓越した知識を持つ技能指導官、交通事故鑑識官等による具体的かつ実践的な教養を実施し、捜査能力の向上を図る。

項目	**2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進**	

1 計画の実施方針及び重点施策

ひき逃げ事件等の被疑者の早期検挙を図るため、防犯カメラやドライブレコーダー等の早期収集に努めるほか、３D レーザースキャナ、ドローン、故障診断装置及び総合図化システム等の捜査支援システムなど客観的な証拠に基づいた捜査を推進する。

2 計画の内容

(1) 重大又は特異な交通事故事件については、交通事故事件捜査統括官等の捜査幹部による的確な捜査指揮や交通事故鑑識官の現場見分等による客観的な証拠収集を徹底する。

(2) 各種捜査支援システムの活用した捜査を実施するとともに、自動車関連業者等との協力体制の確立を行い、基礎資料の収集・整備に努める。

項目	**2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(4) 自動運転車の事故に関する原因究明に向けた取組の推進**	

計画の実施方針及び重点施策

自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性及び真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明に努める。

項目	**3 暴走族等対策の推進**	（実施機関）県社会活動推進課、県教委高等学校教育課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	**(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実**	

1 計画の実施方針及び重点施策

「暴走族等の追放の促進に関する条例」（平成 14 年条例第 60 号）に基づき、暴走を「しない・させない・見に行かない」の３ない運動を強力に推進するなど、暴走族追放気運の高揚を図る。

2　計画の内容

（県社会活動推進課・警察本部交通部）

(1) 県民等に対し、青少年の被害・非行防止に取り組む県民運動（夏期・冬期）の中で、暴走族追放に向けた広報、啓発活動を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。

（県教委高等学校教育課、県教委保健体育課）

(2) 生徒の実態や地域の実情に応じて在学中に二輪車等を必要とする生徒がいることを考慮しつつ、安全運転に関する意識の高揚等を図り、関係機関と連携し、実践的な交通安全教育の充実に努めるとともに、暴走族追放気運の高揚を図るため、「免許はとらない・買わない・乗らない・乗せてもらわない」の四ない運動を推進するとともに生徒が暴走族に加入したり、暴走行為をしないよう交通安全教育を徹底する。

(3) 保護者会、PTA の会合等を通して家庭にも暴走行為の防止を呼び掛け、地域ぐるみで防止に努める。

（警察本部交通部）

(4) 暴走族等による犯罪行為や暴走族等と暴力団とのつながりについて、県警ホームページなどを活用した広報を実施し、暴走族への加入防止を推進する。

項目	**3　暴走族等対策の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(2) 暴走行為阻止のための環境整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

暴走族等のい集場所として利用されやすい施設等の管理者に協力を求め、暴走族等をい集させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。

また、地域における関係機関・団体との連携により、暴走行為ができない道路交通環境づくりを推進する。

2　計画の内容

暴走族等のい集場所として利用されやすい公園の駐車場等の夜間閉鎖や、コンビニエンスストア等の駐車場からの締め出し等、暴走族等のい集を防止するため必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける。

また、ドリフト走行等の暴走行為が行われている道路や駐車場については、道路管理者等に対して、物理的にい集・暴走行為ができない措置等を講ずるよう働き掛けるなど、道路交通環境づくりを積極的に推進する。

項目	**3　暴走族等対策の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(3) 暴走族等に対する交通指導取締りの推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

取締用装備資機材の充実を図り、現場検挙等による徹底した取締りを推進し、暴走行為の封圧を図る。また、暴走族等が敢行する犯罪行為に対して、妨害運転の適用や共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用した検挙活動を推進するとともに、暴走族等に影響を及ぼしている暴力団関係者の検挙に努め、両者の切り離しによるグループの解体を積極的に推進する。

2　計画の内容

共同危険行為をはじめとする暴走行為に対しては、防犯カメラ、ドライブレコーダー、ビデオカメラ等を効果的に活用し、証拠の立証に努めるとともに、あらゆる法令を適用、検挙の徹底を図る。

また、暴走族等が敢行する犯罪行為についても、各種法令の適用により構成員の検挙を進める。さらに、暴走族等と関係のある暴力団関係者の徹底検挙による両者の切り離しを進め、グループの

解体を推進する。
　小規模の集団による暴走行為に対しては、暴走に使用する車両の隠匿場所及び暴走族のい集場所等の的割り・よう撃取締りを積極的に実施し、暴走族等の検挙を推進する。
　また、違法行為を敢行する旧車會についても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反に対する取締り、不正改造車両等の押収を行うとともに、司法当局に没収（没取）措置を働き掛けるなど、暴走族等と車両の分離を図り、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。

項目	**3　暴走族等対策の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止**	

1　計画の実施方針及び重点施策
　暴走族関係事犯の捜査においては、グループの解体と合わせ、グループからの離脱支援や暴力団と関わりのある者に対する暴力団からの離脱指導及び支援活動による再犯防止に努める。
　また、少年の適正な処遇のため、要保護性、ぐ犯性等に関する調査を徹底し、遵法精神のかん養等の再犯防止に重点を置いた個別指導の実施に努める。
2　計画の内容
　暴走族等に対する共同危険行為をはじめとする暴走行為については、迅速かつ厳正に行政処分を実施する。
　暴走族関係事犯の捜査においては、非行の背景となっている行状、性格及び家庭等の被疑者を取り巻く環境等を明らかにし、適切な個別指導を実施する。
　特に、暴走族のリーダーなどグループの中心的な構成員に対しては、マンツーマンによる指導を積極的に推進し、暴走行為の再犯防止、暴走族からの離脱指導及び支援活動を行う。
　また、暴力団との関わりのある者については、その実態を明らかにするとともに、暴力団から離脱するよう指導及び支援活動を徹底する。
　さらに、暴走族問題は地域社会に深く関わる問題であることに鑑み、関係機関・団体で構成される暴走族のいないまちづくり推進協議会が実施する暴走族追放強調月間等における啓発活動を通じ、地域社会が一体となった青少年の非行防止・暴走族加入防止活動を推進する。

項目	**3　暴走族等対策の推進**	（実施機関）中部運輸局、警察本部交通部
細目	**(5) 車両の不正改造の防止**	

1　計画の実施方針及び重点施策
　暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、道路運送車両の保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないよう、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。
2　計画の内容
(1) 不正改造車を排除する運動の実施
(2) 街頭指導検査の実施
(3) 暴走族等の取締りにおいては、騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等の車両の不正改造の取締りを推進する。また車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに「道路運送車両法」（昭和 26 年法律第 185 号）による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化する。
(4) 自動車ユーザーだけでなく、不正改造業者等に対して、必要に応じて立ち入り検査を行う。
(5) 違法行為を敢行する旧車會に対する実態把握に努め、不正改造等の取締りを推進する。

項目	**4 匿名・流動型犯罪グループ対策に資する交通警察活動の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目		

1 計画の実施方針及び重点施策

暴走族構成員の中には、組織的な資金獲得活動に関与しているものや暴力団等の犯罪組織との関係が疑われるものも存在していることから、暴走族グループの実態解明はもとより、他の犯罪組織との人的・資金的なつながりについても解明に努める。

交通事故作出による保険金詐欺事件や外国人被疑者による白タク事件の中には、マッチングアプリや SNS 等を利用して実行犯を募集するなど、匿名・流動型犯罪グループ※18 と類似した手口で敢行されているものもあることから、犯行グループの実態解明に努める。

2 計画の内容

社会的反響が高く、治安対策上の脅威である匿名・流動型犯罪グループに対しては、交通事故事件捜査をはじめとした平素の警察活動においても、同グループ対策に資する収集に努め、戦略的な取組を推進する。

第6節　救助･救急活動の充実

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課
細目	**(1) 救助体制の整備･拡充**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助活動の円滑な実施を期する。

2　計画の内容

救助体制について円滑な運用を図るとともに、資機材等の充実を図る。

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、県医務課
細目	**(2) 多数傷者発生時における救助･救急体制の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。

2　計画の内容

（県消防保安課）

(1)　大規模災害時の消防力の広域的運用を図るため、発災時における消防機関相互の広域応援体制を確立する愛知県消防広域応援基本計画の円滑な運用を推進する。

（県医務課）

(2) 救急医療施設運営費補助金（２次～３次）

救急医療体制（２次～３次）の円滑な運用を図る。

救急医療体制	補助金名	事業費
第２次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,258 千円
第３次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	554,486 千円

(3) 広域災害・救急医療情報システム事業

広域災害・救急医療情報システムの円滑な運営を図る。

(4) 救急勤務医支援事業費補助金

業務負担の多い救急勤務医の処遇改善を図る。

事業内容	事業費
第２次救急医療施設等に勤務する救急医が休日・夜間に従事した場合に支給する救急勤務医手当への支援を行う。	11,326 千円

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、県学事振興課私学振興室、県医務課、県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課、警察本部交通部
細目	**(3) 自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

現場においてバイスタンダー※19 が応急手当を実施することにより、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等による普及啓発活動を推進する。

このため、消防機関、保健所、医療機関、日本赤十字社、民間団体等の関係機関においては、指導資料の作成・配布、講習会の開催等を推進するとともに、救急の日、救急医療週間等の機会を通じて広報啓発活動を積極的に推進する。

また、応急手当指導者の育成を積極的に行っていくほか、救急要請受信時における応急手当の指導を推進する。

加えて、学校においては、教職員対象の心肺蘇生法（AED を含む）の実習及び各種講習会の開催により指導力・実践力の向上を図るとともに、中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の保健体育において止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当（AED を含む。）について指導の充実を図る。

2　計画の内容

（県消防保安課）

(1) 県内の AED の設置場所をデータベース化し、地理情報と統合した「あいち AED マップ」を運営するとともに、登録数の増加を図る。このデータベースをオープンデータとして愛知県公式 Web サイト上に公開することで、設置情報の更なる活用を促す。また、一般の人向けの設置場所把握のために「あいち AED マップ」をホームページで公開するとともに、スマートフォンからの利用促進を図る。

（県医務課）

(2) 救急の日（９月９日）にちなみ、県民に救急医療、救急業務に対する理解と協力を得ることに努める。

救急医療推進大会の開催　約 100 人

- 救急医療功労者・救急業務功労者の表彰
- 講演会

（県学事振興課私学振興室、県教委高等学校教育課、県教委義務教育課、県教委特別支援教育課、県教委保健体育課）

(3) 小学校（中高学年）、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の保健体育、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等において、心肺蘇生法等（AED の使用法を含む。）の応急手当について指導する。

（警察本部交通部）

(4) 自動体外式除細動器（AED）の使用方法に関する教育の導入等により、応急救護処置講座・教習を充実させるほか、指定自動車教習所における教習及び取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努める。

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、県医務課
細目	**(4) 救急救命士の養成･配置等の促進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のために、県内全ての消防機関において、救急救命士の計画的な配置のために、その養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与及び輸液などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。

また、医師の指示又は指導・助言の下に、救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。

2　計画の内容

心肺機能停止状態に陥った傷病者に対する高度かつ専門的な応急処置ができる救急救命士の養成を実施するため、一般財団法人救急振興財団に対して、負担金を支出する。

また、救急救命士の早期養成の必要から、名古屋市救急救命研修所等においても救急救命士を養成する。

救急振興財団負担金　21,700 千円
養成計画人数　　45 人

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、県医務課
細目	**(5) 救助･救急資機材等の装備の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。

2　計画の内容

救助・救急活動の円滑な実施を図るため、消防法の規定に基づき、市町村消防施設の整備促進を図る。

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、県医務課
細目	**(6) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

ヘリコプターは事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、ドクターヘリとの効果的な連携を含めて、救急業務における愛知県防災ヘリコプター「わかしゃち」の運用体制の充実を推進する。

2　計画の内容

愛知県防災ヘリコプター「わかしゃち」による救助・救急搬送業務の実施に万全を期する。

項目	**1 救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課
細目	**(7) 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実**	

1 計画の実施方針及び重点施策

複雑多様化する救助・救急活動に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため教育訓練を積極的に推進する。

2 計画の内容

救助隊員及び救急隊員の養成と資質向上を図るため、県消防学校及び市町村において教育訓練を実施する。

県消防学校の教育訓練

救助科　48 人（年１回実施）　　140 時間　　救急科　162 人（年３回実施）　　257 時間

項目	**1 救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、中日本高速道路株式会社
細目	**(8) 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備**	

1 計画の実施方針及び重点施策

高速自動車国道等における救急業務については、中日本高速道路株式会社が沿線市町村等と協力して「消防法」（昭和 23 年法律第 186 号）の規定に基づき処理すべきものとして、両者は相協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。

このため、関係市町村等と中日本高速道路株式会社の連携を強化するとともに、中日本高速道路株式会社がインターチェンジ所在地市町村等に財政措置を講じ、当該市町村等においても救急業務実施体制の整備を促進する。

また、中日本高速道路株式会社及び関係市町村は、救急業務に必要な施設等の整備、従事者に対する教育訓練の実施等を推進する。

2 計画の内容

（県消防保安課）

(1) 愛知県下高速道路消防連絡協議会負担金

高速自動車国道の沿線の市町村等で組織する協議会に指導・助言を行い、高速自動車国道における沿線市町村等相互の協力体制の推進及び円滑な救助・救急業務の実施を促進する。

予算額　40 千円

(2) 知多半島道路・南知多道路は、自動車専用道路のため、沿線市町村は相互に連携を強化し、効率的な人命救護を行う。

(3) 高速自動車国道等の本線道路上及び付帯施設におけるドクターヘリ及び消防防災ヘリコプターの離着陸に係る関係機関の連携を強化することにより、ヘリコプターによる効果的な救助・救急活動を実施する。

（中日本高速道路株式会社）

(4) 高速自動車国道における救急・救助体制の整備

ア　高速自動車国道沿線の市町村で組織する協議会の行う事業に対し、負担金を納付し、高速道路における沿線市町村の協力体制の強化及び適切かつ効率的な救急業務の実施を促進する。

イ　高速自動車国道の救急業務を担当する市町村に対し、財政援助を講ずる。

（10 市１町４組合）

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(9) 現場急行支援システムの整備**	

計画の実施方針及び重点施策

緊急車両が現場に到着するまでのリスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システム（FAST※20）の整備を図る。

項目	**1　救助・救急体制の整備**	（実施機関）県消防保安課、警察本部交通部
細目	**(10) 緊急通報システム･事故自動通報システムの活用拡大**	

計画の実施方針及び重点施策

交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期かつ的確な救出及び交通事故処理の迅速化のため、関係機関と連携し、緊急通報システム（HELP※21）や先進型事故自動緊急通報装置（AACN）の広報啓発を含めた活用を促進する。

項目	**2　救急医療体制の整備**	（実施機関）県医務課
細目	**(1) 救急医療機関等の整備**	

1　計画の実施方針及び重点施策

救急医療体制（２次～３次）の施設等の整備と円滑な運営を図る。

2　計画の内容

(1) 救急医療施設運営費補助金（２次～３次）

救急医療体制	補助金名	事業費
第２次救急医療体制	小児救急医療支援事業費補助金	16,258 千円
第３次救急医療体制	救命救急センター運営費補助金	554,486 千円

(2) 救急医療情報システム事業

事業内容	事業費
県内全市町村を対象に、協力医療機関から情報を集め、救急患者に最寄りの医療機関の情報を提供する。	441,097 千円

(3) 救急勤務医支援事業費補助金

事業内容	事業費
第２次救急医療施設等に勤務する救急医が休日・夜間に従事した場合に支給する救急勤務医手当への支援を行う。	11,326 千円

項目	**2　救急医療体制の整備**	（実施機関）県医務課
細目	**(2) ドクターヘリ事業の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

救急患者への救命医療を救急現場から直ちに行い、救急医療施設へ一刻も早く搬送し、交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が同乗し救命医療を行いながら搬送できるドクターヘリ活用の促進を図る。

2　計画の内容

高度救命救急センターを有する病院が行うドクターヘリ運航に必要な経費に対して補助する。

ドクターヘリ運営費補助金　787,050 千円

項目	**3　救急関係機関の協力関係の確保等**	（実施機関）県消防保安課、県医務課
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関への受入れ・連絡体制の明確化等の促進を図る。

2　計画の内容

(1) 愛知県救急業務高度化推進協議会において救急医療機関や消防機関が、救急救命士や救急隊員が実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について、指導・助言や事後検証を行うことで、関係機関の連携を図る。

(2) 愛知県救急搬送対策協議会において救急医療機関や消防機関が、傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準等について協議することで、救急関係機関の連携を図る。

第7節　被害者等支援の充実と推進

項目	**1　自動車損害賠償保障制度の充実等**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(1) 自動車損害賠償責任保険(共済)の適正化の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動車損害賠償責任保険の加入義務車全てのユーザーに対して、自動車賠償責任保険・共済の有効期間確認の呼び掛けと、無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図るとともに、自動車賠償責任保険制度の役割や重要性、各種被害者救済対策について広く国民に周知を図るため、広報啓発活動を展開する。

2　計画の内容

実施予定期間：毎年９月１日から９月 30 日まで

(1) 広報啓発の実施

自動車賠償責任保険・共済への加入促進、無保険車・無共済車運行の違法性の周知用ポスターを地方公共団体、公共施設、大学等への掲示を行うとともに、地方公共団体、自動車関係団体等に対して周知用リーフレットの配付等により広報活動を行う。

(2) 市区町村に対する自動車賠償責任保険・共済加入の指導の協力依頼

ア　原動機付自転車の市区町村窓口への届出にあたり、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行うこと。

イ　道路を走行する小型特殊自動車（農耕作業用を除く。）についても原動機付自転車同様に、自動車賠償責任保険・共済への加入の勧奨を行うこと。

(3) 監視活動の推進（通年）

鉄道駅周辺駐輪場等において、無保険車・無共済車の監視を行い、そのユーザーに対して無保険車・無共済車運行の違法性を訴え、加入促進を図る。

項目	**1　自動車損害賠償保障制度の充実等**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な周知**	

1　計画の実施方針及び重点施策

自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による交通事故の被害者等への救済の観点から引き続き政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用を図る。

2　計画の内容

自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。また、ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対しても引き続き自動車損害賠償責任保険（共済）の加入の周知を行う。

項目	**1　自動車損害賠償保障制度の充実等**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(3) 無保険(無共済)車両対策の徹底**	

計画の実施方針及び重点施策

自動車損害賠償責任保険（共済）の重要性等について、広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。

また、ペダル付き電動バイクや電動キックボードなど新たなモビリティに対しても引き続き自動車損害賠償責任保険（共済）の加入促進のために周知徹底を図る。

項目	**1　自動車損害賠償保障制度の充実等**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(4) 任意の自動車保険(自動車共済)の充実等**	

計画の実施方針及び重点施策

自賠責保険（自賠責共済）と共に重要な役割を果たしている任意の自動車保険（自動車共済）は、自由競争の下、補償範囲や金額、サービスの内容も多様化してきており、交通事故被害者等の救済に大きな役割を果たしているが、被害者救済等の充実に資するよう、制度の改善及び安定供給の確保に向けて引き続き指導を行う。

項目	**2　損害賠償の請求についての援助等**	（実施機関）県県民生活課
細目	**(1) 交通事故相談活動の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者救済を迅速かつ的確に推進するため、県民相談・情報センター及び県民相談室は市町村及び関係援護機関との連携・協力体制を一層緊密にして交通事故当事者に対する相談を実施する。

また、複雑多様化する相談事案に対応するため、愛知県及び市町村の相談員の研修を実施し、相談員の資質の向上を図る。

2　計画の内容

(1) 交通事故相談の実施

県民相談・情報センター、西三河及び東三河の各県民相談室で、交通事故相談に応ずる。

(2) 交通事故相談員等の研修の実施

県交通事故相談員及び市町村交通事故相談員等の資質向上を図るため研修会を開催する。

項目	**2　損害賠償の請求についての援助等**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示、交通事故の相談に関する業務を推進する。

2　計画の内容

交通安全活動推進センター

愛知県公安委員会が交通安全活動推進センターとして指定した愛知県交通安全協会の相談員により、交通事故の相談に関する業務を推進する。

項目	**3　交通事故被害者支援の充実強化**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(1) 公共交通事故被害者等への支援**	

1　計画の実施方針及び重点施策

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を行う。

また、関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

2　計画の内容

(1) 相談窓口の周知活動

事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配布により、被害者等に相談窓口の周知を実施する。

(2) 安全意識の啓発活動

公共交通事業者に対し、公共交通事故による被害者支援の意義等への理解を深めてもらい、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者支援計画の策定をより一層促進させるため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。

項目	**3　交通事故被害者等支援の充実強化**	（実施機関）県県民安全課
細目	**(2) 交通事故被害者等への相談対応等の支援**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者等からの相談に対応する「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」を設置し、専用ダイヤルを開設するとともに、支援員２名を配置する。また、県や市町村の総合的対応窓口の周知を強化するため、交通事故被害者等が携帯できる周知カードを作成し、警察署等で配布する。

福祉分野の知識や経験を有する職員を「犯罪被害者等支援コーディネーター」として配置し、関係機関との支援調整会議の開催を通じて、被害者等一人一人の状況に応じた支援計画を策定するなどの多機関ワンストップサービス体制による支援を行う。

被害者が死亡する事故が発生した場合に、遺族の同意を得て、県警察から支援に必要な情報の提供を受け、県及び関係市町村で共有できる体制を構築し、遺族から相談があった際の円滑な支援に役立てる。

2　計画の内容

(1) 愛知県犯罪被害者等支援条例（2022 年４月１日施行）に基づき、「犯罪被害者等のための総合的対応窓口」において、交通事故被害者等への相談対応を行う。

(2) 交通事故被害者等がいつ、どの支援機関に相談したとしても、必要な支援が途切れることなく、包括的に提供できるよう、愛知県に「犯罪被害者等支援コーディネーター」を配置し、支援全体のハンドリングを行う、多機関ワンストップサービス体制（2025 年４月構築）による支援を実施する。

項目	**３　交通事故被害者等支援の充実強化**	（実施機関）県児童家庭課
細目	**(3) 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通遺児等の健全育成及び福祉増進のために遺児手当を支給する。

2　計画の内容

両親又は片親が交通事故等により、死亡若しくは重度の障害（身体手帳１・２級程度）となった場合、18 歳以下の遺児を監護・養育している者に手当を支給する。

公的年金を受給できる方は除く。

項目	**３ 交通事故被害者等支援の充実強化**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(4) 交通事故被害者等の心情に配慮した支援の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続の流れ等をまとめた「被害者手帳」を活用する。

特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治３か月以上の重傷を負った事故等の重大な交通事故被害者等に対しては、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の徹底を図る。

また、交通事故の被害者等から加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日についての問い合わせや、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果についての問い合わせに対しては、適切な情報の提供を図る。

さらに、警察本部の被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなど組織的な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配意した対応を適切に実施するための教養の強化に努める。

2　計画の内容

(1) 「被害者手帳」の作成配付

刑事手続の流れや、救済制度、各種相談窓口等を記載したパンフレット（「被害者手帳」）を被害者に配付し説明を行うとともに、その心情に配意した相談活動を推進する。

(2) 被害者連絡の実施等

捜査状況の連絡など継続的な被害者連絡を確実に実施し、被害者連絡制度の徹底を図る。

また、重大交通事故の被害者等から、交通事故の加害者に対する意見の聴取等の期日や、行政処分の結果等について問い合わせがあった場合、交通事故被害者等の心情にも配意した適切な情報の提供に努める。

(3) 被害者支援要員制度等の活性化

被害者等のニーズを的確に把握し、それに応えるための支援要員を効果的に運用し、適切な被害者支援を実施する。

(4) 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

交通違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識するよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、

交通事故被害者等の講話を取り入れるなど交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

(5) 関係機関等との連携強化

交通事故被害者サポート事業の中で開催する意見交換等を通じ、支援に携わる関係機関等との連携強化を図るとともに、交通事故被害者等への関係機関に関する情報の教示、自助グループ運営・連絡協議会の開催等を通じ、交通事故被害者等の精神的な支援の充実に努める。

第8節　研究開発及び調査研究の充実

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県交通対策課、警察本部交通部、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社
細目	**(1) ITSに関する研究開発の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

高度道路交通システム（ITS※10）は、最先端の情報通信技術の活用により、交通事故、渋滞等の道路問題の解決のみならず、大気汚染等の環境負荷問題の解決、高齢化が進む中での安全性・利便性の確保などを可能とする社会システムとして期待されている。

その中で、高度道路交通システム（ITS）の有用性のアピールやその実現化に向けたフィールド提供などに取り組むとともに、安全性、輸送効率及び快適性の向上、渋滞の軽減等の道路交通の円滑化を通じて環境保全に大きく寄与するものとして、研究開発を推進するとともに、その成果の普及を図る。

2　計画の内容

愛知県ＩＴＳ推進協議会の運営

民間企業、大学研究機関、国・地方自治体等の産・学・行政一体の推進体制により、高度道路交通システム（ITS）の実用化に向けた調査研究事業や高度道路交通システム（ITS）の研究成果や最新技術を紹介するセミナーなどの普及啓発事業等を実施する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目	**(2) 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故対策の立案に関する研究を推進する。

2　計画の内容

（警察本部交通部）

高齢社会の進展に伴う交通事故情勢の推移や変化する交通事情に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。

また、高齢者の交通事故防止に有益な最新の先進技術搭載車種の周知、試乗会の実施等、普及・活用促進の取組を推進する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）中部地方整備局
細目	**(3)　車両の安全に関する研究の推進**	

計画の実施方針及び重点施策

関係機関と連携し、交通事故を未然に防ぐために必要な車両に係る技術や、万が一事故が発生した場合に乗員、歩行者等の保護を行うために必要な車両に係る技術等の研究開発を推進する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）県道路維持課、名古屋高速道路公社
細目	**(4) 交通安全対策の評価･効果予測方法の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種の対策による交通事故削減効果について客観的な事前評価、事後評価を実施するとともに、評価を効率的に行うためのデータ収集・分析等の充実を図る。

危険な運転を抑制するカラー舗装や路面標示などの速効対策では、利用者が分かりやすい工法に標準化するとともに、交通挙動の改善状況や事故件数の減少状況から効果の検証を行い、必要に応じて対策の補強や工法の改善を図る。

2　計画の内容

（県道路維持課）

(1) 事故危険箇所等、交通事故対策を実施した箇所においては、危険な交通挙動の改善状況や事故件数の減少状況から効果の検証を行うとともに、愛知県交通安全対策推進連絡会議において、学識経験者、交通管理者の意見を聴き、必要に応じて工法の改善や対策の補強を図る。

（名古屋高速道路公社）

(2) 学識経験者等からなる名古屋高速道路の交通マネジメントに関する調査研究委員会（安全対策部会）において、交通事故の発生要因や交通環境を検証・分析する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）中部地方整備局、警察本部交通部
細目	**(5) 安全な自動運転の社会実装に向けた課題に関する調査研究**	

1　計画の実施方針及び重点施策

自動運転車の実装に当たり課題となり得る道路交通法の規定の有無､対応方法及び自動運転車による道路交通法の具体的な遵守方法等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。

2　計画の内容

（警察本部交通部）

自動運転車の実装に伴い、道路交通法の遵守について指導を徹底する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(6) 交通反則金の納付方法の多様化**	

1　計画の実施方針及び重点施策

反則金の納付方法が金融機関の窓口納付に限られていることから、多様な反則金の納付方法を導入し、県民の反則金納付の利便性向上を図る。

2　計画の内容

クレジットカード納付及びペイジー納付等の導入に向け、具体的措置の検討と関係機関との調整を進め、必要な措置を実施する。

項目	**1　道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進**	（実施機関）警察本部交通部
細目	**(7) その他の研究の推進**	

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故の発生には様々な要因があり、計画的かつ効果的な交通安全対策を図るため、交通事故に関して統計学的な見地から分析を行い、交通事故の発生に関する傾向や特徴について、長期的な予測の充実を図る。

2　計画の内容

交通事故多発路線及び交通事故多発場所における集中対策

(1)　交通死亡事故が集中して発生している路線及び交通事故が多発している場所について、集中的な交通安全対策を推進する。

(2)　交通事故多発路線及び交通事故多発交差点を管轄する警察署は、交通事故の発生時間帯、発生場所、事故類型、交通法令違反等を分析し、その結果を踏まえた交通指導取締りや交通監視活動、パトカー等による駐留監視、交通安全広報活動等の効果的な交通安全対策を推進する。

項目	**2　道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化**	（実施機関）中部地方整備局、県道路維持課、警察本部交通部
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死傷者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に資するため、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

2　計画の内容

（中部地方整備局）

(1) 関係機関合同による調査、検討

管理区間の交通事故について、交通安全施設整備及び交通事故防止に効果的に活用するため、道路施設や事故状況の調査分析を行い、事故統合データを作成する。

また、交通安全対策の検討を道路安全診断や愛知県道路交通環境安全推進連絡会議等において行う。

（県道路維持課）

(2) 交通事故データの活用

交通事故データ及び自動車走行データを用いて、交通事故の原因を分析するとともに、交通事故対策の実施に平行して、危険な運転行動の抑制状況を測定・分析し、効果検証と改善に努める。

（警察本部交通部）

(3) 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用

人身交通事故データを詳細かつ具体的に調査分析し、交通事故防止対策に活用する。

(4) 交通関係資料の収集整理と活用

交通事故に関する各種情報を収集整理・資料化し、交通事故抑止対策に有効活用を図る。

第9節　鉄道交通の安全

項目	**1　鉄道交通環境の整備**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(1) 鉄道施設等の安全性の向上**	

計画の実施方針及び重点施策

鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。

多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっていることから、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。

また、切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。

さらに、高齢者・視覚障害者を始めとするすべての旅客のプラットホームからの転落・接触等を防止するため、ホームドアの整備を加速化するとともに、ホームドアのない駅での視覚障害者の転落事故を防止するため、新技術等を活用した転落防止対策を推進する。

項目	**1　鉄道交通環境の整備**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(2) 運転保安設備等の整備**	

計画の実施方針及び重点施策

法令により整備の期限が定められた曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS※22）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等の整備については、完了したが、これらの装置の整備については、引き続き推進を図る。

項目	**2　鉄道交通の安全に関する知識の普及**	（実施機関）中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通の安全を確保するため、全国交通安全運動等の広報活動を通じ、一般に周知することにより、安全意識の高揚を図る。

2　計画の内容

運転事故の約９割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。

このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。

また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について、分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(1) 保安監査の実施**	

1　計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通の安全な運行を確保するため、保安監査を通じて鉄道交通の安全確保の適切な指導を行う。

2　計画の内容

鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行い、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。また、保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。

このほか、全国交通安全運動及び年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局、東海旅客鉄道株式会社
細目	**(2) 運転士等の資質の保持**	

1　計画の実施方針及び重点施策

運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう、運転管理者及び乗務員指導管理者等に対し研修会等の機会を捉えて適切に指導する。

2　計画の内容

鉄道の乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制及び教育内容について、教育成果の向上を図るよう指導する。また、乗務員及び保安要員の適性の確保を図るため、適性検査の定期的な実施を図るよう指導するとともに、動力車操縦者運転免許試験を適正に実施する。

また、乗務員等がその業務を十分に果たし、安全運転を確保できるよう、就業時における心身状態の把握を確実に行うなどにより、職場における安全管理について適切な措置を講ずるよう指導する。

さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(3) 安全上のトラブル情報の共有･活用**	

1　計画の実施方針及び重点施策

重大な列車事故を未然に防止するため、リスク情報を関係者間において共有できるよう、インシデント等の情報を収集・分析し、速やかに鉄道事業者へ周知する。

2　計画の内容

鉄道事業者の安全担当部長等による鉄軌道保安連絡会議を開催し、事故等及び再発防止対策に関する情報共有等を行う。

また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導するとともに、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

さらに、国への報告対象となっていないリスク情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局、名古屋地方気象台、東海旅客鉄道株式会社
細目	**(4)　気象情報等の充実**	

1　計画の実施方針及び重点施策

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して、事故の防止・軽減に努める。

また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、気象防災速報（竜巻注意/竜巻目撃）を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。

なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

鉄道事業者は、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。

2　計画の内容

（中部運輸局・東海旅客鉄道株式会社）

(1) 鉄道事業者は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な状況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な情報の迅速な伝達に努める。

また、鉄道事業者に対し、これらの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理に反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車の安全運行の確保に努めるよう指導する。

（名古屋地方気象台）

(2) 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

(3) 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

ア　緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

イ　津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

ウ　火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

(4) 情報の提供等

鉄道の交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。

また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

ア　気象特別警報・警報・予報等

気象による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・土砂・浸水・洪水キキクル」や気象防災速報における線状降水帯による大雨についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて鉄道利用者に周知する。

イ　緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による鉄道交通障害が予想される時は、適時・適切に、緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、専用線オンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

ウ　南海トラフ地震に関連する情報等

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、専用線によるオンラインにて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

なお、現在、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行っていない。

エ　噴火警報等

火山現象による鉄道交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該鉄道の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。また、鉄道利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。これらの情報を、専用線オンラインにて関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により鉄道利用者に周知する。

(5) 気象知識等の普及

気象、地象、水象に関する知識の普及を図り、情報の利活用を促進するため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、運輸事業者や防災機関の担当者を対象に、関係機関とも連携しつつ、特別警報・警報・予報、気象情報等の利用方法等に関する講習会等を開催する。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応**	

1　計画の実施方針及び重点施策

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

2　計画の内容

事故等が発生した場合の輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(6) 運輸安全マネジメント評価の実施**	

1　計画の実施方針及び重点施策

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き行う。

2　計画の内容

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、安全への取組及び鉄道事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認するとともに、運輸防災マネジメントの取組を確認することにより、鉄道事業者による防災意識および自然災害への対応力を向上させ鉄道事業者の防災の取組につなげる。

項目	**3　鉄道の安全な運行の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目	**(7) 計画運休への取組**	

1　計画の実施方針及び重点施策

気象状況等により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、安全確保の観点から、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるように指導する。

2　計画の内容

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

項目	**4　鉄道車両の安全性の確保**	（実施機関）中部運輸局
細目		

計画の実施方針及び重点施策

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

項目	**5　救助・救急活動の充実**	（実施機関）中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

気象状況等により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、安全確保の観点から、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるように指導する。

2　計画の内容

鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うに当たっては、在留外国人及び訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

項目	**6　被害者支援の推進**	（実施機関）中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置された公共交通事故被害者支援室において、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能（被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等）等を行う。関係者からの助言を得ながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故の被害者等への支援の取組を着実に進めていく。

2　計画の内容

(1)　相談窓口の周知活動

事故被害者の搬送先病院等において支援パンフレット、コンタクトカードの配付により、被害者等に相談窓口の周知を実施する。

(2) 安全意識の啓発活動

公共交通事業者に対し、公共交通事故による被害者支援の意義等への理解を深めてもらい、安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者支援計画の策定をより一層促進させるため、公共交通事故被害者等支援フォーラムを実施する。

項目	**7　鉄道事故等の原因究明と事故等防止**	（実施機関）中部運輸局
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査を迅速かつ的確に行う。

2　計画の内容

鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明調査をさらに迅速かつ的確に行うため、現地へ職員を派遣するとともに、事故調査結果等を鉄軌道事業者へ情報提供し、鉄道事故等の再発防止を図る。

また、自然災害の激甚化や自動運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。

項目	**8　研究及び技術開発の充実**	（実施機関）中部運輸局
細目		

計画の実施方針及び重点施策

鉄道業界における人手不足も踏まえた鉄道の安全性向上に資する研究及び技術開発を推進する。

具体的には、自動運転等の運行制御に関わる安全性に関して的確な評価を行うための研究等を行うとともに、線路内の支障物検知手法等の安全性向上に資する技術開発の支援を行う。

また、開発された成果について、補助制度を活用しつつ実用化を図る。

第10節　踏切道における交通の安全

項目	**1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備、バリアフリー化の促進**	（実施機関）中部運輸局、中部地方整備局、県道路維持課、県道路建設課、県都市整備課、東海旅客鉄道株式会社
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設にあたっては、極力、立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間のかかる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため、各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故対策として効果の高い構造への改良を促進する。

さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。

2　計画の内容

＜立体交差化＞

（県道路建設課・県都市整備課・東海旅客鉄道株式会社）

名鉄名古屋本線・三河線 知立駅付近連続立体交差事業
名鉄名古屋本線　新清洲駅付近鉄道高架事業
東海道本線　都市計画道路柱町線道路新設
ＪＲ武豊線　半田駅付近連続立体交差事業
ＪＲ武豊線　乙川浜田こ線橋（立体交差）事業
名鉄尾西線苅安賀駅付近鉄道高架事業
主要地方道国府馬場線（姫街道踏切）　豊川市内
飯田線　　一般国道 151 号線一宮バイパス新設

＜構造改良＞

（県道路維持課）

一般県道大里停車場清須線（日下部踏切）　稲沢市内　等

項目	**2　踏切道の統廃合の促進**	（実施機関）中部運輸局、県道路維持課、県道路建設課、県都市整備課、東海旅客鉄道株式会社
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第３、４種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、近隣踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。

2　計画の内容＜統廃合（立体交差化）＞

飯田線	豊川・三河一宮間	第二大ブロ踏切道廃止（一宮跨線橋）
飯田線	豊川構内	姫街道踏切道廃止（姫街道こ道橋）
武豊線	乙川・半田間	勘の内踏切道廃止（半田駅付近連続立体交差）
		上半田踏切道廃止（　　同上　　）
		隅吉踏切道廃止　（　　同上　　）
	半田構内	第２半田街道踏切道廃止（　同上　　）
		荒古踏切道廃止　（　　同上　　）
	半田・東成岩	知多笠松踏切道廃止（　　同上　　）
		第３半田街道踏切道廃止（　同上　　）
		中島踏切道廃止　（　　同上　　）
		三平踏切道廃止　（　　同上　　）

項目	**3　踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施**	（実施機関）中部運輸局、警察本部交通部、東海旅客鉄道株式会社
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ障害物検知装置、オーバーハング型警報装置により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

2021 年度より踏切上の全範囲を検知エリアとし、歩行者、自転車、車いす等への検知性能を向上させた、レーザー・レーダー式の「高機能型障害物検知装置」の導入を進める。

その他踏切の安全性を高める全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、必要な交通規制を実施するとともに、併せて道路標識の高輝度化等による視認性の向上を図る。

2　計画の内容

＜高機能型障害物検知装置の整備＞

（東海旅客鉄道株式会社）

2026 年度に整備する踏切

東海道本線　岡崎構内　　南乾地踏切

東海道本線　西岡崎安城間　新田踏切

東海道本線　尾張一宮木曽川間　宮後道踏切

項目	**4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置**	（実施機関）中部運輸局、県道路維持課、県都市整備課、警察本部交通部、東海旅客鉄道株式会社
細目		

1　計画の実施方針及び重点施策

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置や車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締を適切に行う。

自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るなど広報活動等を強化する必要がある。

このため、自動車教習所等において、踏切の通行方法等の教育を引き続き推進する。

このほか、踏切道に接続する道路の拡幅については、踏切道において道路と踏切との幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。

踏切事故防止キャンペーンの展開等を通じ、踏切道を通行する自動車等の運転者及び歩行者に対し、踏切通行時における安全意識の高揚を図るとともに、安全かつ円滑な踏切道の確保及び踏切事故の防止を図る。

2　計画の内容

＜踏切事故防止キャンペーン＞

（東海旅客鉄道株式会社）

春の踏切事故防止キャンペーン（4/ 6～15）

秋の踏切事故防止キャンペーン（9/21～30）

用　語　解　説

※１【ＥＴＣ2.0】

Electronic Toll Collection Systemの略

従来のETCの高速道路利用料金収受機能だけではなく、渋滞回避や安全運転支援などの、ドライバーに有益な情報を提供するサービス。

※２【プローブ情報】

自動車が走行した位置や車速などの情報。

※３【1.5車右折帯】

直進車線と右折車線の境界標示を施さず、右折車線相当の通行帯を確保するよう、ふくらみを持たせたもの。

※４【新交通管理システム（ＵＴＭＳ）】

Universal Traffic Management Systemの略

光ビーコンを用いた個々の車両と交通管制システムとの双方向通信等の高度な情報通信技術により「安全・快適にして環境にやさしい交通社会」の実現を目指すシステム。

※５【Ｍａａ Ｓ】

Mobility as a Service

出発地から目的地までの移動に対し、様々な移動手段・サービスを組み合わせて一つの移動サービスとして捉えるもの。

※６【道路交通情報通信システム（ＶＩＣＳ）】

Vehicle Information and Communication Systemの略

高度道路システム（ITS）の一種で、ドライバーの利便性向上、渋滞の解消・緩和等を図るため、渋滞状況、所要時間、工事・交通規制等に関する道路交通情報をナビゲーションシステム等の車載器へリアルタイムに提供する情報通信システム。

※７【光ビーコン】

交差点などに設置された、光を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

※８【Ｖ２Ｘ】

Vehicle to Everything の略

「自動車」と「あらゆるモノ」を繋げる国際的ITS用周波数（5.9GHz帯など）を用いた無線通信技術の総称。ITS（Intelligent Transport Systems）の主要な要素の1つとして近年特に注目されており、V2Xの発展は交通安全だけでなく、交通渋滞の解消、環境負荷の低減、快適な移動体験の提供など、多様な分野での活躍が期待されている。

※９【信号情報活用支援システム（ＴＳＰＳ）】

Traffic Signal Prediction Systemsの略

光ビーコンから取得した信号情報を用いて、信号交差点を円滑に通行するための運転を支援するシステム。

※10【高度道路交通システム（ＩＴＳ）】

Intelligent Transport Systemsの略

情報技術を用いて人と車両と道路を結び、交通事故や渋滞などの道路交通問題の解決を図る新しい交通システム。

※11【公共車両優先システム（ＰＴＰＳ）】

Public Transportation Priority Systemの略

大量公共交通機関であるバス等の通行を円滑に行わせ、バス等の定時運行を確保するとともに利用を促進して、道路の利用効率を向上させるシステム。

※12【ＲＯＡＤパートナー】

国道を利用中に、道路の異常を発見した場合に、国道事務所にボランティアで連絡をする人の総称。

※13【ロード・セーフティステーション】

国道を利用中に発見した、道路の異常などの情報を、情報拠点として国道事務所に連絡をするコンビニエンスストア等の総称。

※14【道路情報システム】

道路災害時における災害情報及び道路通行規制等の情報を伝達するシステム。

※15【ｉ－Ｓize】

イギリスで施行されたチャイルドシートの新たな安全基準

側面衝突時における子どもの保護強化のため、製品の承認に際し、側面衝突テストを導入。

日本では、2014年に側面衝突試験が導入され安全基準として用いている。

※16【先進安全自動車（ＡＳＶ）】

Advanced Safety Vehicleの略

高度道路交通システム（ITS）の一部で、自動車にさまざまな先端技術を用い車両そのものが運転を支援する車両。

※17【情報通信技術（ＩＣＴ）】

Information & Communications Technologyの略

日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として当初は「IT」が普及したが、国際的にはICTが広く使用されていることから現在、日本でも「ICT」を用いるケースが多い。

※18【匿名・流動型犯罪グループ】

匿名・流動型犯罪グループは、明確な定義付けがなされておらず、暴力団には該当しないものの、特殊詐欺を広域的に敢行する集団など、組織犯罪の観点から治安対策上の脅威となっている集団をいう。

これらの集団は、ＳＮＳを通じるなどした緩やかな結び付きで離合集散を繰り返すなど、そのつながりが流動的であり、また、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化するなど、その活動実態を匿名化・秘匿化する状況がみられる。

※19【バイスタンダー】

救急現場に居合わせた人、発見者、同伴者等。

※20【現場急行支援システム（ＦＡＳＴ）】

緊急車両を優先的に走行させる信号制御を行うことで、現場に到着する時間短縮と緊急走行起因の交通事故防止を目的としたシステム。

※21【緊急通報システム（ＨＥＬＰ）】

運転中の事故等、緊急事態発生時に救援機関へ位置情報通報を発信するシステム。

※22【自動列車停止装置（ＡＴＳ）】

Automatic Train Stopの略

自動的に列車を減速、又は停止させる装置。

Ⅳ　　参　　考

都道府県別の人口・車両台数・免許人口・道路実延長・年走行台キロ（2025年12月末）

愛知県警察本部調べ

都道府県	人口（千人）	順位	都道府県	車両台数（台）	順位	原付	小特	都道府県	免許人口（人）	順位	都道府県	道路実延長（km）	順位	都道府県	年走行台キロ（10万台）	順位
東京	14,178	1	愛知	5,734,014	1	268,397	67,927	東京	8,289,743	1	北海道	90,774.5	1	愛知	228,924	1
神奈川	9,225	2	東京	4,970,431	2	475,692	37,592	神奈川	5,669,278	2	茨城	55,596.9	2	北海道	222,281	2
大阪	8,757	3	神奈川	4,704,817	3	577,976	33,973	愛知	5,151,880	3	愛知	50,755.9	3	埼玉	165,309	3
愛知	7,460	4	埼玉	4,637,851	4	317,100	69,188	大阪	5,151,610	4	長野	48,105.7	4	福岡	163,640	4
埼玉	7,332	5	大阪	4,505,157	5	622,978	25,420	埼玉	4,741,483	5	埼玉	47,491.3	5	兵庫	162,998	5
千葉	6,251	6	北海道	4,139,621	6	83,731	235,289	千葉	4,068,372	6	千葉	41,239.4	6	茨城	153,687	6
兵庫	5,337	7	千葉	4,095,378	7	270,178	61,813	兵庫	3,403,180	7	福島	39,563.7	7	東京	153,344	7
福岡	5,092	8	福岡	3,797,748	8	230,454	61,292	福岡	3,325,296	8	福岡	38,052.4	8	千葉	150,844	8
北海道	5,043	9	兵庫	3,501,971	9	357,909	64,141	北海道	3,245,211	9	新潟	37,750.8	9	大阪	148,373	9
静岡	3,527	10	静岡	3,183,178	10	219,781	35,505	静岡	2,496,994	10	静岡	37,172.7	10	神奈川	139,240	10
茨城	2,806	11	茨城	2,847,251	11	114,529	61,976	茨城	2,029,735	11	兵庫	36,888.8	11	静岡	138,313	11
広島	2,714	12	広島	2,181,347	12	206,112	43,138	広島	1,818,721	12	群馬	34,999.8	12	新潟	123,253	12
京都	2,520	13	長野	2,102,070	13	88,260	78,248	京都	1,535,063	13	岩手	33,728.5	13	広島	106,080	13
宮城	2,248	14	新潟	2,003,635	14	77,974	90,736	宮城	1,528,006	14	岡山	32,522.1	14	栃木	104,708	14
新潟	2,099	15	群馬	1,964,677	15	73,252	60,489	新潟	1,492,709	15	岐阜	30,939.6	15	岐阜	102,850	15
長野	1,987	16	栃木	1,896,904	16	74,598	57,515	長野	1,456,569	16	広島	29,335.2	16	宮城	101,660	16
岐阜	1,916	17	宮城	1,859,213	17	80,619	65,773	群馬	1,382,528	17	鹿児島	27,518.8	17	福島	101,277	17
群馬	1,890	18	岐阜	1,791,754	18	55,737	33,959	栃木	1,376,519	18	熊本	26,217.2	18	長野	99,101	18
栃木	1,885	19	福島	1,787,532	19	58,977	77,441	岐阜	1,376,517	19	神奈川	25,935.8	19	三重	95,407	19
岡山	1,831	20	岡山	1,726,263	20	105,213	55,733	岡山	1,264,884	20	栃木	25,627.1	20	岡山	92,017	20
福島	1,743	21	三重	1,667,799	21	93,641	34,344	福島	1,243,502	21	三重	25,587.5	21	群馬	91,104	21
三重	1,711	22	京都	1,627,948	22	252,585	27,320	三重	1,229,686	22	宮城	25,583.4	22	熊本	79,526	22
熊本	1,697	23	熊本	1,596,103	23	109,814	61,668	熊本	1,169,068	23	東京	24,442.8	23	鹿児島	78,814	23
鹿児島	1,532	24	鹿児島	1,532,199	24	99,156	54,429	鹿児島	1,066,766	24	秋田	23,915.1	24	京都	74,274	24
沖縄	1,466	25	沖縄	1,363,165	25	110,064	12,588	沖縄	984,033	25	宮崎	20,275.3	25	山口	70,828	25
滋賀	1,402	26	愛媛	1,196,806	26	144,876	18,829	滋賀	972,592	26	青森	20,213.0	26	岩手	69,883	26
奈良	1,285	27	滋賀	1,176,770	27	72,409	29,654	愛媛	879,852	27	大阪	19,946.1	27	滋賀	66,565	27
山口	1,281	28	山口	1,154,277	28	54,678	27,368	山口	873,787	28	大分	18,681.7	28	山形	63,087	28
愛媛	1,276	29	岩手	1,149,289	29	44,798	79,153	奈良	856,834	29	愛媛	18,448.6	29	石川	61,236	29
長崎	1,252	30	青森	1,109,973	30	34,834	73,073	長崎	813,901	30	島根	18,312.9	30	大分	59,787	30
青森	1,165	31	長崎	1,084,390	31	88,599	30,510	岩手	794,606	31	長崎	18,117.8	31	愛媛	58,437	31
岩手	1,145	32	宮崎	1,047,816	32	48,320	36,332	青森	793,606	32	山形	16,975.0	32	青森	58,002	32
石川	1,098	33	大分	1,028,274	33	58,170	30,630	石川	769,317	33	山口	16,811.8	33	長崎	57,743	33
大分	1,085	34	山形	1,023,701	34	32,317	64,436	大分	744,769	34	京都	15,772.6	34	秋田	56,885	34
宮崎	1,033	35	石川	966,112	35	25,667	12,466	山形	726,901	35	徳島	15,401.6	35	富山	56,754	35
山形	1,011	36	奈良	965,597	36	114,320	6,534	宮崎	725,736	36	高知	14,365.0	36	沖縄	55,104	36
富山	997	37	富山	951,121	37	21,267	25,790	富山	725,421	37	富山	14,078.1	37	宮崎	54,874	37
香川	917	38	香川	900,822	38	69,046	28,404	香川	657,221	38	和歌山	13,922.7	38	佐賀	48,465	38
秋田	897	39	和歌山	900,781	39	127,023	10,826	和歌山	633,176	39	石川	13,256.8	39	奈良	46,950	39
和歌山	880	40	秋田	875,471	40	22,149	55,994	秋田	630,074	40	奈良	12,815.6	40	香川	46,859	40
山梨	791	41	山梨	856,070	41	58,906	17,483	山梨	580,861	41	滋賀	12,733.5	41	和歌山	44,523	41
佐賀	788	42	佐賀	764,045	42	33,405	33,576	佐賀	548,647	42	山梨	11,342.3	42	福井	42,873	42
福井	739	43	福井	712,908	43	17,382	21,104	福井	528,639	43	福井	11,146.8	43	徳島	42,278	43
徳島	685	44	徳島	676,190	44	45,842	8,081	徳島	495,718	44	佐賀	11,080.0	44	島根	40,767	44
高知	656	45	高知	651,037	45	65,295	21,173	高知	452,872	45	香川	10,362.0	45	高知	38,602	45
島根	642	46	島根	597,702	46	21,955	19,374	島根	441,595	46	鳥取	9,012.7	46	山梨	38,555	46
鳥取	531	47	鳥取	507,232	47	14,887	21,664	鳥取	366,891	47	沖縄	8,267.8	47	鳥取	37,675	47
合計	123,802		合計	91,514,410		6,240,872	2,179,951	合計	81,510,369		合計	1,231,084.7		合計	4,293,743	

注１　人口は総務省統計資料「人口推計」（令和6年10月１日現在）による。
　２　車両台数は国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」（令和6年12月末現在）による。ただし、車両台数に含まれている原付自転車（原付二種及び原付一種）並びに小特（ミニカー含む。）は、総務省統計資料「市町村税課税状況等の調」（令和6年７月１日現在）による。
　３　免許人口は、令和７年12月末現在の免許保有者数である。
　４　道路実延長は、国土交通省統計資料「道路統計年報」（令和5年３月31日現在）による。
　５　年走行台キロは、令和３年度「全国道路・街路交通情勢調査」による路線（一般道路計）の24時間走行台キロから算出している。（24時間走行台キロ×累計日数）

都道府県別事故率順位（2025年12月末）

愛知県警察本部調べ

都道府県	死者数	順位	都道府県	人口当たり	順位	都道府県	車両台数当たり	順位	都道府県	免許人口当たり	順位	都道府県	道路実延長当たり	順位	都道府県	走行台*5当たり	順位
神奈川	139	1	滋賀	3.852	1	滋賀	0.459	1	滋賀	0.555	1	大阪	6.016	1	神奈川	0.998	1
東京	134	2	高知	3.811	2	大分	0.399	2	高知	0.552	2	東京	5.482	2	東京	0.874	2
北海道	129	3	大分	3.779	3	愛媛	0.384	3	大分	0.551	3	神奈川	5.359	3	滋賀	0.811	3
埼玉	125	4	和歌山	3.750	4	高知	0.384	4	秋田	0.524	4	沖縄	4.838	4	千葉	0.809	4
千葉	122	5	秋田	3.679	5	秋田	0.377	5	愛媛	0.523	5	滋賀	4.241	5	大阪	0.809	5
大阪	120	6	栃木	3.660	6	和歌山	0.366	6	和歌山	0.521	6	京都	3.107	6	愛媛	0.787	6
愛知	112	7	愛媛	3.605	7	栃木	0.364	7	栃木	0.501	7	千葉	2.958	7	埼玉	0.756	7
兵庫	98	8	三重	3.448	8	三重	0.354	8	岩手	0.491	8	栃木	2.692	8	和歌山	0.741	8
福岡	85	9	岩手	3.406	9	岩手	0.339	9	三重	0.480	9	兵庫	2.657	9	沖縄	0.726	9
茨城	82	10	宮崎	3.291	10	鳥取	0.335	10	宮崎	0.468	10	埼玉	2.632	10	大分	0.686	10
静岡	72	11	鳥取	3.202	11	石川	0.331	11	鳥取	0.463	11	愛媛	2.493	11	京都	0.660	11
栃木	69	12	福島	3.041	12	宮崎	0.324	12	福島	0.426	12	石川	2.414	12	栃木	0.659	12
三重	59	13	富山	3.009	13	富山	0.315	13	石川	0.416	13	和歌山	2.370	13	高知	0.648	13
広島	58	14	茨城	2.922	14	北海道	0.312	14	富山	0.414	14	三重	2.306	14	宮崎	0.620	14
岐阜	55	15	石川	2.914	15	岐阜	0.307	15	鹿児島	0.412	15	福岡	2.234	15	三重	0.618	15
新潟	55	15	鹿児島	2.872	16	京都	0.301	16	沖縄	0.406	16	愛知	2.207	16	兵庫	0.601	16
滋賀	54	17	岐阜	2.871	17	千葉	0.298	17	茨城	0.404	17	大分	2.195	17	北海道	0.580	17
福島	53	18	福井	2.842	18	福島	0.296	18	岐阜	0.400	18	富山	2.131	18	秋田	0.580	18
京都	49	19	徳島	2.774	19	神奈川	0.295	19	北海道	0.398	19	広島	1.977	19	鹿児島	0.558	19
群馬	48	20	沖縄	2.729	20	福井	0.295	20	福井	0.397	20	奈良	1.951	20	岩手	0.558	20
愛媛	46	21	島根	2.648	21	沖縄	0.293	21	島根	0.385	21	静岡	1.937	21	広島	0.547	21
鹿児島	44	22	新潟	2.620	22	茨城	0.288	22	徳島	0.383	22	香川	1.930	22	岐阜	0.535	22
長野	44	22	北海道	2.558	23	鹿児島	0.287	23	新潟	0.368	23	鳥取	1.886	23	茨城	0.534	23
岡山	41	24	群馬	2.540	24	島根	0.284	24	佐賀	0.365	24	福井	1.884	24	奈良	0.532	24
熊本	41	24	佐賀	2.538	25	徳島	0.281	25	長崎	0.356	25	山口	1.844	25	富山	0.529	25
大分	41	24	山口	2.420	26	兵庫	0.280	26	山口	0.355	26	佐賀	1.805	26	群馬	0.527	26
沖縄	40	27	熊本	2.416	27	新潟	0.275	27	熊本	0.351	27	岐阜	1.778	27	福島	0.523	27
岩手	39	28	山梨	2.402	28	東京	0.270	28	群馬	0.347	28	高知	1.740	28	石川	0.523	28
宮城	38	29	青森	2.318	29	埼玉	0.270	29	青森	0.340	29	宮崎	1.677	29	静岡	0.521	29
宮崎	34	30	長崎	2.316	30	山口	0.269	30	山梨	0.327	30	山梨	1.675	30	福岡	0.519	30
和歌山	33	31	山形	2.275	31	長崎	0.267	31	岡山	0.324	31	長崎	1.601	31	熊本	0.516	31
秋田	33	31	岡山	2.239	32	大阪	0.266	32	京都	0.319	32	鹿児島	1.599	32	長崎	0.502	32
石川	32	33	長野	2.214	33	広島	0.266	33	広島	0.319	33	熊本	1.564	33	山梨	0.493	33
山口	31	34	香川	2.181	34	佐賀	0.262	34	山形	0.316	34	宮城	1.485	34	福井	0.490	34
富山	30	35	広島	2.137	35	奈良	0.259	35	香川	0.304	35	茨城	1.475	35	愛知	0.489	35
長崎	29	36	静岡	2.041	36	熊本	0.257	36	長野	0.302	36	新潟	1.457	36	青森	0.465	36
青森	27	37	千葉	1.952	37	群馬	0.244	37	千葉	0.300	37	北海道	1.421	37	鳥取	0.451	37
高知	25	38	奈良	1.946	38	青森	0.243	38	奈良	0.292	38	秋田	1.380	38	徳島	0.449	38
奈良	25	38	京都	1.944	39	岡山	0.238	39	静岡	0.288	39	群馬	1.371	39	新潟	0.446	39
山形	23	40	兵庫	1.836	40	静岡	0.226	40	兵庫	0.288	40	山形	1.355	40	岡山	0.446	40
福井	21	41	埼玉	1.705	41	山形	0.225	41	埼玉	0.264	41	福島	1.340	41	長野	0.444	41
香川	20	42	宮城	1.690	42	福岡	0.224	42	福岡	0.256	42	青森	1.336	42	山口	0.438	42
佐賀	20	42	福岡	1.669	43	香川	0.222	43	宮城	0.249	43	岡山	1.261	43	香川	0.427	43
山梨	19	44	神奈川	1.507	44	山梨	0.222	44	神奈川	0.245	44	徳島	1.234	44	島根	0.417	44
徳島	19	44	愛知	1.501	45	長野	0.209	45	大阪	0.233	45	岩手	1.156	45	佐賀	0.413	45
鳥取	17	46	大阪	1.370	46	宮城	0.204	46	愛知	0.217	46	島根	0.928	46	宮城	0.374	46
島根	17	46	東京	0.945	47	愛知	0.195	47	東京	0.162	47	長野	0.915	47	山形	0.365	47
合計	2,547		合計	2.057		合計	0.278		合計	0.312		合計	2.069		合計	0.593	

注１　「人口当たり」とは、人口10万人当たりの死者数で、算出に用いた人口は総務省統計資料「人口推計」（令和6年10月１日現在）による。

２　「車両台数当たり」とは、１万台当たりの死者数で、算出に用いた車両台数は国土交通省統計資料「自動車保有車両数月報」（令和6年12月末現在）による。ただし、原付自転車（原付二種及び原付一種）並びに小特（ミニカー含む。）は、総務省統計資料「市町村税課税状況等の調」（令和6年７月１日現在）による。

３　「免許人口当たり」とは、１万人当たりの死者数で、算出の用いた免許人口は令和７年12月末現在の免許保有者数である。

４　「道路実延長当たり」とは、1000km当たりの死者数で、算出に用いた道路実延長は国土交通省統計資料「道路統計年報」（令和5年３月31日現在）による。

５　「走行台キロ当たり」とは、１億走行台キロ当たりの死者数で、令和３年度「全国道路・街路交通情勢調査」による路線（一般道路計）の24時間走行台キロから算出している。

（24時間走行台キロ×累計日数）

交通安全対策基本法（抜すい）

昭和４５年　６月　１日　法律第１１０号
改正 昭和４６年　６月　２日　法律第　９８号
同　５０年　７月１０日　同　第　５８号
同　５８年１２月　２日　同　第　８０号
平成１１年　７月１６日　同　第１０２号
同　１１年１２月２２日　同　第１６０号
同　１８年　５月１７日　同　第　３８号
同　２３年　８月３０日　同　第１０５号

（都道府県交通安全計画等）

第２５条　都道府県交通安全対策会議は、交通安全基本計画(陸上交通の安全に関する部分に限る。）に基づき、都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

２　都道府県交通安全計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前項に掲げるもののほか、都道府県の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　都道府県交通安全対策会議は、毎年度、都道府県の区域における陸上交通の安全に関し、当該区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関及び都道府県が構ずべき施策に関する計画（以下「都道府県交通安全実施計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、都道府県交通安全実施計画は、交通安全業務計画（陸上交通の安全に関する部分に限る。）に抵触するものであってはならない。

４　都道府県交通安全対策会議は、第一項の規定により都道府県交通安全計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告し、並びに都道府県の区域内の市町村の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

５　都道府県交通安全対策会議は、第三項の規定により都道府県交通安全実施計画を作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

６　第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

愛知県交通安全対策会議条例

（昭和４５年１０月１６日　愛知県条例第５２号）
改正 昭和６２年　３月２７日　愛知県条例第　８号
平成１７年１０月２１日　愛知県条例第８８号

（趣旨）

第１条　この条例は、交通安全対策基本法(昭和４５年法律第１１０号）第１７条第５項の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第２条　会長は、会務を総理する。

２　会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

（委員）

第３条　部内の職員のうちから指名される委員の数は 10 人以内とし、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の数は５人以内とする。

２　市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項の委員は、再任されることができる。

（特別委員）

第４条　対策会議に、特別の事項を審議させるため、特別委員若干人を置くことができる。

２　特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

３　特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第５条　対策会議に、幹事を置く。

２　幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

３　幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、対策会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が対策会議にはかって定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和６２年３月２７日条例第８号）

この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年１０月２１日条例第８８号）

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

愛知県交通安全対策会議運営要綱

（趣旨）
第１条　この要綱は、愛知県交通安全対策会議条例(昭和４５年愛知県条例第５２号）第６条の規定に基づき、愛知県交通安全対策会議（以下「対策会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（会議）
第２条　対策会議は、会長が招集する。
２　対策会議を招集しようとするときは、あらかじめ文書により開催の日時及び場所並びに議案を各委員に通知するとともに、関係資料を送付するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
３　対策会議においては、会長が議長となる。
４　対策会議は、議長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)並びに委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
５　対策会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
６　会議に出席することができない委員及び議事に関係のある特別委員は、議案に関し、あらかじめ書面及びその他の方法により意見を述べることができる。
７　委員及び議事に関係のある特別委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選定し、その者を出席させることができる。この場合において、代理者は、委員とみなす。
（会議の公開等）
第３条　対策会議の会議は、これを公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。
(1) 愛知県情報公開条例（平成１２年愛知県条例第１９号）第７条に規定する不開示情報に該当する情報を含む案件を審議する場合
(2) その他対策会議が非公開とする旨を議決した場合
２　対策会議の傍聴方法等については、別途定める。
（会議録）
第４条　対策会議の会議については、会議録を作成し、出席者のうち議長が指名する者２名が、これに署名押印するものとする。
２　会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1) 開催の日時及び場所
(2) 出席者及び欠席者の氏名
(3) 会議に付した事項
(4) 議事の経過
(5) その他必要と認めた事項
３　会議録の保存年限は、５年とする。
（意見聴取）
第５条　会長は必要があると認めるときは、対策会議に委員及び特別委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
（幹事会）
第６条　対策会議に幹事会を置く。
２　幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが議長となる。
３　幹事会は、次の事項を処理する。
(1) 対策会議に提出する議案の作成
(2) その他会長から命ぜられた事項
４　幹事会の協議事項は、会長に報告しなければならない。
（庶務）
第７条　対策会議の庶務は、愛知県防災安全局県民安全課において処理する。
（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が定める。

附　則
この要綱は、昭和４５年１１月４日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１２年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１４年６月１３日から実施する。
附　則
この要綱は、平成１８年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成３０年４月１日から実施する。
附　則
この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。

愛知県交通安全条例

平成２６年１０月１４日条例第５５号

愛知県交通安全条例をここに公布する。

愛知県交通安全条例

道路交通は、私たちの日常生活や経済活動の基盤であり、私たちは、道路交通の発達により利便性等の多くの恩恵を受けている。

しかし、その一方で、本県では、交通事故が多発し、毎年多くの人命が失われている。一瞬にして人命を奪い、人々の平和な暮らしを脅かす交通事故をなくすることは、県民の切なる願いである。

交通事故の防止については、これまでも様々な取組が行われてきており、それらの取組により、交通事故の発生件数は減少してきているが、なお依然として多数の交通事故が発生する状況が続いている。

交通事故をなくするためには、私たち一人一人が、交通事故の被害者の存在に思いをいたし、人命の尊重を最優先にして、交通の安全の確保に向けた取組を一層進めることが必要である。

私たちは、このような認識を共有し、一体となって、交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進するため、ここにこの条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、道路交通の安全（以下「交通の安全」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通の安全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県、市町村、県民、事業者等が一体となって行う交通事故のない社会の実現を目指した取組を推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　交通の安全は、人命尊重の理念に基づき、交通事故のない社会の実現を目指すことにより確保されなければならない。

２　交通の安全は、県民及び事業者（以下「県民等」という。）の交通事故のない社会の実現を目指した自主的な取組が促進されることにより確保されなければならない。

３　交通の安全は、県、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び県民等の組織する交通の安全に関する活動を行う団体（以下「交通安全関係団体」という。）が相互に連携を図りながら協力して一体となって取り組むことにより確保されなければならない。

（県の責務）

第３条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、交通の安全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市町村に対する協力等）

第４条　県は、市町村が実施する交通の安全に関する施策に協力するものとする。

２　県は、交通安全関係団体が行う交通の安全に関する活動を促進するため、助言その他の支援を行うよう努めるものとする。

（県民の責務）

第５条　県民は、基本理念にのっとり、日常生活における交通の安全の確保に自ら努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通の安全に関する教育の実施その他の交通の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する交通の安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の高齢者等の安全な通行への配慮）

第７条　県民は、高齢者、障害者並びに児童、生徒及び幼児（以下「高齢者等」という。）の交通の安全を確保するため、高齢者等が安全に道路を通行することができるように配慮するよう努めなければならない。

（県民の自転車の安全な利用）

第８条　県民は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等その安全な利用に努めなければならない。

（県民等の飲酒運転の根絶のための取組）

第９条　県民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、職場及び地域において、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

２　酒類を提供する飲食店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼び掛けるポスター等を客の見やすい場所に掲示する等の取組を行うことにより客の飲酒運転が根絶されるよう努めなければならない。

（交通の安全に関する県民運動の推進）

第１０条　県は、市町村及び関係行政機関並びに県民等及び交通安全関係団体と連携して、交通の安全に関する県民運動（以下「県民運動」という。）を推進するものとする。

（交通事故死ゼロの日）

第１１条　交通事故による死者が生じないよう社会全体で特に努める日として、交通事故死ゼロの日を設ける。

２　交通事故死ゼロの日は、毎月１０日、２０日及び３０日とする。

３　県は、交通事故死ゼロの日には、交通死亡事故の防止を図るための県民運動を推進するものとする。

（道路交通環境の整備）

第１２条　県は、交通の安全の確保に必要な道路交通環境の整備を図るため、信号機、道路標識等の交通安全施設の整備、交通の規制及び管制の合理化、道路の使用の適正化等の措置を講ずるものとする。

２　県は、住宅地、商店街、学校の周辺等の道路について前項に規定する措置を講ずるに当たっては、歩行者、特に高齢者等の保護が図られるように配慮するものとする。

（交通の安全に関する教育の推進）

第１３条　県は、県民が、交通の安全を確保することの重要性について理解を深めるとともに、そのための行動をすることができるよう、家庭、学校、職場等における交通の安全に関する教育を推進するものとする。

（交通の安全に関する広報及び啓発）

第１４条　県は、高齢者等の交通の安全の確保の徹底、自転車の安全な利用、飲酒運転の根絶、自動車の全ての座席におけるシートベルトの着用の徹底、チャイルドシートの適切な使用その他の交通の安全に関し必要な事項について広報及び啓発を行うものとする。

（交通事故による死者が多数となった場合における警報の発令等）

第１５条　知事は、県内において交通事故による死者が多数となり、県民等に対し注意を喚起するため必要があると認めるときは、その状況を周知するための警報を発するとともに、市町村、関係行政機関、交通安全関係団体等と連携して交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を実施するものとする。

（交通の安全に関する技術の研究開発の促進等）

第１６条　県は、自動車の安全な運転を支援し、又は交通事故の発生時における被害の軽減に資する技術の研究開発の促進及びその成果の普及を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第１７条　県は、交通の安全に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県交通安全対策会議名簿

（2026年4月）

＜会 長＞ 1名

機関名	職名	氏名
愛知県	知事	大村秀章

＜委 員＞ 25名

機関名	職名	氏名
中部管区警察局	局長	一瀬圭一
中部経済産業局	局長	寺村英信
中部運輸局愛知運輸支局	局長	神谷昌文
名古屋地方気象台	台長	吉松和義
東海総合通信局	局長	増山寛
愛知労働局	局長	小林洋子
中部地方整備局	局長	森本輝
愛知県	副知事	江口幸雄
	政策企画局長	青山泰司
	防災安全局長	岡田晴道
	県民文化局長	金山敏和
	男女共同参画推進課長	山﨑幸江
	福祉局長	緒方武俊
	保健医療局長	長谷川勢子
	経済産業局長	川出仁史
	建設局長	西川武宏
	都市・交通局長	多田龍介
愛知県教育委員会	教育長	纐纈知行
愛知県警察本部	本部長	佐藤隆司
名古屋市	副市長	杉野みどり
	消防局長	伊藤一義
愛知県市長会	理事	日永貴章
愛知県町村会	行財政部会副部会長	田中清高
愛知県女性団体連盟	副会長	内藤里巳
愛知県交通安全母の会	会長	松岡英子

＜特 別 委 員＞ 4名

機関名	職名	氏名
東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本部長	新田雅巳
中日本高速道路株式会社	名古屋支社長	前川利聡
愛知県道路公社	理事長	上田敏隆
名古屋高速道路公社	理事長	松井圭介

愛知県交通安全対策会議幹事名簿

（2026年4月）

機関名	職名	氏名
中部管区警察局	広域調整第二課長	伊藤勝彦
中部経済産業局	総務課長	篠田顕一
中部運輸局愛知運輸支局	支局長	小川賢二
名古屋地方気象台	防災管理官	牛島孝友
東海総合通信局	総務課長	吉村英樹
愛知労働局	労働基準部安全課長	堀口健一
中部地方整備局	名古屋国道事務所長	神田忠士
愛知県	広報広聴課長	佐藤雅則
	消防保安課長	柳沢彰彦
	県民安全課長	神田圭介
	県民生活課長	永田泰之
	社会活動推進課長	田中泰之
	学事振興課私学振興室長	大竹隆夫
	男女共同参画グループ課長補佐	中村克成
	高齢福祉課長	加藤千恵子
	児童家庭課長	小澤美紀
	子育て支援課長	鈴木陽子
	医務課長	古川大祐
	次世代モビリティ産業課長	土井健輔
	道路維持課長	夏目和紀
	道路建設課長	松下雅浩
	都市計画課長	青柳克彦
	都市整備課長	伊藤俊司
	公園緑地課長	湯浅健司
	交通対策課長	田口敦史
愛知県教育委員会	あいちの学び推進課長	木全貴治
	高等学校教育課長	鶴見泰文
	義務教育課長	小川康夫
	特別支援教育課長	伊藤徹
	保健体育課長	伊與田賢
愛知県警察本部	交通総務課長	志治正己
	交通指導課長	山本清文
	交通捜査課長	木村薫史
	交通規制課長	玉腰元己
	運転免許課長	大和洋之
名古屋市	地域安全推進課長	鈴木隆幸
	道路維持課長	鈴木淳示
	街路計画課長	横山哲也
	救急課長	上村潤也
名古屋市教育委員会	義務教育課長	畑生理沙
愛知県女性団体連盟	役員	山本広枝
愛知県交通安全母の会	副会長	秋田照美
東海旅客鉄道株式会社	管理部総務課長	大竹洋樹
	施設部管理課担当課長	柳原雄一
中日本高速道路株式会社	交通管制課長	毛利英雄
愛知県道路公社	事業課長	麻生亨
名古屋高速道路公社	交通管理担当課長	茂木帝士